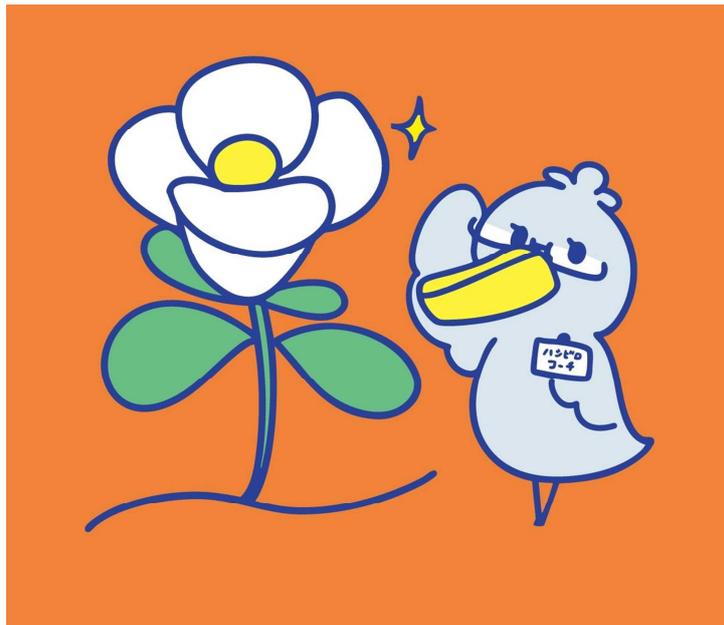


# 高知県子ども計画



※「高知県子ども計画」イメージキャラクター「ハシビロコーチ」

令和7年4月

高知県

## ご挨拶

令和5年4月に施行された「子ども基本法」は、子どもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たり、子ども施策を社会全体で総合的に、強力に実施していく包括的な法律です。

この法律によって、全国で子育て支援は当然のこと、若者の就職支援等も含め、だれもが幸福な生活を送ることができる社会を目指すための取組が進められています。



本県では、これまでもすべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、高知県子ども条例（平成25年4月1日施行）を定めるなど、子どものより良い環境づくりに取り組んでまいりました。しかし、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等のさまざまな問題が複合的且つ複雑化しており、すべての子どもが幸せな環境で暮らしているとは言い難い状況です。

こうしたことから、本県では「子ども大綱」（令和5年12月閣議決定）を勘案し、本県の子ども施策の取組の方向性をお示しする「高知県子ども計画」を策定いたしました。子ども・子育て支援法や子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画をはじめ、子どもの貧困やひとり親家庭への支援など、これまで個別に策定していた6つの県計画を「高知県子ども計画」に一元化し、総合的に子ども施策を進めてまいります。

特に本県の出生数の減少は深刻であることから、令和6年3月に人口減少対策のマスタープランである「高知県元気な未来創造戦略」を策定し、「子どもまんなか社会」の実現に向けて、少子化対策を部局横断的に複合的にさまざまな施策を強化しています。

また、男性の育児休業の取得促進を原動力に、男女が分担して家事や育児を行う生活スタイルの普及を目的に、令和6年には、県、市町村、経済団体が『「共働き・子育て」推進のこうち協働宣言』を発表し、深刻な少子化傾向からの反転を目指して官民協働で施策のPDCAを回していくなど、オール高知の体制で取組を進めています。

子どもや若者を含めたあらゆる世代の人々が安心して暮らせる高知県となるように、家庭、学校、地域、行政、民間のさまざまな団体が相互に連携しながら取組を進めることが重要です。

次世代を担う大切な子どもが、自尊心や自己肯定感を育み、健やかに成長できることを強く願うとともに、本県の「子どもまんなか社会」の実現を目指して、子どもや若者ら当事者の意見を聞き、その声を大切にしながら施策を進めてまいります。

最後に、今回の計画策定にあたりご審議を賜りました高知県少子化対策推進県民会議「子ども計画策定部会」の委員の皆様をはじめ、ご意見やご提言をお寄せいただいた県民の皆様から感謝を申し上げます。

令和7年4月

高知県知事 瀨田 省司

# 目次

---

## 第1章 基本方針（1P－3P）

1. 計画策定の背景
2. 計画期間
3. 理念
4. 取組方針
5. 計画の位置づけ
6. 評価・見直し
7. 施策の推進体制
8. 責務

## 第2章 計画の内容

### 1. ライフステージを通じた横断的な支援

#### （1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（4P）

- 1) こども・若者の権利に関する普及啓発

#### （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（6P）

- 1) 遊びや体験活動の推進
- 2) 生活習慣の形成・定着
- 3) こどもまんなかまちづくり
- 4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- 5) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進
- 7) 特定分野に特異な才能のあるこどもの応援
- 8) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援
- 9) 教育を通じた男女共同参画の推進
- 10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等
- 11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組

#### （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（30P）

- 1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- 2) 学校健康診断情報の電子化
- 3) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

#### **(4) こどもの貧困対策 (32 P)**

- 1) 教育の支援
- 2) 生活の安定に資するための支援
- 3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4) 経済的支援
- 5) 必要な支援の利用を促す取組

#### **(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (39 P)**

- 1) 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- 2) 障害のあるこども・若者の学びの充実

#### **(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (46 P)**

- 1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
- 2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- 3) 一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援
- 4) 親子関係の再構築等支援
- 5) 性的虐待の被害者等となったこどもからの事情聴取
- 6) こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援
- 7) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- 8) 社会的養護経験者等に対する支援
- 9) ヤングケアラーへの支援

#### **(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (53 P)**

- 1) こども・若者の自殺予防対策
- 2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- 3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- 4) 生命（いのち）の安全教育の推進
- 5) こども・若者が相談しやすい体制の整備
- 6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進
- 7) 体系的な安全教育の推進
- 8) 非行防止と相談支援、自立支援の推進
- 9) 関係機関・団体の連携の推進
- 10) 矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実
- 11) 非行や犯罪に及んだこどもや若者を見守る社会気運の向上

## 2. ライフステージに応じた支援

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで (73P)

- 1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- 2) 出産に関する支援等の更なる強化
- 3) 産前産後の支援の充実と体制強化
- 4) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供
- 5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- 6) 乳幼児健診等の推進
- 7) 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
- 8) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等
- 9) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善
- 10) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援
- 11) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

### (2) 学童期・思春期 (86P)

- 1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等
- 2) 改訂版生徒指導提要に基づく生徒指導の充実
- 3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 4) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- 5) 道徳教育の推進
- 6) 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進
- 7) 学校保健の推進
- 8) 学校給食の普及・充実、食育の推進
- 9) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- 10) 放課後児童対策
- 11) 小児医療体制の充実
- 12) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援
- 13) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等
- 14) 主権者教育
- 15) 消費者教育
- 16) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
- 17) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育
- 18) いじめ防止対策の強化
- 19) 地域におけるいじめ防止対策の体制構築・連携強化
- 20) 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化
- 21) 不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析
- 22) 校則の見直し
- 23) 体罰や不適切な指導の防止

- 24) 高校中退の予防
- 25) 高等学校中途退学後の支援

### **(3) 青年期 (112P)**

- 1) 高等教育段階の修学支援
- 2) 高等教育の充実
- 3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- 4) 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援
- 5) 大学等における生涯学習の取組の推進
- 6) 新規学卒就職者等への支援
- 7) 若者への就職支援
- 8) 若者にとって魅力ある地域づくり
- 9) 「賃上げ」に向けた取組
- 10) 個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援
- 11) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 12) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## **3. 子育て当事者への支援**

### **(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (124P)**

- 1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
- 2) 高等教育費の負担軽減
- 3) 児童手当

### **(2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (125P)**

- 1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
- 2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- 3) 家庭教育支援

### **(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (133P)**

- 1) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

### **(4) ひとり親家庭への支援 (138P)**

- 1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
- 2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化
- 3) 養育費の確保及び親子交流への支援

#### **【別添】**

- ・教育・保育の提供体制等について
- ・地域子ども・子育て支援事業（法定事業）に講ずる措置等

# 第1章 基本方針

## 1. 計画策定の背景

高知県では、すべてのこども<sup>1</sup>が心豊かに成長できる社会の実現を目的に、平成16年に「高知県子ども条例」を制定し、こどもの尊厳と権利が守られ、健やかに成長できる環境づくりに取り組んできました。生活する場所や家庭環境、心身の状況に関わらず、すべてのこどもはかけがえのない存在であり、大切にされ、愛され、夢や希望を持って暮らす権利があります。

しかし、こどもは、保護者や養育者をとりまく経済状況、社会情勢、地域社会、家族の状況などのさまざまな変化によって影響を受けます。すべてのこどもが幸せに暮らせることが県民の願いですが、依然として、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、暴力や差別など、厳しい環境にあるこどももいます。このため本県では、家庭、学校、地域、行政が連携し、こどもが自らの力を発揮しながら、自尊心と他者を思いやる心を育み、夢と希望を持って安心して育つことができる、心豊かに成長できる社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。

本県では、少子化対策として、こどもの誕生前からの切れ目のない子育て支援を実施していますが、令和5年の人口動態統計による本県の出生数は3,380人で、1人の女性が一生のうちに産むこどもの数の指標となる合計特殊出生率は1.30と、深刻な少子化に歯止めがかからない状況です。持続可能な人口構造に転換するために、本県では令和6年度から目指すべき3つの高知県像である「いきいきと仕事ができる高知」、「いきいきと生活ができる高知」、「安全・安心な高知」の実現に向けて、全庁を挙げて総合的に施策を展開しています。少子化対策には不断の施策強化が複合的に必要なため、こどもや若者らの当事者からの意見を幅広く聞きながら、さまざまな施策を進めていく必要があります。

国は、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こども施策<sup>2</sup>を総合的に推進する「こども大綱」を令和5年12月に策定しています。今回本県が策定する「高知県子ども計画」は、「こども大綱」を勘案して、これまで本県が取組を進めてきた各計画を包括的に見直すなど、一体的に策定しています。また、少子化対策に関係する高知県のその他の計画（高知県元気な未来創造戦略、日本一の健康長寿県構想、高知県中山間地域再興ビジョン）や第3期教育等の振興に関する施策の大綱、第4期高知県教育振興基本計画等の複数のこどもに関わる県計画との整合を図り、調和を保ちます。

## 2. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

<sup>1</sup>法令等で「子ども」「子供」と表記される場合を除き、本計画では「こども」と表記します。

<sup>2</sup>こども基本法第二条より、「こども」は、心身の発達の過程にある者をいう。「こども施策」は、①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を言います。

### 3. 理念

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県  
～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～

### 4. 子ども・若者の意見表明権を踏まえた取組方針

理念の実現のために、「子ども大綱」に示されている6つの方針に基づき、子ども施策に取り組みます。また、子ども・若者が自分自身に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利が保障されているということを認識し、それぞれの意見を踏まえて当事者のニーズに配慮した取組を行います。

- ① 子どもや若者を大事にし、一人ひとりの性格や特徴を尊重し、幸せになるための権利を守ります。  
こうして、今もこれからも一番良い状態で、成長できるようにします。
- ② 子どもや若者、保護者らの意見を大切に、話を聞いたり一緒に考えたりしながら進んでいきます。
- ③ 子どもや若者、保護者らに対して、どんな時でもしっかりとサポートできるようにします。
- ④ 子どもが良い環境で育つことができるように、貧しさや不平等をなくし、すべての子どもや若者が  
幸せに成長できるようにします。
- ⑤ 若者が安定して生活できるようにし、いろいろな考え方や価値観を尊重しながら、結婚や子育てに対する希望をかなえられるようにします。
- ⑥ さまざまな組織（学校、警察、市町村、民間団体等）と協力し、総合的に取り組みます。

### 5. 計画の位置づけ

子ども基本法第10条の規定に基づき、「子ども大綱」を勘案し、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第62条に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「都道府県計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」及び高知県子ども条例第10条に基づく計画と一体のものとして策定します。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第19条第1項に基づく計画の各施策を含みます。

### 6. 評価・見直し

「高知県子ども計画」の審議機関は、「高知県少子化対策推進県民会議」とし、進捗管理や評価、見直しを実施します。

なお、子ども・子育て支援法62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年3月29日第30号）第1条に基づき、「高知県子ども・子育て支援会議」で、高知県子ども条例第10条に基づく「子どもの環境づく

り推進計画」は、高知県子ども条例第 11 条に基づき「高知県子どもの環境づくり推進委員会」で審議します。

## 7. 施策の推進体制

高知県で子ども・若者が幸せな暮らしを実現するためには、社会全体で取り組むことが不可欠です。本県の子ども施策については、各施策の対象となる者（子どもや子どもを養育する者）、その他関係者の意見を踏まえ、当事者ニーズに配慮した事業を展開します。

また、「高知県少子化対策推進県民会議」、「高知県子ども・子育て支援会議」及び「高知県子どもの環境づくり推進委員会」等の意見も反映しながら、適切に計画の見直しを実施します。

なお、人権施策は「高知県人権施策基本方針－第 3 次改定版－」、障害者施策は「第 7 期高知県障害福祉計画・第 3 期高知県障害児福祉計画」、社会的養育施策は「高知県社会的養育推進計画（後期計画）」、教育施策は、「教育等の振興に関する施策の大綱」及び「高知県教育振興基本計画」によって、きめ細かな取組を進めてまいります。

## 8. 責務

高知県子ども条例を踏まえ、それぞれの責務を明確にし、連携しながら計画を進めていきます。

### ① 県

- ・高知県子ども条例及び本計画の理念にのっとり、施策を策定、実施します。また、市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する施策について、情報の提供や技術的な助言、その他の必要な支援に努めます。
- ・保護者、学校関係者等、県民の責務に配慮します。
- ・保護者、学校関係者等及び県民が、相互に連携、協働して行う取組を支援します。

### ② 保護者

- ・家庭が子どもが育つ基盤であること、保護者が子育ての重要な役割を有すること、子どもを大切に育てる責務を有することを認識します。
- ・子どもが高い規範意識を身につけること、自ら力を発揮して成長できるよう、深い愛情を持って育てます。子どもは、愛される権利があること、尊重される権利があることを伝えます。

### ③ 学校関係者等

- ・子どもの安全を確保します。
- ・子どもが安心して学びながら成長できる教育環境づくりに努めます。

### ④ 県民

- ・自らの意識や行動等が、子どもに与える影響を自覚し、自らの規範意識を高めます。
- ・子どもが健やかに成長できる社会環境づくりに努めます。

## 第2章 計画の内容

### 1 ライフステージを通じた横断的な支援

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者は権利の主体として尊重され、差別やいじめ、暴力等の人権侵害から守られなくてはなりません。こども基本法では、基本的人権を保障し、差別的な扱いを受けることがないようにすること、自分に直接関係する全ての事柄に関しての意見を言う機会を得られること、さまざまな社会的な活動に参加する機会を得られることなどが定められています。

本県は、美しく豊かな自然環境に恵まれており、この特性を十分に生かしながら、こどもと接する大人たちがそれぞれの役割や責任を認識して、こどもの成長を見守り、支えていかなければなりません。こどもや若者が、自尊心と他者を思いやる気持ちを育み成長できる環境をつくとともに、自分自身の考えや気持ちを大切に、希望を持って暮らすことのできる社会になるように、取組を進めます。また、こどもや若者の権利を尊重する意識を大人も高められるよう、取り組みます。

#### 1) こども・若者の権利に関する普及啓発

K P I	基準値	目標値
「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」と回答した学校の割合（強肯定の回答をした割合）	—	100%（R9）
「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合	43.5%（R4）	60%以上（R10）
「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もなかった」の割合	33.0%（R4）	20%以下（R10）

#### ① 高知県子ども条例及び高知県こども計画の普及啓発

##### 【現状と課題】

○本県では、こどもの尊厳や権利を守り、こどもが健やかに成長できる環境づくりを進めるために、「高知県子ども条例」を制定（平成25年4月改正施行）しています。今後、より一層、こどもや若者が権利の主体であることについての理解の促進や、こどもの意見を尊重して、多様な社会活動に参加できるよう取り組む必要があります。

##### 【取組の方向性】

◆高知県子ども条例に基づく「子どもの環境づくり推進委員会」では、15歳以上18歳未満の方を公募し、大人の委員と対等に意見を交わしています。今後も、こどもの意見を尊重しながら会議や事業を進めていきます。

◆「高知県こども計画」には、高知県子ども条例に基づく「子どもの環境づくり推進計画」も含まれています。「高知県こども計画」は、本県のこども施策のマスタープランとなるものであり、関係各課で、こどもや当事者らの意見を踏まえた取り組みを着実に実施していきます。

## ② 学校教育における人権教育の推進

### 【現状と課題】

○社会の進展に伴い人権課題が複雑化・多様化しており、これらの解決に向け、子どもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆人権教育推進事業

一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、人権教育主任の専門力の向上を図る研修の充実や、指定校における実践研究とその普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

## ③ 人権啓発活動の実施

### 【現状と課題】

○これまで、テレビやラジオ、新聞などのマスメディアによる啓発等を行ってきましたが、各種のハラスメントやインターネットを使った人権侵害など差別事象も多様化しています。このため、SNSの活用など、さらなる啓発や、県民が参加しやすい講演会やイベントの実施が必要です。

### 【取組の方向性】

◆人権啓発センターと連携し、従来のメディアを使った啓発だけでなく、SNSを活用した効率的な啓発や相談窓口のリーフレットの配布、県民が参加しやすい講演会やイベントを実施します。

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点となるのが、遊びや体験活動です。年齢や発達に応じて、基本的な生活習慣を身につけ、自然や文化芸術に触れたり、将来の職業を考えるきっかけとなる多様な体験の機会を得られることは、将来大人になった時の自己実現や幸福にもつながると考えられます。本県の豊かな自然や食といった地域資源を生かした体験や学びを通して、一人ひとりが主体的に物事を考えさまざまな経験を積み、失敗や成功を経験しながら、自分の好きなことや強みを生かした人生を送ることができるように後押ししていきます。

#### 1) 遊びや体験活動の推進

K P I	基準値	目標値
「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	72.5% (R5)	100% (R9)
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合目標	新規採用保育者研修： 41.8% (R5) 主任・教頭等研修： 86.8% (R5) 所長・園長研修： 85.4% (R5)	新規採用保育者研修 主任・教頭等研修 所長・園長研修  いずれも80%以上 (R9)
こども防災キャンプの実施	—	毎年2校程度継続して実施
体験見学会への参加者数 (高校生等の歴史資料調査見学)	14人 (R5)	60人 (R7～R11)
青少年の健全な育成を図ることを目的とする県立青少年教育施設の利用者数 (青少年：25歳未満)	138,124人 (R4)	155,000人 (R9)
森林環境学習の参加者数 (山の学習支援事業・山の一日先生派遣事業・宿泊型学習支援事業)	13,524人 (R5)	14,100人 (R9)
「児童生徒は、授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表を行うことができている」と回答した小・中学校の割合 (肯定的に回答した割合)	小学校：83.7% (79.0%) 中学校：73.5% (81.6%) * ( )内は全国平均 (R5)	小学校：90%以上、かつ全国平均以上 (R9) 中学校：85%以上、かつ全国平均以上 (R9)
県内文化施設の活用促進、教育普及事業の推進 出前講座、出前授業及び学校見学等の受入	(R5) 美術館：51件、文学館：49件、歴史民俗資料館：6件、坂本龍馬記念館：17件、高知城歴史博物館：1件	美術館：20件/年 文学館：100件/年 歴史民俗資料館：10件/年 坂本龍馬記念館：30件/年 高知城歴史博物館：30件/年

文化芸術の発表の場や機会の充実に関して発表の機会の提供を行った延べ団体数	8 団体／年 (R5)	30 団体／年 (R 8)
高知県芸術祭の参加団体数	83 団体 (R5)	120 団体以上 (R 8)
中山間地域へのアーティスト派遣に係る参加者数	—	100 人 (R 8)
①文化人材育成講座の対面及び zoom 参加、アーカイブ配信による受講者数 ②文化人材の育成講座において、郷土技能等に関する講座の開催	①1,314 人 (R5)	①：年間 350 人 (R 8) ②：1 講座 (R 8)
①「とさぶし」ホームページへのアクセス ②「とさぶし」Instagram の総フォロワー数	①年間 45,993 件 (R4) ②—	①年間 5 万件 (R 8) ②：400 人 (R 8)
まんが教室開催回数	17 回 (R 5) (参加者数：388 人)	22 回 (R 8) (参加者数：390 人)
学校の授業時間以外で、普段（月曜日から金曜日）1 日当たり 10 分以上読書を行う児童生徒の割合	小学校：59.6% (60.0%) 中学校：48.9% (49.4%) * ( ) 内は全国平均 (R5)	小学校：70%以上 (R9) 中学校：60%以上 (R9)

### ① 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進

#### 【現状と課題】

○国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等において、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育・保育の質の向上に取り組むことが必要です。

○教育的な意図やねらいをもち、こどもの育ちを促すための環境を通じた教育・保育が県内全域で展開されるための支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆県内のどこにいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園が行う園内研修の取組を支援します。

#### 【参考】

・教育・保育の質の向上に関する園内研修（外部から講師等を招聘して行うもの）を実施している園の割合：54.4% (R 5) ⇒ 80%以上 (R 9)

◆園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践に向けた PDCA サイクルを構築できるよう「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用しながら、各園が行う園評価の取組を支援します。

#### 【参考】

・園評価を実施している園の割合：98.3% (R 5) ⇒100% (R 9)

◆保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、基本研修やキャリアアップ研修を実施します。

◆幼児教育の充実に向けた市町村の主体的な取組を促すため、市町村の教育長をはじめ、行政職員を対象とした幼児教育の理解・促進に向け研修を実施します。

## ② こども・若者の体験活動の推進

### 【現状と課題】

#### ○起業について学ぶ機会の提供

「起業」は、やりたいことを仕事にすることができますが、身近に起業している大人が少ないことから、「起業」を将来の仕事としてイメージできる児童生徒は少数です。このため、起業家との交流や起業体験ワークショップ等、起業への理解を深めてもらうための取組が必要です。

#### ○アニメ産業に親しみを感じてもらうための取組

県内にアニメ産業を集積させる取組を進めていますが、「アニメ」が将来の仕事の選択肢になることを知る児童生徒は少数です。このため、アニメ産業について知ってもらい、関心を高めてもらうための取組が必要です。

#### ○防災について学ぶ機会の提供

災害についての知識や身の守り方を知らないこども達が多く、事前避難の有効性など、わかりやすく教育していく必要があります。

#### ○本県の歴史を伝える取り組み

高知県の歴史を後世へ伝え残すには、歴史への興味・理解を深めること及び調査を担える人材の確保が必要です。

#### ○スポーツの魅力を伝える

地域によってはこどもの減少や指導者不足などにより、こどもたちのスポーツ環境が充分でない状況があります。

#### ○教育旅行の促進

令和5年度の県内学生の受入実績は562名です。課外活動としても受け入れ可能な体験コンテンツを、県内の学校に周知していくことが必要です。

#### ○学びを育む体験活動の推進

- ・多様な体験プログラム等を通じて健全な青少年の育成を図る青少年教育施設は、整備から相当期間が経過している施設もあり、安全・安心に体験活動ができる環境の保持が課題です。
- ・こどもの生きる力の育成につながる、身近な自然環境を活用した自然体験学習や森林環境教育の充実に向けては、こうした体験学習等を推進できる地域人材の確保が必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆起業について学ぶ機会の提供

- ・自分の未来を切り拓こうとする気持ちを高めるとともに、働くこととはどういうことなのかの意識を芽生えさせ、「起業」がどういったものなのかを知ることができる、楽しみながら学べるイベントを開催します。
- ・起業への関心を高めることを目的に、会社設立から経営までを1日で疑似体験できる起業体験ワークショップを開催します。
- ・県内の児童生徒に起業を身近に感じてもらうため、県出身・在住の起業家を招いた講演会を開催します。

#### ◆アニメ産業に親しみを感じてもらうための取組

- ・業界で活躍するアニメクリエイターを本県に招き、仕事の内容や魅力を伝えてもらうことによって、若者にアニメ制作の仕事を身近に感じてもらう、アニメ制作の仕事に対する関心を高めます。

・プロのアニメーターの指導を受けながらアニメ制作を体験することで、若者にアニメ制作の楽しさや魅力を体感してもらい、アニメ制作の仕事に対する関心を高めます。

#### ◆防災について学ぶ機会の提供

子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を、授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習し、啓発への取組を進めます。

#### ◆本県の歴史を伝える取り組み

高校生が実際に歴史資料に触れたり撮影する体験を通じて歴史への興味・関心を持ち、将来的に高知県内で歴史の調査や研究を担うきっかけづくりを進めます。

#### ◆スポーツの魅力を伝える

子どもたちが身近な地域でスポーツに出会い、始めるきっかけづくりや、全国や世界を目指す選手の育成に取り組みます。

#### ◆教育旅行の促進

県内の学校関係者に対して、課外活動やSDG s 実践学習の場としての提案を行い、呼び込みを図ります。

#### ◆学びを育む体験活動の推進

- ・青少年教育施設の主催事業等を通して、学びを育む体験活動を推進します。
- ・身近な自然環境を活用した自然体験学習や森林環境教育など、学びを育む体験活動を推進できる森林活用指導者の育成に取り組みます。

#### 【参考】

・森林活用指導者育成研修の修了者数： 12名（R4）⇒40名以上（R9）

### ③ 自然体験等の体験の機会の確保・拡充に向けた取組の推進

#### 【現状と課題】

##### ○野鳥とのふれあい

野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が必要です。

##### ○学校における体験活動の推進（山の学習支援事業）

森林率 84%を有する本県の将来を担う子どもたちにとって、様々な環境問題に取り組む力を育む環境教育は重要です。森林環境学習を実施する小中学校等へ、学校独自の取組を進めるために補助を行っていますが、山の学習支援事業を実施している小中学校は県内全体の3割程度です。参加校を増やすことで、子どもたちの学習の機会の確保を進める必要があります。

##### ○環境活動支援センターの活用

未就学児や小学生向けの環境学習に対する講師の紹介・派遣は多く活用されていますが、中学生以上向けについては伸び悩んでいるため、環境学習プログラムについて幅広く紹介、PRしていくことが必要です。

##### ○県立牧野植物園での教育普及

整備した園地や新研究棟での子どもを対象とした学習プログラムは好評ですが、学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも全ての希望には添えていません。

##### ○県立月見山こどもの森の利用促進

学校、保育所の遠足等の受入回数が近年減少傾向にあります。

#### 【取組の方向性】

##### ◆野鳥とのふれあい

野鳥とのふれあい事業を通じて、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護及び自然環境保護についての意識を醸成します。

##### ◆学校における体験活動の推進（山の学習支援事業）

小中学校を訪問し、学習プログラムの提案等により実施校を拡大し、森林環境学習の参加者数を増やしていきます。

##### ◆環境活動支援センターの活用

学校、放課後児童クラブ等からの相談に随時対応し、適切な環境学習講師を紹介・派遣するとともにホームページや SNS も活用して情報発信を行い、環境学習の場、機会づくりを支援します。

##### ◆県立牧野植物園での教育普及

年間を通して学校に利用してもらえるようプログラムの充実を図ります。

##### ◆県立月見山こどもの森の利用促進

学校、保育所の遠足等の受入回数の増加に向け、広報活動やイベントの充実を図ります。

#### ④ 森林づくり、木育の推進

##### 学校における体験活動の推進（山の学習支援事業）【再掲】1 - (2) - 1) - ③

#### 【現状と課題】

○森林率 84%を有する本県の将来を担う子どもたちにとって、様々な環境問題に取り組む力を育む環境教育は重要です。森林環境学習を実施する小中学校等へ、学校独自の取組を進めるために補助を行っていますが、山の学習支援事業を実施している小中学校は県内全体の3割程度です。参加校を増やすことで、子どもたちの学習の機会の確保を進める必要があります。

#### 【取組の方向性】

◆小中学校を訪問し、学習プログラムの提案等により実施校を拡大し、森林環境学習の参加者数を増やしていきます。

#### ⑤ 子どもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実

#### 【現状と課題】

##### ○県内文化施設の活用促進、教育普及事業の推進

県立文化施設の特性を生かして、文化芸術や歴史に関する教育普及を目的とした出前講座の開催や学校見学の受入を行っていますが、中山間地域を中心にさらなる機会の創出が必要です。

##### ○文化芸術の発表の場や機会の充実等

幼少期から文化芸術に触れる機会の充実が必要です。

##### ○中山間地域での文化芸術に触れられる機会の拡大

中山間地域で文化芸術に触れる機会が少なく体験格差が見られます。このため、中山間地域において、文化芸術に触れる機会を増やすことが必要です。

##### ○文化人材の育成

文化芸術を地域振興等に繋ぐことができる人材を育成するためには、実践に移すきっかけづくりとなるような参加しやすい講座からスタートし、段階的にレベルアップできるプログラムの開設が必要です。

### ○文化広報誌の発行

文化広報誌「とさぶし」を発行していますが、高知の文化を担っていく若い世代（10～30代）の読者獲得が必要です。

### ○まんが教室の開催

本県は、「アンパンマン」のやなせたかし氏をはじめ、多くの漫画家を輩出しており、「まんが」をひとつの文化ととらえて、さらなる発展を目指しています。まんが文化の未来を担う人材育成に向けて、まんが教室の拡充が必要です。

### ○国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（よさこい高知文化祭2026）の開催

・令和8年秋に本県で国内最大規模の文化の祭典である「国民文化祭」が開催されます。また、障害のある人の生きがいや生活の質の向上等を目的とした「全国障害者芸術・文化祭」も一体的に開催されます。

・本大会をきっかけに文化芸術のさらなる振興や伝統芸能の再興・継承につなげるため、市町村等による文化芸術活動の磨き上げ等を進める必要があります。

・県内外における大会の認知度向上と気運醸成が必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆県内文化施設の活用促進、教育普及事業の推進

・学校や関係機関と連携し、出前授業の実施や校外学習活動の受け入れをより積極的に行うなど、子どもたちが芸術や文化、歴史に触れる機会の充実を図ります。

・貸切バスの一部助成を行うなど、学校単位での来館を促進します。

・出前授業の回数の多い施設の取組を参考に、学校向け学習プログラムの充実を図ります。

・総合的な学習の時間や特別活動、社会科の時間等において、県内文化施設の見学や出前授業を行うことで、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。

#### ◆文化芸術の発表の場や機会の充実等

・県内の文化芸術活動の情報を収集し発信します。

・県民が文化芸術に親しむことができるよう、芸術祭の参加事業者を増やし、県全域で盛り上げます。

・商店街等の関連団体と連携を図り、今後本県の芸術文化を担っていく若い世代の参加を促します。

#### ◆中山間地域での文化芸術に触れられる機会の拡大

中山間地域へアーティストを派遣し、実技指導や公演を開催することで、地域の文化芸術活動の充実を図ります。

#### ◆文化人材の育成

「文化芸術を地域振興等に繋ぐことができる人材の育成」をめざし、受講者のレベルに応じた3段階（基礎編、スタートアップ編、レベルアップ編）の講座を開催します。

#### ◆文化広報誌の発行

・冊子の配布先を精査し、若年層が手に取りやすい場所に設置します。

・若年層も楽しめるような特集内容を盛り込みます。

・ホームページを充実させ、冊子以外からも「とさぶし」の情報にアクセスできるように努めます。

・Instagramを開設し、「とさぶし」の知名度向上を図るとともに、若年層が興味を持つような投

稿を行います。

◆まんが教室の開催

教育委員会等に対して、まんが教室の積極的な呼びかけや案内を実施します。

◆国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（よさこい高知文化祭2026）の開催

- ・大会の実施に向けた文化芸術活動の磨き上げを支援します。
- ・イベントの実施などを通して、大会に向けた気運の醸成を図ります。

## ⑥ 読書活動の推進

### 【現状と課題】

○「自らの考えが上手く伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表をしている」と捉えている児童生徒は、教員の捉えより低い状況です。このため、学校図書館の機能、特に学習センターや情報センターの機能を活性化させ、児童生徒の言語能力及び情報活用能力の向上を図り、研究を県内に普及することが必要です。

○1日当たり、読書を10分以上する児童生徒の割合が伸びておらず、学校図書館を組織的に運営し、読書環境の整備や読書指導等を推進することが必要です。

○乳幼児期からの読書活動の取組は進んできましたが、小・中学校において、読書が好きなこどもの増加や、日常的な読書時間を増やすことにつながっていないことが課題です。

### 【取組の方向性】

◆学校図書館の機能を活性化させ、情報を正確に理解し、適切に表現する力の育成を図るため、学校図書館を活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む学校を指定し、実践研究を行います。

◆「第四次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書に興味・関心を持ち、充実した読書活動が行える児童生徒や、多種多様な情報から必要な情報を収集し、整理・活用できる児童生徒を育成するため、図書館資料及び整備の充実と、司書教諭及び学校司書の配置やその資質・能力の充実を図ります。

◆こどもたちが読書に興味や関心を持てるような読書環境の充実を図るために、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組めます。

### 【参考】

・「児童生徒に対する指導に関して、本やインターネット、図書館資料などを活用した授業を計画的に行った」と回答した小・中学校の割合（週に1回程度、または、それ以上行つたと回答した割合）：

小学校：44.6%（42.9%）（R5）、中学校：30.6%（26.1%）（R5）

\*（ ）内は全国平均 ⇒ 70%以上（R9）

## 2) 生活習慣の形成・定着

K P I	基準値	目標値
夜 10 時までに寝る幼児（3 歳児）の割合	93.4%（R5）	95%以上（R9）
親の育ちを応援する学習プログラムを活用できるファシリテーターの養成及び出前講座等への派遣	18 人養成、20 回派遣（R5）	20 人養成、20 回以上派遣（R9）
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学 5 年生 男子 81.6%（R4） 女子 80.4%（R4） 中学 2 年生 男子 78.3%（R4） 女子 72.1%（R4） 高校 2 年生 男子 75.0%（R4） 女子 76.0%（R4）	小学 5 年生 男女 全国平均値以上  中学 2 年生 男女 全国平均値以上  高校 2 年生 男女 80%以上（R11）

### ① 基本的な生活習慣の向上・確立

#### 【現状と課題】

○こどもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されていることから、保育所・幼稚園等や小学校等において、規則正しい生活を習慣化することの重要性を知らせるとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を図る必要があります。

#### 【取組の方向性】

##### ◆基本的な生活習慣の向上

こどもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催等の基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

##### ◆家庭教育支援の基盤形成

市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域で出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上に向けた支援を行います。また、家族のふれあいとこどもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

#### 【参考】

- ・「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組において、保幼小の参加園校の割合：61.9%（R4）⇒72%（R9）
- ・保護者向け3歳児学習会実施率：45.5%（R5）⇒80%（R9）

## ② 食育の推進

### 【現状と課題】

○朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、全国との差は縮まっているものの全国平均値よりも低い状態です。こどもの頃からの健康的な生活習慣の定着のため、食育を通じた健康教育と家庭への波及が必要です。

### 【取組の方向性】

◆食生活改善推進協議会と連携し食育講座を実施することで、生活習慣の改善を促し、健康的な生活習慣の定着を推進します。また、こどもを通して保護者に朝食摂取の重要性について啓発し、理解促進に取り組みます。

## 3) こどもまんなかまちづくり

K P I	基準値	目標値
通学路への対策 (道路事業)	91 箇所完了 (R 5 年度末) / 126 箇所	109 箇所完了 (R 9 年度末) / 126 箇所
通学路への対策 (都市計画街路事業)	6 箇所実施	2 箇所完了 (R 9 年度末) / 6 箇所実施
路線バスにおける低燃費、低床バス導入率	—	80%以上 (R 12 年度)
住民参加型の子育て支援センター数	16 か所 (R 4)	35 か所 (R 9)
こうち子育て応援の店登録店舗数	488 店舗 (R 4)	1,100 店舗 (R 9)

### ① こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり

#### 【現状と課題】

○こどもや子育て当事者が、遊具等の公園施設を常に安全・快適に利用できる環境を確保する必要があります。また、設置時から利用者のニーズが変化している施設については、ニーズを踏まえた更新が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆利用者のニーズを踏まえながら、遊具等の老朽化対策（更新・改修）等を着実に進めます。

### ② 通学路等の安全性の確保

#### 【現状と課題】

○道路事業に関しては、令和 3 年に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、通学路における安全点検を実施し、本県の管理道路における対策必要箇所 126 箇所の対策を重点的に実施しており、令和 5 年度末時点で、91 箇所の対策が完了しています。

○都市計画街路事業に関しては、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が合同で実施する通学路における安全点検で、危険とされた箇所について歩道の整備等の安全対策を行っており、現在、6 工区の歩道を整備しています。

【取組の方向性】

- ◆通学路における安全点検で危険とされた箇所<sup>①</sup>の安全対策工事を実施します。  
(道路事業 N = 18 箇所完了 都市計画街路事業 N = 2 箇所完了)

③ 公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化

【現状と課題】

○公園の整備について

子どもや子育て当事者が、遊具やトイレ等へ円滑にアクセスでき、安心、快適に利用できる環境を確保する必要があります。

○鉄道駅等のバリアフリー化について

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針において、一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上の鉄道駅及び軌道停留場については、バリアフリー化を実施するとされています。この基準に該当する県内の鉄道駅と軌道停留場のバリアフリー化は完了（高知駅・後免駅・はりまや橋停留所・高知駅停留所、他電停 52 ヶ所）しています。

○路線バスにおける低燃費、低床バスの導入について

県の「脱炭素社会推進アクションプラン」では、路線バスにおける低燃費、低床バスの導入率を2030年度までに約80%とする目標を掲げています。県内各バス事業者の路線バスにおける低燃費、低床バスの導入率は約70%（116/164台）で、導入率の向上が必要です。

【取組の方向性】

◆公園の整備について

公園施設の老朽化対策（更新・改修）等にあわせた、子ども等が必要としている設備の追加等により、利便性の向上を図ります。

◆鉄道駅等のバリアフリー化について

鉄軌道事業者の自主的な取組として、バリアフリー化に関する要望があった際には、高知県安全安心の施設整備事業費補助金または高知県公共交通活性化支援事業費補助金による補助を検討します。

◆路線バスにおける低燃費、低床バスの導入について

高知県バス運行対策費補助金及び公共交通活性化支援事業費補助金により、各バス事業者が導入する低燃費や低床バス導入に要する費用の補助を行います。

#### ④ その他の取組

##### 【現状と課題】

##### ○地域子育て支援拠点事業<sup>1</sup>

住民参加型の子育て支援の実現に向け、子育てピアサポーターや地域ボランティアによる敷居の低い相談体制の推進が必要です。

##### ○子育て応援の店

地域全体で子育てを応援する機運を醸成するため、地域の企業による子育て支援への参画の推進が必要です。

##### 【取組の方向性】

##### ◆地域子育て支援拠点事業

実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルテーション<sup>2</sup>やフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。

##### ◆子育て応援の店

企業が行う子育て支援サービスや子育て支援につながる商品開発、環境整備等の取り組みを支援します。

### 4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

K P I	基準値	目標値
県内文化施設の活用促進、教育普及事業の推進 出前講座、出前授業及び学校見学等の受入	(R5) 美術館：51件 文学館：49件 歴史民俗資料館：6件 坂本龍馬記念館：17件 高知城歴史博物館：1件	美術館：20件/年 文学館：100件/年 歴史民俗資料館：10件/年 坂本龍馬記念館：30件/年 高知城歴史博物館：30件/年
文化芸術の発表の場や機会の充実に 関して発表の機会の提供を行った延べ 団体数	28団体/年 (R4)	30団体/年 (R8)
高知県芸術祭の参加団体数	83団体 (R5)	120団体以上 (R8)
中山間地域へのアーティスト派遣に係る 参加者数	—	100人 (R8)
①文化人材育成講座の対面及び zoom参加、アーカイブ配信による受講 者数 ②文化人材の育成講座において、郷土 技能等に関する講座の開催	—	①：100 (R8) ②：1講座 (R8)

<sup>1</sup>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

<sup>2</sup>地域子育て支援拠点事業における課題解決のために有識者による助言・指導を行う取組で、講師が実際に拠点施設等を訪問し、実践の場を活用しながら助言・指導を行います。

①「とさぶし」ホームページへのアクセス ②「とさぶし」Instagramの総フォロワー数	①年間 45,993 件 (R4) ②—	①年間 5 万件 (R8) ②: 400 人 (R8)
公立高等学校の海外留学者数	11 人 (R4)	130 人 (R9)
CEFR A1 レベル (英検 3 級) 相当以上の英語力を有する中学校 3 年生の割合	37.9% (R4)	50%以上 (R9)

### ① こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実

#### 【再掲】1 - (2) - 1) - ⑥

### ② 国際理解教育の振興

#### 【現状と課題】

○グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティーと幅広い教養を持った、国内外で活躍できる人材の育成が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆異文化体験や外国人との相互コミュニケーション、国際交流等を通じて、こどもたちが国際的な視野を持ち、自ら主体的に行動できるグローバル人材として将来活躍できるよう、多様な価値観に触れる機会を確保する取り組みを推進します。(高校生の「探究型海外留学」への支援、留学フェアの開催、イングリッシュデイ等)

#### 【参考】

- ・県立高等学校における留学生受入れ校数： 2 校 (R4) ⇒ 5 校 (R9)
- ・留学フェアへの参加者数： 53 人 (R5) ⇒ 90 人以上 (R9)

### ③ 学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進

#### 【現状と課題】

○児童生徒が郷土への愛着と誇りを持つとともに、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけられるよう、英語で自分の意見を発信することができる人材の育成を進めていくことが必要です。

○中学校の英語の授業における言語活動の実施状況は全国と同等ですが、生徒の英語に対する興味・関心や理解は全国より低く、言語活動の質・量の向上や生徒の英語力を客観的に把握し適切に評価するなど、英語によるコミュニケーション能力を高めることが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、児童生徒が授業等で身につけた英語力を活用して発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につながる取組を推進します。

【参考】

・「生徒が授業中、50%以上英語で言語活動を行っている」と回答した中学校（中学校3年）の割合：  
76.3%（75.1%） \*（）内は全国平均（R5） ⇒ 85%以上、かつ全国平均以上（R9）

#### ④ 留学生交流・教育の国際化の推進

【現状と課題】

○国際理解教育の振興【再掲】1 - (2) - 4) - ②

グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持った、国内外で活躍できる人材の育成が必要です。

○私立学校に通う生徒への支援

留学費用の補助について、国庫補助事業であり、これまで国の採択事例がないため、補助が行っていません。

○大学による留学生への支援や国際交流プログラム等の実施

・留学生の出身国や状況は多様化しており、本県で安心して生活し、学業に専念できるよう、受け入れやサポート体制の整備が必要です。

・国際交流や海外留学に興味を持つ学生が少ないため、学生の語学力や専門性のレベルに応じた留学制度や国内研修・プログラムの提供が求められます。

【取組の方向性】

◆国際理解教育の振興【再掲】1 - (2) - 4) - ②

異文化体験や外国人との相互コミュニケーション、国際交流等を通じて、子どもたちが国際的な視野を持ち、自ら主体的に行動できるグローバル人材として将来活躍できるよう、多様な価値観に触れる機会を確保する取り組みを推進します。（高校生の「探究型海外留学」への支援、留学フェアの開催、イングリッシュデイ等）

◆私立学校に通う生徒への支援

予算化を行い、国の事業に採択された場合には補助を行い支援します。

◆大学による留学生への支援や国際交流プログラム等の実施

・留学生アドバイザーやボランティア制度等による留学生の生活サポートや、相談・受け入れ体制を整備します。

・学生それぞれの語学レベルや目標に合ったプログラムを提供することで、海外留学や国際交流への興味・関心を高めます。

## ⑤ 青年国際交流事業の実施による人材育成

### 【現状と課題】

○本県と韓国全羅南道は平成 28 年に姉妹交流協定を結び、高校生同士の交流を行っています。参加者相互の歴史や文化の理解促進に向けて、県内の幅広い学校からの参加を促すため、各学校への周知や協力依頼が必要です。

### 【取組の方向性】

◆韓国全羅南道と県内の青少年が交流することにより、多様な人や文化との出会い、各地への訪問を通じて国際理解を深め、将来的に両県道の交流に貢献できる人材の育成を目指します。

## ⑥ 国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流

### 【現状と課題】

#### ○国際理解教育の振興【再掲】1 - (2) - 4) - ②

グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティーと幅広い教養を持った、国内外で活躍できる人材の育成が必要です。

#### ○青年国際交流事業の実施による人材育成【再掲】1 - (2) - 4) - ⑤

本県と韓国全羅南道は平成 28 年に姉妹交流協定を結び、高校生同士の交流を行っています。参加者相互の歴史や文化の理解促進に向けて、県内の幅広い学校からの参加を促すため、各学校への周知や協力依頼が必要です

### 【取組の方向性】

#### ◆国際理解教育の振興【再掲】1 - (2) - 4) - ②

異文化体験や外国人との相互コミュニケーション、国際交流等を通じて、子どもたちが国際的な視野を持ち、自ら主体的に行動できるグローバル人材として将来活躍できるよう、多様な価値観に触れる機会を確保する取り組みを推進します。（高校生の「探究型海外留学」への支援、留学フェアの開催、イングリッシュデイ等）

#### ◆青年国際交流事業の実施による人材育成【再掲】1 - (2) - 4) - ⑤

韓国全羅南道と県内の青少年が交流することにより、多様な人や文化との出会い、各地への訪問を通じて国際理解を深め、将来的に両県道の交流に貢献できる人材の育成を目指します。

## 5) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

K P I	基準値	目標値（R9）
義務教育段階 「①環境の学習は大切だと思う」、「②環境を守るために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒（小学校5年、中学校2年）の割合（肯定的に回答した割合）	R 6 新設指標	70%以上
高等学校段階 「将来の社会を持続可能なものとするために、今後、環境や社会の問題を意識した行動に取り組んでいきたいと思う」生徒（高校3年）の割合	82.9%	70%以上

### ① 環境教育の推進

#### 【現状と課題】

- 高等学校では、研究指定校において、環境に関する内容をテーマにした研究に取り組むことにより、生徒の環境に対する意識の向上が図られています。また、県立高等学校では、各校の特色ある取組や指定校における研究の成果等を、全体で共有する機会や場面がまだ十分でないことから、指定校の在り方や情報発信の方法を見直す必要があります。
- 各校の環境教育に係る特色ある取組の発信や学習機会の充実を図り、児童生徒の環境意識のさらなる向上につなげることが必要です。
- 脱炭素社会の実現など、地球環境問題に関する指導を充実させる必要性が増しており、環境教育に係る教員の指導力をさらに向上させる必要があります。
- 学習指導要領等に基づく環境教育の実施により、児童生徒の環境意識の醸成が図られていますが、各学校の環境教育の充実に向けた情報提供及び周知の場や機会を設ける必要があります。

#### 【取組の方向性】

- ◆各校における学習指導要領等に基づく環境教育の実施に加え、研究指定校での実践や、各校の環境教育に係る取組事例の収集、ユネスコスクール<sup>3</sup>などの優良事例の普及・共有を行うことにより、児童生徒の環境意識のさらなる醸成を図ります。

#### 【参考】

- ・「高校入学以降の学習によって環境や社会の問題に対する意識や行動に変化があったと思う」生徒（高校3年）の割合：78.9% ⇒ 60%以上（R9）

<sup>3</sup>平和な社会の構築を目指すユネスコの理念の実現や、持続可能な社会の創り手づくりであるESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点として活動している学校

## 6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、

### STEAM教育<sup>4</sup>等の推進

KPI	基準値	目標値
「理科の勉強が好き」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合（肯定的に回答した割合）	小学校 78.1%（79.7%） 中学校 69.0%（66.4%） *（ ）内は全国平均（R4）	小学校 80%以上 中学校 70%以上 かつ全国平均以上 （R7）
学校経営計画において、「教科横断的な教育」の取組に記載された最終評価B以上の学校の割合	R6新設指標	100%（R9）
科学の甲子園（高知県大会）への参加校数	9校（R5）	増加させる（R9）
プログラミング教育の年間指導計画に基づき、発達段階に応じてプログラミング教育を実施している小学校の割合	R6新設指標	100%（R9）
起業家プログラム実施校生徒の事後アンケートでの21世紀型スキル（①批判的思考、②コミュニケーション、③協調性、④リーダーシップ）について、全ての項目の割合	①54%（R5） ②67%（R5） ③76%（R5） ④45%（R5）	①～④ 75%以上（R9）

#### ① 学校における理数系教育の推進

##### 【現状と課題】

##### ○理科教育の推進

各中学校が、自校の課題に加え、小学校での課題なども確認することや、方向性を共有して改善を進め、適宜進捗を図るような体制づくりを支援することが必要です。また、認定CST<sup>5</sup>が、実践を普及することで理科の授業の質的向上につなげるとともに、CSTの自主的で自律的な活動の在り方を普及していくことが必要です。

##### ○STEAM教育及びその核となる理数教育の充実・強化及び「科学の甲子園」（高知県大会）の開催

本県や日本の将来の担い手を育成するために、イノベーション創出の礎となる理数教育の充実やそれを核とするSTEAM教育の推進が求められており、それらを展開していくための本県高校教育の枠組みを再構築することが必要です。

<sup>4</sup>Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Liberal Arts）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと

<sup>5</sup>小・中学校教員の理科教育の指導力向上を図るための養成プログラムを履修した者

【取組の方向性】

◆理科教育の推進

児童生徒の理科の資質・能力を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図ります。また、生徒（中学校）の科学への興味・関心を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催します。

◆STEAM教育及びその核となる理数教育の充実・強化

本県の理数教育を先導するSSH（スーパーサイエンスハイスクール）<sup>6</sup>校の取組成果の普及等を通して、各校における情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等の学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教科横断的な教育の推進を図ります。

◆「科学の甲子園」（高知県大会）の開催

高校生が、チームで協力し、論理的思考力や判断力等を発揮して、数学や理科、科学技術に関する問題を解くこと、その過程や結果を発表すること等を通して、科学技術等に対する興味・関心、意欲・能力を高めます。

【参考】

・問題を科学的に解決（科学的に探究）する資質・能力を育成する授業づくりを行っている学校（CST 在籍校）の割合： \* R 6 新設指標 ⇒ 50%以上（R 9）

② 突出した意欲・能力を持つ子どもが最先端の探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育（起業家教育）を受けられる機会の創出

【現状と課題】

○ICT活用力の向上

小学校低学年から段階的にプログラミング的思考を育むため、小学校における系統的なプログラミング教育を充実させるとともに、プログラミング教育の組織的・計画的な取組を促進することが必要です。

○STEAM教育及びその核となる理数教育の充実・強化【再掲】1 - (2) - 6) - ①

本県や日本の将来の担い手を育成するために、イノベーション創出の礎となる理数教育の充実やそれを核とするSTEAM教育の推進が求められており、それらを展開していくための本県高校教育の枠組みを再構築することが必要です。

○起業家教育の実施

本県や日本の将来の担い手を育成するためには、課題解決に向けてチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究する資質・能力の育成が必要であり、そのひとつとして、起業家精神（アントレプレナーシップ）を育む教育プログラムを本県高校教育に取り入れることが必要です。

【取組の方向性】

◆ICT活用力の向上

小学校における組織的・計画的なプログラミング教育を促進する研修を実施し、系統的なプログラミング教育の充実を図ります。また、デジタル教材等を活用した研修を通して、ICTを活用した授業づくりを普及させます。

<sup>6</sup>文部科学省が指定する、将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、科学技術、理科・数学教育に関する研究開発等を行う高等学校及び中高一貫教育校

◆ STEAM教育及びその核となる理数教育の充実・強化【再掲】 1 - (2) - 6) - ①

本県の理数教育を先導するSSH（スーパーサイエンスハイスクール）校の取組成果の普及等を通して、各校における情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等の学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教科横断的な教育の推進を図ります。

◆ 起業家教育の実施

地域産業を活性化させ、地域に誇りと志を持って働く若者を育てるため、起業家教育を通して、自ら社会の課題を見つけ、課題解決に向けてチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりするための資質・能力を育成します。また、商業科2校（伊野商業高等学校、山田高等学校）で、ビジネスや金融の基礎を学びながら仮想会社の設立から新規事業の実施まで実社会に即した起業家プログラムを実施し、起業家精神の育成を図ります。

## 7) 特定分野に特異な才能のあるこどもの応援

K P I	基準値 (R 5)	目標値 (R 9)
「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合（肯定的に回答した割合）	小学校 84.2% (82.9%) 中学校 79.7% (74.9%) * ( ) 内は、全国平均	小学校 90%以上 中学校 85%以上 かつ全国平均以上
「学校の教員は、特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫等）をよく行った」と回答した小・中学校の割合	小学校 50.0% 中学校 39.8%	70%以上

### ① 特定分野に特異な才能のあるこどもに対する指導・支援

#### 【現状と課題】

○各学校において、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟の程度に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れることなど「個に応じた指導」の充実が図られてきています。通常の学級等で特異な才能のある<sup>7</sup>児童生徒や障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して学べるよう、合理的配慮<sup>8</sup>を含む必要な支援を受けられる環境調整が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆ICTを有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実させ、教科等を横断して実社会と関わる探究的な学びを実現します。

#### 【参考】

・特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で一人ひとりに配備されたPC・タブレットなどのICT機器を「ほぼ毎日」及び「週3回以上」使用と回答した小・中学校の割合：

小学校：46.7% (45.0%)

中学校：43.9% (35.7%) \* ( ) 内は全国平均 (R 5)

⇒ 70%以上、かつ全国平均以上 (R 9)

◆児童・生徒への対応については、校内研修等で活用できるように、特異な才能のある児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図ります。

<sup>7</sup>特異な才能のある・・・学問分野や芸術、スポーツなどの特定の分野において、普通より優れた能力、創造性、特定の課題に長時間集中して取り組めるなどの高い才能を有していること。

<sup>8</sup>障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

## ② 特定分野に特異な才能のあるこどもの応援（スポーツ）

### 【現状と課題】

○地域によってはこどもの減少や指導者不足などにより、こどもたちのスポーツ環境が充分でない状況があります。【再掲】1 - (2) - 1) - ②

### 【取組の方向性】

◆こどもたちが身近な地域でスポーツに出会い、始めるきっかけづくりや、全国や世界を目指す選手の育成に取り組めます。【再掲】1 - (2) - 1) - ②

## 8) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援

K P I	基準値	目標値
入試関連情報をホームページに公開するとともに、個別の相談に対応	実施 (R5)	実施 (R9)
日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入	100% (R3)	100% (R9)
夜間学級生徒アンケートで「学校生活に満足している」と肯定的に回答した生徒の割合	100% (R5)	80%以上 (R9)
日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合 外国籍・日本国籍	100% (R3)	100% (R9)
地域日本語教室の開設	-	外国人が100人以上の全市町村

### ① 高校及び大学等の修学支援制度について、広報、周知する取組の推進

#### 【現状と課題】

#### ○就学機会の確保に向けた支援

外国からの帰国等により、日本語指導が必要な生徒の県立高校への入学についての相談に、個別に対応しています。

#### ○私立学校に通う児童生徒の保護者への支援

経済的負担軽減のため、就学支援金や授業料減免、奨学給付金等の補助や給付を行っています。

#### ○大学の修学への支援

令和2年度から国の新制度がスタートし、令和6年度からは多子世帯及び私立大学理工農系に支援が拡充され、国による支援の充実が図られています。

#### 【取組の方向性】

#### ◆就学機会の確保に向けた支援

対象生徒の就学機会の確保に向けて、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を把握するとともに、保護者等へ入試関連情報が届けられるよう様々な手段、場面で情報提供を行います。

#### ◆私立学校に通う児童生徒の保護者への支援

保護者の経済的負担軽減のため、補助や給付等を継続します。

#### ◆大学の修学への支援

引き続き国の制度を注視するとともに、学生が安心して学ぶことのできる環境のために必要な支援を行います。

### ② 外国人等に対する日本語教育の推進

#### 【現状と課題】

##### ○公立学校における受入体制の整備と支援

日本語指導が必要な児童生徒への対応について、国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置を行うとともに、市町村教育委員会からの個別相談を実施しています。

##### ○夜間中学の充実、広報、周知

夜間中学について、外国籍の生徒の受け入れに向けて、生徒募集の要件を変更しました。

##### ○地域日本語教室の開設等

日本語学習を希望する全ての本県在住の外国人が環境や能力に応じて学ぶことのできる環境整備が必要です。

#### 【取組の方向性】

##### ◆公立学校における受入体制の整備と支援

・日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備を推進します。

・県立高等学校においては、日本語を母語としない生徒等への支援体制を整えた「多文化共生コース（仮称）」の設置に向けた検討を進めます。

##### ◆夜間中学の充実、広報、周知

中学校を卒業していない方や外国籍の方など、さまざまな背景を持つ方々の「学びの場」である公立夜間中学の教育活動の充実を図るとともに、生徒募集に向けた広報・周知活動を推進します。

##### ◆地域日本語教室の開設等

日本語教室を地域の国際交流拠点として位置づけ、日本人が日本語教育の活動に参加するとともに、外国人が生活に必要な日本語能力を習得し、相互交流を図ることで、地域の顔の見える関係づくりを推進します。

### ③ 外国人のこども・若者等への教育の充実

#### 【現状と課題】

○日本語指導が必要な児童生徒への対応について、国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置を行うとともに、市町村教育委員会からの個別相談を実施しています。

#### 【取組の方向性】

##### ◆公立学校における受入体制の整備と支援【再掲】1 - (2) - 8) - ②

・日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備を推進します。

・県立高等学校においては、日本語を母語としない生徒等への支援体制を整えた「多文化共生コース（仮称）」の設置に向けた検討を進めます。

#### ④ 外国人のこども・若者などに関する支援の実施等

##### 【現状と課題】

○県立中学校・高等学校においては、日本語指導が必要な生徒数が少ないことから、必要に応じて学習支援員を配置し、支援を実施しています。また、県教育センターでは、教職員を対象とした人権教育セミナーを通じて、外国人児童生徒等を取り巻く環境や日本語指導等に関する県内の現状について周知しています。

##### 【取組の方向性】

◆外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた日本語指導教員等の資質・能力の向上を図ります。

##### 【参考】

国の日本語指導者養成研修への参加者数 3名（R5）⇒年3名以上（R9）

### 9) 教育を通じた男女共同参画の推進

K P I	基準値	目標値
「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」と回答した学校の割合（強肯定の回答をした割合）	－	100%（R9）

#### ① 教育を通じた男女共同参画の推進

##### 【現状と課題】

##### ○人権教育推進事業【再掲】1－（1）－1）－②

社会の進展に伴い人権課題が複雑化・多様化しており、これらの解決に向け、こどもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要です。

##### ○こうち男女共同参画センターによるキャリア形成支援や啓発

高校生向けのボランティア体験や、大学生向けのキャリア形成支援を実施するとともに、学校等への出前講座を実施するなどの啓発を行っています。

セミナー等における30代以下の参加を促進することが必要となっています。

##### 【取組の方向性】

##### ◆人権教育推進事業【再掲】1－（1）－1）－②

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、人権教育主任の専門力の向上を図る研修の充実や、指定校における実践研究とその普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

##### ◆こうち男女共同参画センターによるキャリア形成支援や啓発

・出前講座の実施や各種セミナーの開催により、男女共同参画について知る・学ぶ・考える機会を提供します。

・大学生が、現代社会の様々な課題を学ぶとともに、県内のロールモデルの活躍を通して自分のキャリアや生き方を考える機会を提供します。

## ② 固定的な性別役割分担意識の解消への取組

### 【現状と課題】

○令和5年度に実施した「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関するWeb調査において、男性の方がその傾向が強いこと、性別に基づく役割や思い込みを言われたり、見聞きした経験は女性の方が多いいことなどが分かりました。

### 【取組の方向性】

◆アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマとした出前講座等を実施します。

## 10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等

K P I	基準値	目標値
学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)
心の教育センターにおける相談対応件数（来所・電話・メール相談等）	2,052件 (R 4)	前年度より向上 (R 9)

### ① 性的マイノリティの子ども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応の推進

#### 【現状と課題】

#### ○いのちの教育プロジェクト

各学校では、学習指導要領に基づいた保健教育が行われていますが、関係機関との連携や内容の充実について、地域差が見られることが課題です。

#### ○心の教育センター相談支援事業

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とする方に届くような広報の充実が必要です。

#### ○こうち男女共同参画センター管理運営事業

SOGIに関する講座を年1回開催しており、参加者の拡大や講座の拡充が必要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆いのちの教育プロジェクト

性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させます。あわせて、各地域における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできる子どもの育成」を目指します。

#### 【参考】

・県教育委員会が作成している「性に関する指導の手引き」を活用して、性に関する指導を実施した学校（小・中・高・特別支援学校）の割合： 89.4% (R 5) ⇒ 95.0%以上 (R 9)

#### ◆心の教育センター相談支援事業

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との

連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

◆こうち男女共同参画センター管理運営事業

オンラインを活用して講座の規模を拡大し、県職員にも講座の開催を案内します。

② **相談支援の実施**

【現状と課題】

○こうち男女共同参画センター管理運営事業

LGBTs に関する電話相談を月 1 回実施していますが、年間の相談件数は 20 件前後で、広報の拡大が必要です。

【取組の方向性】

◆こうち男女共同参画センター管理運営事業

関係機関等と連携した広報を継続して実施します。

**11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組**

【現状と課題】

○工科大学では令和 5 年度に女子エンジニア育成支援センターを設置し、理工系分野のジェンダーギャップ等の課題に対する組織的な取組を推進しています。また、令和 6 年度に新設したデータ&イノベーション学群において女子枠を創設しています。

○女子生徒の理系進路の選択を促進するためには、高校の文理選択前の段階において、生徒、保護者及び教員の理解促進が重要です。

【取組の方向性】

◆女子枠をさらに拡大し、女子生徒の理系進路選択を促進するとともに、中高と連携した説明会や講演の実施を継続します。

◆企業等と連携し、エンジニアを目指す女子学生を対象としたキャリア教育を実施する等、支援体制を充実強化します。

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

男女ともにこども・若者が、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、当事者が必要とする支援につながるできるよう、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

また、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への医療費の助成をはじめ、自立を支援するための取り組みを進めます。

#### 1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

##### ① プレコンセプションケアの推進

【現状と課題】

###### ○不妊専門相談センターの運営（性と健康の相談センター事業）

不妊専門相談センター「ここから相談室」を平成 24 年に設置し、不妊に関する医学的、専門的な相談や不妊、不育症等による身体や心の悩みなどについて、専門相談員が対応しています。

（令和 5 年度の相談件数は 33 件（電話相談 28 件、面接相談 5 件））

###### ○高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

本県では、10 代の人工妊娠中絶率や、性感染症の罹患率が高いという状況等から、平成 15 年度から実施しています。思春期のこどもの予期しない妊娠の予防を含めて、思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場となっています。一方、電話相談の件数は年々低下傾向にあります。

###### ○妊産婦等の生活援助【後掲】1 - (6) - 2) - ①

【取組の方向性】

###### ◆不妊専門相談センターの運営（性と健康の相談センター事業）

不妊で悩む夫婦等に対して、不妊に関する専門的な相談に応じるとともに的確な情報を提供します。

###### ◆高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場として運営していきます。

###### ◆妊産婦等の生活援助【後掲】1 - (6) - 2) - ①

##### ② 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進【後掲】2 - (2) - 13) - ①

##### ③ 特定妊婦等に対する支援の強化【後掲】1 - (6) - 8) - ②

##### ④ 産前産後の支援の充実と体制強化【後掲】2 - (1) - 3) - ①

##### ⑤ こども家庭センターの体制整備【後掲】1 - (6) - 1) - ①

##### ⑥ 出産・子育て応援交付金の推進【後掲】2 - (1) - 4) - ③

##### ⑦ 周産期医療体制の整備【後掲】2 - (1) - 2) - ①

##### ⑧ 小児医療体制の整備【後掲】2 - (2) - 11) - ①

## 2) 学校健康診断情報の電子化

K P I	基準値 (R5)	目標値 (R9)
校務支援システムを日常的に活用している教職員の割合 (システムのログイン率)	[市町村立学校] 管理職・学校事務 82.7% 教員 72.6% [県立学校] 管理職・学校事務 80.0% 教員 83.6%	割合を引き上げる

### 【現状と課題】

○学校健康診断情報は校務支援システムで扱われており、すでに電子化は完了しています。

### 【取組の方向性】

◆学校健康診断情報の活用など、国レベルで新たな動きが出てくれば対応します。

## 3) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

K P I	基準値	目標値
小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置数	1名 (R5)	1名 (R9)

### ① 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

#### 【現状と課題】

○慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等が必要です。

また、成人期に向けた支援と成人後の各種支援との連携強化が望まれており、教育機関と連携して、自立支援事業を強化し、切れ目ない支援を行うことが必要です。

#### 【取組の方向性】

##### ◆児童・家族の経済的な負担軽減のための支援

児童・家族の医療費負担軽減のため経済的支援を行います。

(小児慢性特定疾病医療の交付件数： 253件 (令和6年3月末))

##### ◆児童等の自立促進に向けた支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員を、こうち難病相談支援センターに配置し、児童等の状況、希望を踏まえ、成人後の生活の自立や就労に向けて、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との調整を行います。

##### ◆児童等の相談支援・日常生活支援

児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を福祉保健所で行います。また、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (4) こどもの貧困対策

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、令和3年時点で17歳以下のこどもの貧困率は11.5%であり、約9人に1人のこどもが貧困の状態にあるものと考えられます。

本県では、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく県計画として、平成28年3月に「高知家のこどもの貧困対策推進計画」を策定し、教育や福祉などの分野を中心に、こどもたちや保護者等への支援に取り組んできました。

こどもの貧困は、世代間の連鎖を通じて、こどもの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない問題です。県内で暮らす全てのこどもたちの現在から将来が、自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないように、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現を目指して取組を進めます。

#### 1) 教育の支援

K P I	基準値	目標値
国の無償化の対象とならない部分を含め、全市町村で多子世帯の保育料軽減の実施	全市町村（R5）	全市町村（R9）
要件を満たす対象児童生徒全員に、各市町村による補助等の支援の実施	—	全市町村
就学支援金や奨学給付金等の制度の利用を必要としている生徒に対する制度の周知	R5 制度の利用を必要としている生徒に対して制度が周知されている。	制度の利用を必要としている生徒に対して制度が周知されている。
若者サポートステーションの進路決定率（単年度、国事業実績を除く）	R6 新設指標	27.0%以上（R9）

##### ① 多子世帯等への保育料の軽減

###### 【現状と課題】

○令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されたが、その対象は満3歳以上のこどもと住民税非課税世帯や多子世帯の満3歳未満のこどもなど一部にとどまっています。

###### 【取組の方向性】

◆18歳未満のこどもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

##### ② 生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業

###### 【現状と課題】

○「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象として、就労進路選択等に関する支援や保護者への養育支援が必要です。

###### 【取組の方向性】

◆県福祉保健所に子育て支援専門員（会計年度任用職員）を各1名配置し、被保護世帯を

中心に定期的に訪問するアウトリーチ型の手法により、保護者のこどもへの関わり方を確認し、健全な生活習慣を身につけるための支援や、進路選択等に関する各種支援制度の情報提供や利用の助言を実施します。

◆学校等関係機関と連携し、ひきこもり状態にあるこどもや不登校のこどもに対応した支援を実施します。

### ③ 放課後等の学習支援

【現状と課題】

#### ○放課後等における学習支援事業

各小中学校では、学力定着に課題のある児童生徒に、放課後や、長期休業期間を利用した補充学習を実施しています。

#### ○学習支援員事業

家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要なこどもに対して、誰一人取り残すことがないよう、社会的自立に向けた支援を強化することが必要です。

【取組の方向性】

#### ◆放課後等における学習支援事業

放課後等学習支援員の配置に対して、財政的支援を行います。

#### ◆学習支援員事業

希望する県立高等学校および県立中学校に学習支援員を配置し、支援が必要な生徒に対して、学習面でのきめ細かなフォローを行います。

### ④ 義務教育段階の就学援助の実施

【現状と課題】

○全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図ることが必要です。

【取組の方向性】

◆経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品等の必要な支援を実施する制度についてホームページへ各市町村の問い合わせ先を掲載して周知を行います。

### ⑤ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減

【現状と課題】

○家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しいこどもがいます。

【取組の方向性】

◆高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図ります。

◆全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行います。

◆私立学校に通う児童生徒の保護者への支援【再掲】 1 - (2) - 8) - ①

保護者の経済的負担軽減のため、就学支援金や授業料減免、奨学給付金等の補助や給付を継続します。

## ⑥ 高等教育費の負担軽減

### 【現状と課題】

○大学の修学への支援【再掲】 1 - (2) - 8) - ①

令和2年度から国の新制度がスタートし、令和6年度からは多子世帯及び私立大学理工農系に支援が拡充され、国による支援の充実が図られています。

○私立専門学校の修学への支援

保護者の経済的負担軽減のため、授業料減免補助や奨学金の給付を行っています。

### 【取組の方向性】

◆大学の修学への支援【再掲】 1 - (2) - 8) - ①

引き続き国の制度を注視するとともに、学生が安心して学ぶことのできる環境のために必要な支援を行います。

◆私立専門学校の修学への支援

保護者の経済的負担軽減のため、補助や給付を継続します。

## ⑦ 若者サポートステーションにおける支援

### 【現状と課題】

○中学校卒業時や高等学校中途退学時に進路が未定であるなど、社会的自立に困難を抱える若者等がいます。修学支援等を行う「若者サポートステーション」<sup>9</sup>により多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるよう関係機関との連携が必要です。

### 【取組の方向性】

◆中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行います。

## 2) 生活の安定に資するための支援

K P I	基準値	目標値
フードバンク等へ寄附をする県民の割合	1.7% (R3)	3.4% (R7)
子ども食堂設置数	107 か所 (R5)	150 か所 (R9)
若者サポートステーションの進路決定率 (単年度、国事業実績を除く)	R 6 新設指標	27.0%以上 (R 9)
自立支援計画 (プラン) の策定率	29.5% (R 4)	50% (R 9)

<sup>9</sup>国事業と県事業の協働により社会的自立に困難を抱える若者等への修学・就労支援を実施する拠点

## ① 円滑な食品アクセスの確保の推進

### 【現状と課題】

○まだ食べられる食品が多数捨てられている一方で、食事に困窮している家庭も存在します。必要とする方々へ届くよう家庭の不要な未利用食品等を提供するフードドライブ活動の周知が必要です。

### 【取組の方向性】

◆不要な未利用食品の有効活用が図られるようフードドライブの取組周知を図ります。

## ② こどもの生活支援の強化

### 【現状と課題】

#### ○こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。「子ども食堂」は、「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能を担っており、各地域へのさらなる展開が期待されます。

#### ○少年非行防止対策の推進

・本県における令和5年中の刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員は145人で、前年と比較し減少しているものの、人口比及び再非行率については、依然として全国平均より高い状況です。

・少年非行の防止に向けて、関係機関が連携し、地域が一体となった取組の継続が必要です。

#### ○若者の学びなおしと自立支援【再掲】1-(4)-1)-⑦

中学校卒業時や高等学校中途退学時に進路が未定であるなど、社会的自立に困難を抱える若者等がいます。修学支援等を行う「若者サポートステーション」により多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるように関係機関との連携が必要です。

#### ○児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援【後掲】1-(6)-8)-①

### 【取組の方向性】

#### ◆こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）

・子ども食堂の運営経費への補助やこどもの居場所づくり推進コーディネーターの配置により、地域の実情に応じた子ども食堂の開設や運営を支援します。

・居場所や支援を必要とする子どもや保護者を子ども食堂や適切なサポートにつなげるため、地域の支援機関との連携を後押しします。

#### ◆少年非行防止対策の推進

・青少年の健全育成は地域社会が育むという視点に立ち、学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となった取組を推進します。

・こどもの規範意識を育み、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる少年を非行に向かわせないための「入口対策」、非行の拡大や連鎖を防ぎ、立直りを支援するための「立直り対策」といった三つの段階毎に取組を進めます。

◆若者の学びなおしと自立支援【再掲】1 - (4) - 1) - ⑦

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行います。

◆児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援【後掲】1 - (6) - 8) - ①

③ ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

【後掲】3 - (4) - 1) - ②

④ 生活困窮者自立支援制度

【現状と課題】

○生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進が必要です。

【取組の方向性】

◆生活全般にわたる困りごとの相談窓口を各自立相談支援機関に設置し、相談支援員が相談者の生活状況等を把握し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者と一緒に自立支援計画（プラン）を作成するなど、自立へのサポートを行います。

3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

K P I	基準値	目標値
ジョブカフェこうちの就職支援計画書を作成した求職者のうち6か月以内の就職率	—	70.0% (R 8)
ジョブカフェこうちのジョブチャレンジ受講者の就職3か月時点の定着率	—	80.0% (R 8)
高等技術学校における職業訓練の就職率	94.6% (R 2)	98.1% (R 7)
委託訓練の就職率	78.6% (R 2)	84.5% (R 7)

① 被保護者に対する就労支援

【現状と課題】

○人手不足が深刻化し、就職者数は増加傾向にあるものの、その一方で、就職に向けて、より手厚い支援が必要な方も増加しており、ジョブチャレンジ等を利用した方の就職率や定着率に伸びみが見られます。手厚い支援を必要とする方も含めた就職率や定着率の向上が課題です。

【取組の方向性】

◆就職率や定着率を向上させるため、「ジョブカフェこうち」においてセミナーやジョブチャレンジ等の受講を促し、自己理解や職業への理解等を深め、ミスマッチのない就職と定着につながるよう支援します。また、出張相談会等を通じて相談の機会を増やすとともに、ジョブチャレンジ利用者に対しフォローを行います。

◆新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。

② ひとり親家庭の就労支援

【後掲】3 - (4) - 1) - ③

③ 生活が困難な状態にある保護者を含む保護者の就労支援に資する公的職業訓練の実施

【現状と課題】

○生活の安定に向けた所得の向上を図るための手段の一つとして、就職につながる効果的な職業訓練の実施が必要です。【再掲】1 - (4) - 3) - ①

○【取組の方向性】

◆新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。

【再掲】1 - (4) - 3) - ①

④ 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進

【後掲】3 - (3) - 1) - ①

⑤ 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進

【後掲】3 - (3) - 1) - ②

⑥ 長時間労働の是正

【後掲】3 - (3) - 1) - ④

4) 経済的支援

① ひとり親家庭への経済的支援

【後掲】3 - (4) - 1) - ①

② 養育費確保支援

【後掲】3 - (4) - 3) - ①

③ 義務教育段階の就学援助の実施

【再掲】1 - (4) - 1) - ④

④ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減

【再掲】1 - (4) - 1) - ⑤

⑤ 高等教育費の負担軽減

【再掲】1 - (4) - 1) - ⑥

## 5) 必要な支援の利用を促す取組

K P I	基準値	目標値
心の教育センターにおける相談対応件数（来所・電話・メール相談等）	2,052 件（R4）	前年度より向上（R9）
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0 市町村（R5）	全市町村（R7）

### ① 相談支援体制の強化

【後掲】3 - (4) - 2) - ①

### ② 地域におけるこども・若者支援のための体制整備

○こども家庭センターの円滑な設置促進【後掲】1 - (6) - 1) - ①

### ③ 教育相談体制の充実

【現状と課題】

#### ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化している中、児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別の支援が必要です。

#### ○スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要なこどもや家庭が増加しています。

#### ○心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とする方に届くような広報の充実が必要です。

【取組の方向性】

#### ◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図ります。また、多様な背景を持つ児童生徒の状況への理解を高めるため、校内研修の実施支援や児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行います。

#### ◆スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

厳しい環境にある就学前のこどもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。

#### ◆心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

本県は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」（令和6年4月施行）を制定し取り組んでいます。

障害のある子どもへの支援については、高知県障害児福祉計画に位置づけ、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図ります。

すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加などを推進する体制づくりを目指して、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで関係機関が連携を図り、一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。加えて、特別な支援が必要な障害のある子どもが身近な地域に必要な支援が受けられるよう障害児支援の充実を図るとともに、保健、医療、教育等の各専門分野の支援が受けられるよう連携し、支援体制を構築していきます。

#### 1) 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

K P I	基準値	目標値
市町村等における巡回支援の実施	10 市町村等 (R4)	全市町村等 (R9)
医療的ケア児とその家族が医療的ケア児等コーディネーターによる支援を受けている割合	71% (R4)	100% (R9)
医療的ケア児コーディネーター人数	133 名 (R5)	210 名 (R9)
授業等での障害に応じた効果的な ICT の活用状況について肯定的に評価した教員の割合 (A 児童生徒自身が活用している、B 児童生徒の障害に応じた活用ができています、C 授業の目標・内容に応じた活用ができています)	R 6 新設指標	90%以上 (R9)
5 領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合 (採用 3 年未満と人事交流 3 年未満を除く)	70.2% (R5)	80%以上 (R9)
県立特別支援学校において高等部 3 年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」、「卒業後の生活に楽しみがある」と回答した生徒の割合 (肯定的に回答した割合)	R 6 新設指標	90%以上 (R9)
通常の学級における合理的配慮実践充実事業の指定校において、教職員の合理的配慮に関する意識が向上した割合	R 6 新設指標	85%以上 (R9)

前年度卒園生・卒業生で、個別の指導計画を作成していた児童生徒のうち、個別の教育支援計画や引き継ぎシート等のツールを活用して引き継ぎを行った児童生徒の割合	R 6 新設指標	保育所・幼稚園 100% (R 9) 小学校 80%以上 (R 9) 中学校 80%以上 (R 9) 高等学校 60%以上 (R 9)
研究協議会の参加者が「指導に関する課題解決につながる内容だった」と強い肯定を示す割合	自閉症・情緒障害： 44% (R 5) 知的障害： 75.9% (R 5)	自閉症・情緒障害：80% (R 9) 知的障害：70% (R 9)
高等学校において個別の教育支援計画の作成が必要な生徒のうち、作成している生徒の割合	35.5% (R 5)	70%以上 (R 9)
総括的な医療的ケアの実施体制（A 定期的な校内医療的ケア委員会の実施 B ヒヤリハット等の事例検討 C 引き継ぎや研修の実施）が整備できている県立特別支援学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)
ペアレントメンターの登録者数	9人 (R 5)	16人 (R 8)

### ① 経済的支援と質の高い支援の提供

#### 【現状と課題】

○特別児童扶養手当等について、国の制度等に基づき、各手当を支給しています。

#### 【取組の方向性】

◆市町村を通じた広報の実施等により、手当の周知を定期的に行い、対象の方の申請漏れが無ないようにします。

### ② 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

#### 【現状と課題】

○市町村等における巡回支援の取り組みに対して、補助を実施しています（R5：7市町村等）。

#### 【取組の方向性】

◆引き続き、市町村等における巡回支援の取り組みに対して、補助を実施するとともに、言語聴覚士（ST）などの専門職の紹介なども行います。

### ③－① 専門的支援が必要な障害児への支援の強化（重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援の充実）

#### 【現状と課題】

○「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」において、医療的ケア児とその家族や支援者からの相談に対応しています。

○コーディネーターが医療的ケア児やその家族に対する総合調整（個別支援計画の作成、総合調整、災害時個別支援計画の作成への関与）を行った場合に、報酬を支弁しているものの、利用実績が伸びていません。

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、142名が研修を修了しています（令和6年度末時点）。

【取組の方向性】

- ◆引き続き、医療的ケア児の家族や支援者からの相談対応を行うとともに、コーディネーター同士の連携を図ります。
- ◆コーディネーターの支援力の向上や、当該事業の周知を行い、活用を促します。
- ◆引き続き、医療的ケア児等コーディネーターの養成を行うとともに、コーディネーター間での情報共有や事例検討などによる支援力の向上をはかります。

③－② 専門的支援が必要な障害児への支援の強化（発達障害児に対する支援の拡充）

【現状と課題】

○地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【再掲】1－（5）－1）－②  
市町村等における巡回支援の取り組みに対して、補助を実施しています（R5：7市町村等）。

○早期支援

市町村が実施する乳幼児健診やその後のフォローアップの場に言語聴覚士（ST）などの専門職（エキスパート）を派遣しています。また、ST会などに委託し、エキスパートの養成を実施しています。高知県障害福祉課の「発達障害早期支援エキスパート事業」の活用も含め、県内すべての市町村等で、乳幼児健診等の場において、専門職が関わる体制が整備されました。

○高知県発達障害者支援センター

発達障害に関する相談をお受けし、個々に応じた助言を行っています。その他、住民を対象とした「発達障害の理解を深めてもらうため」の講演会への講師派遣なども行っています。

【取組の方向性】

◆地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【再掲】1－（5）－1）－②  
引き続き、市町村等における巡回支援の取り組みに対して、補助を実施するとともに、言語聴覚士（ST）などの専門職の紹介なども行います。

◆早期支援

養成してきたエキスパートを市町村が実施する巡回支援等を担う人材として連携していきます。

◆高知県発達障害者支援センター

引き続き、発達障害者支援センターの相談対応や各取り組みを実施していくとともに、強度行動障害などの困難ケースへの対応も市町村と連携しながら実施していきます。

③－③ 専門的支援が必要な障害児への支援の強化（特別支援教育）

【現状と課題】

- 障害の重度・重複化により、特別支援学校に在籍するこどもの教育的ニーズが多様化しており、一層の教育内容の充実と専門性の向上が求められています。
- 特別支援学校の児童生徒が自分らしく充実した生活を送るためには、個々の児童生徒の進路希望の実現に向けた取組とあわせ、地域と協働した余暇活動の充実が必要です。

○医療的ケア児<sup>9</sup>を取り巻く環境や実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じた学習を実現するために、学校における適切な支援体制の充実が求められています。

#### 【取組の方向性】

##### ◆特別支援学校の教育内容充実

県立特別支援学校において、各教科等の学習の土台となる自立活動の指導を中心に、長年特別支援学校が培ってきた専門性をさらに高めるとともに、個別最適な学びのための ICT 機器の日常的な活用を促進し、個々の障害に応じた指導・支援の充実を図ります。

#### 【参考】

- ・児童生徒の個別の指導計画への ICT の活用の明記： 90% (R5) ⇒ 100% (R9)
- ・授業等において、毎日 1 回以上 ICT を活用している児童生徒の割合：  
70.6% (R5) ⇒ 90%以上 (R9)

##### ◆特別支援学校の専門性向上

特別支援学校教員の幅広い専門性を高めるため、特別支援学校教諭免許状の保有率を向上させます。また、教育相談を含めた特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、県立特別支援学校に理学療法士等の外部専門家を配置、派遣します。

#### 【参考】

- ・県立特別支援学校の学校評価結果における教員の専門性の向上に関する満足群の割合：  
92.3% (R4) ⇒ 100% (R9)

##### ◆特別支援学校における地域と協働したキャリア教育の推進

地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進します。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させます。

##### ◆小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進

小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場において、ユニバーサルデザイン<sup>10</sup>に基づく授業づくりを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、校内支援体制の充実を図ります。

##### ◆校種間の確実な引き継ぎの実施

障害のある幼児児童生徒など一人一人の教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を実現するため、個別の教育支援計画や引き継ぎシート等の作成及び活用を促進します。

##### ◆特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化

特別支援学校のセンター的機能及び教育事務所の支援により、小中学校等の特別支援学級へのサポートを充実するとともに、研究協議会等において、特別支援学級を担当する教員の専門性向上及び指導力の強化を図ります。

<sup>9</sup>人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒

<sup>10</sup>できるだけ多くの人を利用可能であるようなデザインにすること

#### ◆高等学校における特別支援教育の推進

高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を身につけることができるよう、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援及び校内支援体制の充実、通級による指導の場の拡大を図ります。

##### 【参考】

・学校経営計画に特別支援教育に関する具体的な取組を位置付けて実施している学校の割合：  
83.7%（R5）⇒ 90%以上（R9）

#### ◆医療的ケア児に対する支援の充実

医療的ケア児の支援及び教育の充実に向け、看護職員の専門性向上のための研修の実施や、指導的立場の看護師による巡回支援の実施により、小学校等を含めた学校へのサポート体制の構築を図ります。さらに、医療的ケアが必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援します。

##### 【参考】

・学校等における医療的ケア看護職員研修により「専門性が向上した」と自己評価した看護職員の割合：  
87.9%（R5）⇒ 90%以上（R9）

### ④ **家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等**

#### 【現状と課題】

##### ○支援体制の整備

発達障害児・者支援に関して、家族支援として、ペアレント・トレーニング・ペアレントプログラムの実施や、ペアレントメンターによる相談・座談会の開催などを行っています。また、発達障害のある方の支援ツールとして「つながるノート」の作成・配布等しています。

##### ○高知県発達障害者支援センター【再掲】 1 - (5) - 1) - ③ - ②

発達障害者支援センターにおいて、発達障害に関する相談をお受けし、個々に応じた助言を行っています。その他、住民を対象とした発達障害の理解を深めてもらうための講演会への講師派遣なども行っています。

#### 【取組の方向性】

##### ◆支援体制の整備

発達障害児・者支援に関して、引き続き、各取り組みを実施していくとともに、ペアレントメンターの養成研修を実施し、身近な地域で相談が受けられるよう登録者数を増やしていきます。

##### ◆高知県発達障害者支援センター【再掲】 1 - (5) - 1) - ③ - ②

引き続き、発達障害者支援センターの相談対応や各取り組みを実施していくとともに、強度行動障害などの困難ケースへの対応も市町村と連携しながら実施していきます。

## 2) 障害のある子ども・若者の学びの充実

K P I	基準値	目標値
インクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等の計画策定	—	令和7年度中に完了し、令和8年度以降、策定した計画の実施及び推進
次年度の居住地校交流の実施を継続して希望する割合	82% (R 4)	90%以上 (R 9)
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会等における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児の割合	64.4% (R 5)	保育所・幼稚園等 85%以上 (R 9)
保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	11市13人 (R 5)	全市町村に配置 (R 9)

### ① インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

#### 【現状と課題】

○特別支援教育に関する理解や認識の高まり、教育的ニーズの多様化が進む中、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けた取組の充実が求められています。

○就学前教育・保育について、全ての子どもが安全、安心に生活したり学習したりできるよう、多様性を尊重した保育所・幼稚園運営のもと、集団における保育の工夫、合理的配慮の提供を行うことが重要です。

○地域における子育て支援や保育サービスが充実するなど一定の成果が見られますが、様々なニーズへの対応や取組の一層の充実が必要です。

○さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加しています。

#### 【取組の方向性】

◆インクルーシブ教育<sup>11</sup>の推進のため、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの学びの場であっても障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるための取組を推進します。その一つとして、よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等を研究します。

◆県立特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進します。同じ地域の仲間の一員として、共生社会の実現に向けた取組の実践をつなげます。

また、副次的な籍（副籍）<sup>12</sup>に関わる仕組みの定着を推進するとともに、充実した実践により、継続率の向上を図ります。

<sup>11</sup>人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育

<sup>12</sup>県立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、学籍は特別支援学校に置きつつ、居住する地域の市町村立小・中学校に2次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るもの

【参考】

・県立特別支援学校小学部 1 年生の居住地校交流実施率：  
76.9% (R 4) ⇒ 90%以上 (R 9)

- ◆保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とするこどもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進します。
- ◆特別な支援を必要とするこどもや厳しい環境にあるこどもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援します。
- ◆就学前のこどもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

令和5年度の本県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は、448件で高い水準で推移するとともに、こどもや家庭を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うため、相談支援体制の強化を図り、関係機関の連携のもと社会全体で見守り解決する取組を進めます。

また、社会的養育について、こどもたちがより家庭に近い環境で安心して生活を送るとともに、施設等を退所した後も自立に向けた支援が受けられることで、夢や希望を持って成長できる環境の整備に向けた施策を進めます。

さらに、ヤングケアラー<sup>13</sup>に関しては、周囲が気づきにくく、本人や家族に自覚がなかったり、こどもであるがゆえに福祉サービスにつながりづらいといった実情もあります。ヤングケアラーが抱える不安や課題を見逃さず、地域における福祉、介護、医療、学校、地域団体等の関係者の連携のもと、早期に発見・把握し、適切な支援につなげます。

#### 1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進

K P I	基準値	目標値
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件 (R5)	0件 (R9)
こども家庭センターの設置	—	全市町村(R8)
サポートプランの策定率	—	100% (R9)

#### ① こども家庭センターの体制整備、② 家庭支援事業の推進

##### 【現状と課題】

市町村において、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する包括的な相談支援体制の強化を図るため、母子保健部門（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉部門（旧子ども家庭総合支援拠点）を一体化する「こども家庭センター」の設置が求められています。また、支援が必要な家庭に対する支援の充実を図る必要があります。

##### 【取組の方向性】

##### ◆こども家庭センターの円滑な設置促進

こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

##### ◆家庭支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

各市町村において、地域の実情に応じた家庭支援事業<sup>14</sup>を実施できるよう、必要な支援を行います。

<sup>13</sup>子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

<sup>14</sup>「家庭支援事業」は、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業で、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられています。

#### ◆児童虐待の発生予防・早期発見

虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」など相談窓口の周知やオレンジリボンキャンペーンを活用した官民協働の啓発活動などにより、児童虐待防止にかかる県民の意識啓発に取り組みます。

## 2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

K P I	基準値	目標値
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件（R5）	0件（R9）
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0市町村（R5）	全市町村（R7）

### ① 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供

#### 【現状と課題】

#### ○妊産婦等の生活援助

予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

#### ○困難な問題を抱える女性等への支援

女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受け付けており、特に相談機関につながりにくい若年女性等への支援においては、民間の支援機関等と連携した支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆妊産婦等の生活援助

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

#### ◆困難な問題を抱える女性等への支援

若年女性等への支援を包括的に実施するため、居場所づくりなど関係機関との連携を強化します。

## 3) 一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援

### ① 一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

#### 【現状と課題】

○一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところですが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準（条例）を制定し、施設の機能強化に取り組みます。

### ② 一時保護児童の権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

○一時保護所入所児童に対し、「子どもの権利ノート」の配付や、児童相談所職員が措置等に関する丁寧な説明を行い、こどもの意向を確認しながら支援を行っています。また、第三者による意見聴取の機会を確保しています。

【取組の方向性】

◆措置又は一時保護等にあたっては、こどもの年齢や発達状況等を考慮した丁寧な説明を行うとともに、こどもの意見の聴取を実施し、こどもの意向を尊重した支援に取り組みます。

③ 虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備

○児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援【後掲】1 - (6) - 8) - ①

④ 一時保護時の司法審査の円滑な導入

【現状と課題】

○一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月）に向けて家庭裁判所と対応協議が必要です。

【取組の方向性】

◆家庭裁判所と協議を行い、一時保護時の司法審査の円滑な導入と実施に向けて取り組みます。

4) 親子関係の再構築等支援

K P I	基準値	目標値
親子交流支援のプログラム作成	-	100%

① 親子関係の再構築支援の推進

【現状と課題】

○社会的養育全ケースについて、「親子関係再構築」の視点で支援シートを作成し、進捗管理を実施しています。しかし、保護者側の支援ニーズは多岐にわたり、再構築につながらないこともあります。

【取組の方向性】

◆こどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスを十分アセスメントし、保護者等と支援の内容を目に見える形で共有しながら親子関係の修復や再構築を支援します。

5) 性的虐待の被害者等となったこどもからの事情聴取

K P I	基準値	目標値
児相と警察間の情報共有までの時間	-	事案認知から4時間以内
代表者聴取実施後の児童への心理教育と保護者への支援ガイダンスの実施	-	100%

① 性的虐待の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上

【現状と課題】

○「児童相談所・警察・検察庁連絡協議会」を毎年開催し、対象事例発生時の対応手順等について、三者で協議し、確認しています。

○被害者等となったこどもの精神的・身体的な負担軽減を図るため、代表者聴取に係る面接技術の習得や、技術向上が必要です。

【取組の方向性】

- ◆関係機関の連携を今後も継続し、新たな課題への共通理解と対応を確認します。
- ◆児童相談所・警察・検察庁の三者の連携により、こどもの最小限の負担で、迅速な被害事実の聴取と適切な支援につなげます。
- ◆代表者聴取面接実施後の振り返りにより、面接技術のスキルアップにつなげます。

**6) こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援**

K P I	基準値	目標値
児童相談所における「こども家庭ソーシャルワーカー」取得者数	—	8人 (R9)
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件 (R5)	0件 (R9)
ヤングケアラーであると思われる児童生徒のうち、スクールソーシャルワーカーと情報共有をし、市町村の福祉担当部署や支援に必要な関係機関につないでいる児童生徒の割合	小学校 77.8% (R4) 中学校 61.6% (R4) 高等学校 64.5% (R4) 特別支援学校 100% (R4)	いずれも前年度以上 (R9)

**① こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進、② 児童相談所の体制強化、③ 業務効率化のためのICT化推進**

【現状と課題】

○児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応のため、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

【取組の方向性】

◆こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進、児童相談所の体制強化

こどもや家庭が抱える複雑かつ困難な課題や多様な支援ニーズに対応するため、児童相談所職員のさらなる専門性の向上を図るとともに、市町村職員の相談対応力の強化に向けた支援を行います。

◆業務効率化のためのICT化推進

施設職員や児童相談所職員の負担軽減を図るため、ICTを活用することで業務効率化を図ります。

**④ 教育相談体制の充実**

【現状と課題】

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 1-(4)-5)-③

虐待や貧困、ヤングケアラーなど厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、または自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。

家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要なこどもや家庭が増加しています。

○心の教育センター相談支援事業【再掲】 1-(2)-10)-①

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とする方に届くような広報の充実が必要です。

【取組の方向性】

◆**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】** 1 - (4) - 5) - ③

多様な背景を持つ児童生徒の状況への理解を高めるため、校内研修の実施支援や児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行います。

厳しい環境にある就学前のこどもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。

◆**心の教育センター相談支援事業【再掲】** 1 - (2) - 10) - ①

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

**7) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援**

K P I	基準値	目標値
里親等委託率	30.4% (R5)	54.3% (R11)
地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループの数	9グループ (R5)	15グループ (R11)
児童相談所における「こども家庭ソーシャルワーカー」取得者数	-	10人 (R11)

**① 里親等委託の推進、② 特別養子縁組の推進**

【現状と課題】

○里親委託率は増加傾向にあるものの、新たな里親の開拓や未委託里親に対する委託に向けた継続的なサポートが必要です。また、こどもに適切な養育環境が提供できるよう、委託里親に対する養育力の向上など、里親が安心して養育できる支援体制のさらなる充実が必要です。

【取組の方向性】

◆里親のリクルート、トレーニング、里親等委託に向けた調整、養育支援及びこどもの自立支援までを包括的に実施する「里親支援センター」を設置し、里親支援の充実を図ります。

**③ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、**

**④ 児童養護施設等における人材育成**

【現状と課題】

○家庭や里親等での養育が困難又は適当でない場合は、こどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるとともに、多くの機関による複合的な継続支援が必要です。

【取組の方向性】

◆「できる限り良好な家庭環境」を確保するため、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進します。

◆それぞれの施設が持つ専門性を生かして、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

◆研修等の実施により施設等職員の専門性の向上を支援します。

## ⑤ こどもの権利擁護の推進

### 【現状と課題】

○「子どもの権利ノート」の配付やサポートケア（児童相談所職員による個別面談）の実施などにより、こどもから意見を聴く取組を実施しています。こどもがより意見を表明しやすい環境づくりが必要です。

### 【取組の方向性】

◆「子どもの権利ノート」の配付やサポートケアのほか、こどもが悩みや不満、措置の内容に関する意見等を自ら表明できるよう支援を行い、こどもの権利擁護にかかる環境整備に取り組みます。

## ⑥ 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

### 【現状と課題】

○児童相談所の体制強化【再掲】 1 - (6) - 6) - ②

児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応のため、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

### 【取組の方向性】

◆児童相談所の体制強化【再掲】 1 - (6) - 6) - ②

こどもや家庭が抱える複雑かつ困難な課題や多様な支援ニーズに対応するため、児童相談所職員のさらなる専門性の向上を図るとともに、市町村職員の相談対応力の強化に向けた支援を行います。

## 8) 社会的養護経験者等に対する支援

### ① 自立支援の強化

#### 【現状と課題】

○児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援

社会的養護経験者（ケアラーバー）等が社会で孤立せず自立した生活が送れるよう、支援体制の更なる充実が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援

施設等におけるこどもの自立に向けた日常生活上の援助や就業支援、社会的養護自立支援拠点における社会的養護経験者（ケアラーバー）等に対する相互交流の場の提供や相談支援など、施設入所中から退所後も含めた支援の充実に取り組みます。

### ② 特定妊婦等に対する支援の強化

#### 【現状と課題】

○妊産婦等の生活援助【再掲】 1 - (6) - 2) - ①

予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

【取組の方向性】

◆**妊産婦等の生活援助【再掲】1 - (6) - 2) - ①**

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

## 9) ヤングケアラーへの支援

K P I	基準値	目標値
県民全体の認知度	78.9% (R4)	90% (R9)
こども家庭センター等におけるヤングケアラー相談件数	65件 (R4)	130件 (R9)
こども家庭センターの設置	—	全市町村 (R8)
サポートプランの策定率	—	100% (R9)
ヤングケアラーであると思われる児童生徒のうち、スクールソーシャルワーカーと情報共有をし、市町村の福祉担当部署や支援に必要な関係機関につないでいる児童生徒の割合	小学校 77.8% (R4) 中学校 61.6% (R4) 高等学校 64.5% (R4) 特別支援学校 100% (R4)	いずれも前年度以上 (R9)

### ① ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発

【現状と課題】

○ヤングケアラーの社会的認知度は向上しましたが、ヤングケアラーの問題は表面化しづらく、また、ヤングケアラーの家庭では、経済的困窮や介護等、複合的な課題を有する傾向にあるため、福祉、介護、医療、学校等の関係者が連携して、早期に発見・把握し、適切な支援につなげる必要があります。

【取組の方向性】

◆ヤングケアラーに対する理解促進に向けた普及啓発や、関係機関が連携した相談支援体制の充実に取り組みます。

### ② こども家庭センターの体制整備

【現状と課題】

○**こども家庭センターの円滑な設置促進【再掲】1 - (6) - 1) - ①**

市町村において、「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援体制の強化を図ることが求められています。

【取組の方向性】

○**こども家庭センターの円滑な設置促進【再掲】1 - (6) - 1) - ①**

こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

### ③ 教育相談体制の充実

【再掲】1 - (6) - 6) - ④

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

### (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

本県の自殺死亡率は減少していますが、全国的にみると高い水準で推移しています。令和3年の年齢階級別の死因では、20歳未満で第2位、20歳代では第1位と、深刻です。自殺リスクを低下させるには、生きることの包括的な支援をより充実していくことが求められます。本県では、「第3期自殺対策行動計画」を策定し取り組みを進めており、身近な地域で悩んでいる人のサインに気づいて適切な対応ができる「ゲートキーパー」の養成や、児童生徒の自殺予防などに重点的に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

また、少年非行の問題には、行政と民間の垣根を超えた、多様な関係機関や家庭を巻き込んで、地域が一体となって対処する姿勢が必要です。本県では、「高知家の子ども見守りプラン」を策定し（平成25年6月）、県の関係機関（知事部局、教育委員会、警察）が連携して非行防止等の対策を進めています。子ども一人ひとりに応じた立直り支援の仕組みを構築し、非行の未然防止や再非行防止対策を推進します。

#### 1) 子ども・若者の自殺予防対策

K P I	基準値	目標値
研修受講ゲートキーパー養成人数	—	200人以上
検索連動型広告クリック数	754回/月（R4）	2,000回/月（R9）
高知県子ども若者自殺危機対応チームの設置数	1チーム（R6）	4チーム（R9）
SOSの出し方に関する教育を実践した学校の割合	R6新設指標	増加させる
小・中学校において、「きもちメーター」導入校（「きもちメーター」と同様の仕組みの導入している学校を含む）	70%（R5）	100%（R9）

#### ① 自殺統計原票の確実な作成・集計等子どもの自殺対策の推進

##### 【現状と課題】

##### ○自殺統計資料作成・集計

自殺原因・動機等が判然とせず、資料の確実性が担保できないという課題があります。

##### ○自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動

家族への遺書、メール等から自殺のおそれがある行方不明者については、関係所属と連携して早期発見、保護活動を行っています。

##### ○インターネット上の自殺予告等への対応

夜間休日の緊急照会に対応可能な通信事業者等が少なく、発信者の判明に相当な時間を要する場合があります。

##### ○いじめや性被害等から子どもを守るための取組

いじめや性被害を早期把握・対応することが必要で、学校と警察が早期に情報共有を行うことや、ヤングテレホン等相談窓口の周知が課題となっています。

【取組の方向性】

◆自殺統計資料作成・集計

自殺統計原票の確実な作成・集計に努めます。

◆自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動

警察は、行方不明者届を早期に受理し、立ち回り見込み先の搜索等の所要の活動を迅速に行います。

◆インターネット上の自殺予告等への対応

警察において、事案の即時対応が可能な人員と体制を保持します。

◆いじめや性被害等から子どもを守るための取組

学校と連携しいじめ防止教室や情報モラル教室を行い、啓発活動を行うと共に、ヤングテレホンの周知や発生しいじめ・性犯罪に対する適切な警察対応を講じてまいります。

【参考（令和5年中）】

いじめ防止教室実施：小学校 21 校 中学校 2 校

情報モラル教室実施：小学 62 校 中学校 38 校 高校 17 校

※県警察では、いじめや性被害等から子どもを守るための取組みとして、小学生からの啓発が重要と考えており、引き続き継続して取り組みます。

## ② 子どもの自殺予防対策に関する広報啓発

【現状と課題】

○自身や周囲の友人の不調サインに気づき、適切な自殺予防のための対応がとれるようになるための、若者を対象とした自殺予防教育の実施が必要です。

○啓発等については、当事者の年代に合う媒体を活用して実施することが必要です。

【取組の方向性】

◆若者への支援として若者向けゲートキーパーを養成します。

◆自殺に関する相談窓口等の周知について、若年層に届くよう、検索連動型広告や SNS 広告を活用して実施します。

## ③ 「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進

【現状と課題】

○子どもが命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいかといった SOS の出し方や、心の危機に陥った友人からの SOS の受け方について学び理解することが必要です。

【取組の方向性】

◆SOS の出し方に関する教育プログラムの実施により、児童生徒が強いストレスや困難な事態に直面した際の対処方法を身につけられるようにします。

#### ④ 1人1台端末を活用した取組の促進

##### 【現状と課題】

○児童生徒の変化の兆しを見逃さないために、学校における早期の情報共有、初動体制の強化が必要です。

##### 【取組の方向性】

◆児童生徒の変化の把握や指導内容の教員間での情報共有のため、「きもちメーター」<sup>15</sup>や「校務支援システム」を安定的に運用するとともに、継続的に周知を図ります。

#### ⑤ 教育相談体制の充実

##### 【再掲】 1 - (4) - 5) - ③

#### ⑥ 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

##### 【現状と課題】

○少年相談電話「ヤングテレホン」について、令和5年中の受理件数は20件であり、いじめに関する相談等を受理しています。一方で、少年サポートセンター代表電話への相談受理件数は38件であることから、相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度を向上させていく必要があります。

##### 【取組の方向性】

◆警察が実施する各種出前教室やイベント等、あらゆる機会を通じて相談窓口の周知を行います。また、相談窓口を記載したリーフレットやカードを作成・配布することで広く広報していきます。

#### ⑦ 「高知県子ども若者自殺危機対応チーム」の立ち上げ・運用支援

##### 【現状と課題】

○学校や市町村等の地域支援者が関わっていることもののなかに、自殺リスクが高いと思われる生徒が増えています。このため、学校と地域、必要に応じて医療等の関係機関が連携して支援するネットワークの構築が重要です。

##### 【取組の方向性】

◆自殺リスクが高い生徒やその家庭への支援に関して、多職種で構成する専門家チームが、直接支援に関わる支援者と組織の後方支援を実施します。専門家チームと学校、地域、医療等が支援要請に基づくケース会議で協働することを通して、ネットワーク体制の構築を目指します。

---

<sup>15</sup>児童生徒が登校後に1人1台タブレット端末を使い今日の気持ち等を送信すると、教員の確認画面で回答を把握することができる。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法を考えたりする高知県独自のツール

## 2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

K P I	基準値	目標値
「情報モラル教育実践ハンドブック」等を校内研修や授業等で活用している学校の割合	小学校 54.8% (R5)	小中学校 70%以上 (R9)
	中学校 44.3% (R5)	高等学校 50%以上 (R9)
	高等学校 12.8% (R5)	

### ① こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

#### 【現状と課題】

○スマートフォン契約時のフィルタリングが義務化されているにもかかわらず、保護者世代のフィルタリングに対する理解が浅いことが課題です。

#### 【取組の方向性】

◆警察で携帯電話販売店に対するフィルタリング要請を引き続き行うと共に、保護者説明会や非行防止教室等各種教室の際にフィルタリングの重要性を啓発します。

### ② 情報モラル教育の推進

#### 【現状と課題】

#### ○人権教育推進事業【再掲】1-(1)-1)-②

社会の進展に伴い、人権課題が複雑化・多様化しています。これらの解決に向け、こどもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆人権教育推進事業【再掲】1-(1)-1)-②

インターネットによる人権侵害を防ぐため、「情報モラル教育実践ハンドブック」（高知県教育委員会 R4.3月策定）等を活用して、こどもたちが情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育みます。

### ③ SNS等に起因する性被害等防止対策の推進

#### 【現状と課題】

○県警察では、X（旧ツイッター）における不適切な書き込みの発見・注意喚起を行っていますが、時代と共に書き込み内容の複雑化、隠語化が進んでいます。

#### 【取組の方向性】

◆定期的なサイバーパトロールを通じ、児童を誘引するための書き込みや犯罪情報に関する隠語情報を収集、理解すると共に、発見した不適切な書き込みについては、即時注意喚起を行っていきます。（参考：令和5年度の年間注意喚起数 124件）

#### ④ インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施

##### 【現状と課題】

##### ○弁護士による無料相談

インターネット上の人権侵害に関する弁護士による無料相談を行っています。しかし、取組に対する県民の方の認知度が低く、相談の実施回数が少ないため、新たな広報活動に取り組むことが必要です。

##### 【取組の方向性】

##### ◆弁護士による無料相談

県民向け配布リーフレットへの掲載や、チラシ作成等、新たな広報活動に取り組みます。インターネット上で人権侵害を受けられた方を対象に、弁護士が法的な観点から、今後の対応などのアドバイスを行い、被害者をサポートします。

### 3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

K P I	基準値	目標値
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0市町村 (R5)	全市町村 (R7)

#### ① こども・若者の性被害対策

##### 【現状と課題】

##### ○福祉犯事件及び性犯罪事件への対応、多様な性被害者への適切な対応

SNS等の急速な普及に伴い、インターネットが年齢を問わず身近なものとなった近年、SNS等を利用した福祉犯罪の発生が急増しています。インターネットの「高い匿名性」や「関連範囲の広域性」という特性から、事件の早期認知のための情報収集や、迅速な初動捜査による被疑者の早期検挙により、被害者の保護や被害の拡大防止を図る必要があります。また、その犯罪の性質上、被害の訴えや相談を積極的に発信できないこどもも多くいることから、相談窓口の拡充や効果的な広報の実施を行う必要があります。

##### ○犯罪被害者等支援事業

被害者等の置かれている状況や二次被害の防止等について県民への理解を深める必要があるとともに、関係機関との緊密な連携及び支援体制の強化が必要です。

##### 【取組の方向性】

##### ◆福祉犯事件及び性犯罪事件への対応

サイバーパトロール等により、福祉犯罪の予兆情報やこどもたちのSOS等、幅広く情報収集を行います。また、注意喚起や警告等の予兆情報への対策や、迅速な事件検挙等、各種対応を講じます。さらに、ホームページやX（旧ツイッター）等の様々なメディアや、イベントによる広報等を通じて、「ヤングテレホン」等の相談窓口を広報するなど、相談窓口の拡充を図ります。

##### ◆多様な性被害者への適切な対応

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を実施するなどして、被害児童に配慮した取組を実施します。

県警察では、事案を認知すれば、関係所属・機関との情報共有を速やかに実施します。代表者聴取等にあたっては、事案内容や被害児童の特性に応じた個別具体的な検討を行い、被害児童の負担軽減に努めます。

#### ◆犯罪被害者等支援事業

県条例及び犯罪被害者等支援に関する指針に基づく支援施策の実施や支援体制の強化に取り組めます。

## ② 子ども・若者の性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化

### 【現状と課題】

#### ○犯罪被害者等支援事業【再掲】 1 - (7) - 3) - ①

被害者等の置かれている状況や二次被害の防止等について県民への理解を深める必要があるとともに、関係機関との緊密な連携及び支援体制の強化が必要です。

#### ○県警察における相談対応

各警察署及び少年サポートセンターにおいて、性非行や福祉犯被害者を対象とした継続した補導や、被害者の支援を行っています（令和5年中：19件）。また、専門的な支援が必要となる場合は、県警察が委嘱する被害少年カウンセリングアドバイザーに、被害少年へのカウンセリング及び支援者への助言や指導を依頼しています。

#### ○困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】 1 - (6) - 2) - ①

女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受け付けており、特に相談機関につながりにくい若年女性等への支援においては、民間の支援機関等と連携した支援が必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆犯罪被害者等支援事業【再掲】 1 - (7) - 3) - ①

県条例及び犯罪被害者等支援に関する指針に基づく支援施策の実施や支援体制の強化に取り組めます。

#### ◆警察における相談対応

より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を図るとともに、被害カウンセリングアドバイザーの助言・指導のもと、職員全体のスキルアップを図ります。

#### ◆困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】 1 - (6) - 2) - ①

若年女性等への支援を包括的に実施するため、居場所づくりなど関係機関との連携を強化します。

#### 4) 生命（いのち）の安全教育の推進

K P I	基準値	目標値
学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)

##### ① 生命（いのち）の安全教育の推進

【現状と課題】

○いのちの教育プロジェクト【再掲】1 - (2) - 10) - ①

各学校では、学習指導要領に基づいた保健教育が行われていますが、関係機関との連携や内容の充実について、地域差が見られることが課題です。

【取組の方向性】

◆いのちの教育プロジェクト【再掲】1 - (2) - 10) - ①

性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させます。あわせて、各地域における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできるこどもの育成」を目指します。

#### 5) こども・若者が相談しやすい体制の整備

##### ① 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

【再掲】1 - (7) - 1) - ⑥

##### ② 教育相談体制の充実

【再掲】1 - (4) - 5) - ③

#### 6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

K P I	基準値	目標値
「情報モラル教育実践ハンドブック」等を校内研修や授業等で活用している学校の割合	小学校 54.8% (R 5) 中学校 44.3% (R 5) 高等学校 12.8% (R 5)	小中学校 70%以上 (R 9) 高等学校 50%以上 (R 9)
児童生徒等に対する防犯教育を実施した学校の割合	小学校 97.8% (R 5) 中学校 85.6% (R 5) 高等学校 81.3% (R 5) 特別支援学校 46.7% (R 5)	小・中・高等学校 100% (R 9) 特別支援学校 85% (R 9)
スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全について、家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小・中学校の割合	小学校 100% (R 5) 中学校 92.8% (R 5)	100% (R 9)

市町村立中学校・県立学校の自転車通学者におけるヘルメット着用の割合	市町村立中学校 57.9% (R5) 県立学校 18.4% (R5)	市町村立中学校 75% (R9) 県立学校 35% (R9)
高知県防災アプリのインストール数	66,953 回 (R5)	110,000 回 (R9)
県立学校体育館への空調設備の計画的な設置	整備済み5校、設計4校 (R5)	整備済み累計11校 (R9)
保育所・幼稚園等の高台移転等 (具体的な対応方針が決定したものを含む。)	高台移転等が完了した施設 29/37 施設 (R4)	令和6年度までに8施設で実施
保育所・幼稚園等における事業継続計画 (BCP) の策定率の引き上げ	39.3% (R5)	100% (R9)

## ① 有害環境対策の推進

### 【現状と課題】

#### ○人権教育推進事業【再掲】1-(1)-1)-②

社会の進展に伴い、人権課題が複雑化・多様化しています。これらの解決に向け、子どもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆人権教育推進事業【再掲】1-(1)-1)-②

インターネットによる人権侵害を防ぐため、「情報モラル教育実践ハンドブック」（高知県教育委員会 R4.3月策定）等を活用して、子どもたちが情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育みます。

## ② 犯罪被害から子どもを守るための取組の推進

### 【現状と課題】

#### ○安全安心まちづくり推進

特殊詐欺の新たな手口が次々と出現し、被害が拡大しています。

#### ○不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実

- ・全国的に、不審者が学校に侵入し、子どもを傷つける事案が発生しています。本県においては、校門がない、外壁が低く侵入しやすい環境の学校なども見られる状況です。
- ・全国的に、登下校中に子どもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しています。本県においても、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。
- ・児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入り口等の安全管理の徹底が必要です。

#### ○通学路等における安全対策

- ・三もく活動

子どもへの声掛け事案が、年間 200 件前後で推移し続けています。今後も通学路等における子

供の安全対策を継続していく必要があります。

・不審者対策

県警察では、登下校防犯プランに基づき、不審者情報を各種広報媒体を活用して県民に発信するとともに、不審者によるつきまとい等の事案に対しては、行為者を特定して検挙又は指導・警告するなどの先制・予防的活動を図る必要があります。

・スクールサポーターによる見守り活動

県警察は、学校、通学路等における児童の安全確保のために、教職員等と連携してこどもの見守り活動を行っています。

【取組の方向性】

◆安全安心まちづくり推進

・特殊詐欺に関するタイムリーな情報提供や関係機関との連携による広報啓発に取り組みます。

・「ながら見守り」等の地域における防犯活動の周知を図ります。

◆不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実

学校内外での不審者による事件等、こどもたちの安全を脅かす事件・事故等が依然として発生している中、各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進します。

【参考】

・警察等の関係機関と連携した「防犯教室」を実施した学校の割合：

小学校 87.1%、中学校 75.3%、高等学校 65.6%、特別支援学校 46.7% (R5)

⇒ 現状より10%引き上げる (R9)

・危機管理マニュアルに「生活安全（防犯含む）」の内容を盛り込んでいる学校の割合：

小学校：99.5%、中学校：97.9%、高等学校：96.9%、特別支援学校：100% (R5)

⇒ 100% (R9)

◆通学路等における安全対策

・三もく活動

「三もく活動の日」として、毎月（8月は除く）第3木曜日（当該日が祝日である場合はその翌日）などに、防犯ボランティア等と連携して、通学路等における安全対策を推進します。

・不審者対策

不審者情報について、各種広報媒体を活用してタイムリーに発信します。また不審者情報の行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告等を積極的に行います。

・スクールサポーターによる見守り活動

スクールサポーターは、地域と警察のパイプ役として早期に不審者情報等を入手し、各種対策へと繋げていきます。

③ こども・若者の非行・被害防止全国強調月間

【現状と課題】

○青少年の非行・被害防止に向けては、行政、学校、警察などの関係機関がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に協力しながら、地域と一体となって取り組む必要があります。

【取組の方向性】

◆国が定める7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の機会を捉え、高知県決起会を開催し、関係機関や地域住民等が青少年の非行・被害防止に向けた共通の理解認識を深めるきっかけとします。

④ 通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進

【現状と課題】

○令和5年に、県内で発生したこどもの交通事故の約6割が自転車事故です。このうち、約9割が自転車側に、何らかの違反や不注意があったことから、参加・体験・実践型の交通安全教室等を継続的に実施することにより、交通ルールの遵守と交通安全意識の向上を図る必要があります。また、事故発生時の被害を軽減し、重大事故を抑止するため、自転車ヘルメット着用の促進を図る必要があります。

○全国的に、登下校中にこどもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しており、本県においても、こどもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策が必要です。

【取組の方向性】

◆県警察によるこどもへの交通安全対策

・【交通安全教室の実施】

県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図ります。

・【交通安全教育用教材「T・S・N」を活用した交通安全教育の実施】

県教育委員会を通じ、交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N（トラフィック・セーフティ・ニュース）を県内全ての中学校及び高等学校に隔月で提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図ります。

・【自転車安全教育（スクエアドストレイト）の実施】

自転車の利用機会が多いこどもが、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することにより、危険を予測する能力を向上させるほか、ヘルメット着用の重要性について学び、交通安全意識の醸成を図ります。

◆地域社会での学校安全の推進

こどもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路におけるこどもの安全を確保するため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。

【参考】

・通学路の安全点検を実施した小・中学校の割合：  
小学校 100%、中学校 89.6%（R5）⇒ 100%（R9）

#### ◆自転車の安全利用の推進

学校における自転車の安全な利用に向けた啓発活動や県立学校における通学用自転車登録時の自転車ヘルメットの所有条件化に向けた取り組みを行うとともに、県がヘルメットの購入費用を一部負担することで、こどもたちの主体的なヘルメット着用を促進し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図ります。

### ⑤ 道路の無電柱化・安全で快適な自転車等通行空間の創出

#### 【現状と課題】

○県管理道路において、約 7.1km（道路延長で約 3.9km）の無電柱化が完了しています（R6.3 末時点）。無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆無電柱化は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、必要な道路において進めていきます。
- ◆道路事業に関しては、測量・設計業務を進めている 4 工区について、工事に着手できるよう取り組みを進めます。
- ◆都市計画街路事業に関しては、工事に着手している 2 工区の早期完成を目指すとともに、関係事業者と調整中の 1 工区について、街路築造工事に併せて整備できるよう推進します。

### ⑥ こどもの事故防止に関する取組の推進

#### 【現状と課題】

○こどもの事故に関する情報収集や注意喚起、効果的な啓発活動を行う必要があります。

#### 【取組の方向性】

- ◆交通安全運動（春・秋・年末年始）や自転車マナーアップキャンペーンの実施、啓発動画の放映、交通安全教室の実施等を通じて啓発を図ります。
- ◆特殊詐欺に関するタイムリーな情報提供や関係機関との連携による広報啓発に取り組みます。
- ◆「ながら見守り」等の地域における防犯活動の周知を図ります。

### ⑦ こども向け製品の事故防止への取組の実施

#### 【現状と課題】

○こども用玩具の誤飲事故などが発生しており、事故情報の共有等、速やかな注意喚起が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆消費者庁等から提供される注意喚起情報を H P 等で発信するとともに、市町村等にも共有し県民への周知を図ります。

## ⑧ 非常災害対策

### 【現状と課題】

#### ○高知県防災アプリの運用など

インストール数は累計7万回（令和6年5月時点）と、目標を上回っていますが、今後も普及させていくためには継続的な啓発が必要です。また、アプリの利用に際して、子どもにとっては難しい漢字や表現があります。

#### ○県立学校体育館への空調整備

南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、風水害や土砂災害の気象災害も激甚化しており、対策が必要です。また、全国的に熱中症対策や避難所機能の向上のため、学校の体育館への空調設備の整備が求められています。

#### ○保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援及び事業継続計画（BCP）の策定

南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、風水害や土砂災害の気象災害も激甚化しており、対策が必要です。

#### ○保育所・幼稚園等の安全対策の強化

全国的に、登下校中に子どもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しており、本県においても、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。

### 【取組の方向性】

#### ◆高知県防災アプリの運用など

「県政出前講座」での啓発を継続するとともに、子ども目線での使いやすさにも留意して、より幅広い年齢層にとって、さらに使いやすいものとなるよう改善を図っていきます。

#### ◆県立学校体育館への空調整備

体育館に空調設備を整備することで、学校活動による夏場の熱中症予防対策を図るとともに、発災時には地域の避難所ともなる体育館の防災対策を促進します。

#### ◆保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援及び事業継続計画（BCP）の策定

- ・南海トラフ地震で発生する津波等の災害から乳幼児の安全を確保するため、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行います。
- ・保育所・幼稚園等において、南海トラフ地震などの災害発生後、早期に保育・教育環境を復旧させるため、事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

#### ◆保育所・幼稚園等の安全対策の強化

就学前施設に通う子どもたちの安全を確保するため、保育所・幼稚園等の職員等を対象とした研修会などに取り組みます。

## 7) 体系的な安全教育の推進

K P I	基準値	目標値
安全教育全体計画において設定した学年別重点目標【災害安全】（児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成）を「十分達成できた」と回答した学校の割合	小学校 28.0% (R5) 中学校 26.8% (R5) 高等学校 18.8% (R5) 特別支援学校 6.7% (R5)	小学校 50% (R9) 中学校 50% (R9) 高等学校 45% (R9) 特別支援学校 25% (R9)
こどもの交通事故死亡者数	—	0
スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全について、家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができてい小・中学校の割合	小学校 100% (R5) 中学校 92.8% (R5)	100% (R9)

### ① 防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進

#### 【現状と課題】

#### ○防災教育の推進

南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、風水害や土砂災害の気象災害も激甚化しており、対策が必要です。

#### ○防災講話等の実施

県警察では、地域防災力の向上を目的とした官民連携訓練や広報啓発活動等の中で、小・中学校生に対して、防災講話や避難訓練等を実施しています。

#### ○交通安全教室の実施【再掲】【1-(7)-6)-④】

令和5年に、県内で発生したこどもの交通事故について、約6割が自転車事故です。その内、約9割が自転車側に、何らかの違反や不注意があったことから、参加・体験・実践型の交通安全教室等を継続的に実施することにより、交通ルールの遵守と交通安全意識の向上を図ります。

また、事故発生時の被害を軽減し、重大事故を抑止するため、自転車ヘルメット着用の促進を図ります。

#### 【取組の方向性】

#### ◆防災教育の推進

南海トラフ地震に備えるため、児童生徒の安全に関する資質・能力の育成及び教職員の危機管理意識の維持向上を図ります。

#### 【参考】

・安全教育研修会の研修内容を自校の校内研修等で教職員へ伝達した学校の割合  
小学校 95.2%、中学校 92.8%、高等学校 59.4%、特別支援学校 66.7% (R5)  
⇒ 小・中学校 100%、高等・特別支援学校 75%以上 (R9)

#### ◆防災講話等の実施

あらゆる機会を活用し、地震の発生に備えた日頃の準備や、地震発生時にとるべき行動などについての理解を促進する防災講話や協働訓練を実施することで、防災・減災意識を高めます。

◆交通安全教室の実施【再掲】**1 - (7) - 6) - ④**

県内の小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図ります。

② 学校における安全管理の取組の充実及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

【現状と課題】

○地域社会での学校安全の推進【再掲】**1 - (7) - 6) - ④**

全国的に、登下校中に子どもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しており、本県においても、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策が必要です。

【取組の方向性】

◆地域社会での学校安全の推進【再掲】**1 - (7) - 6) - ④**

子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全を確保するため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。

8) 非行防止と相談支援、自立支援の推進

K P I	基準値	目標値
再非行率	29.7% (R5)	全国平均レベルに低減
県下の学校数を基準としたスクールサポーターの配置数	18人 (R5)	19人
「情報モラル教育実践ハンドブック」等を校内研修や授業等で活用している学校の割合	小学校 54.8% (R5) 中学校 44.3% (R5) 高等学校 12.8% (R5)	小中学校 70%以上 (R9) 高等学校 50%以上 (R9)
県内全中学・高校における薬物乱用防止教室の開催	—	年1回以上
薬物乱用防止教室の講師に対する研修会の実施	—	年1回以上

① 非行防止・相談活動等の推進

【現状と課題】

○立ち直り支援

・県警察では、少年補導職員を中心とした立ち直り支援を行っています。令和5年中の立ち直り支援対象少年は68名で、前年比で+14名でした。

・発達障害等のある少年への支援や保護者対応等を適切に実施するには、児童心理、児童福祉、家族支援等の知識や理解を深めるなど、支援担当職員の一層のスキルアップが求められます。

### ○万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動

各企業と「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」を締結し、平成26年度から一声運動を実施しています。運動の継続により、協定締結企業側から積極的に、各店舗へのポスター掲示や従業員による声掛けを実施いただいています。

### ○スクールサポーターの配置

現在は県内の12の警察署と少年サポートセンター（少年課）に、18人のスクールサポーターを配置していますが、学校数を基準とした配置人数(19人)については下回っている状況です。

### ○防犯啓発

スクールサポーターによる量販店やコンビニに対する、防犯診断及び防犯指導を行います。

## 【取組の方向性】

### ◆立ち直り支援

- ・部内外における研修会等を通じて、職員のスキルアップを図ります。
- ・少年サポートセンターが主体となり、県内の立ち直り支援の拠点となるよう、関係機関と連携した一層の取組強化を図ります。

### ◆万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動

引き続き、「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」締結企業等と連携し、各店舗での声かけや見守りの取組を強化し、入口型非行の予防に取り組めます。

### ◆スクールサポーターの配置

少年が安易な考えから犯罪行為に手を染めたり、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童数が高い水準で推移していることを踏まえ、配置数を確保できるように取り組んでいきます。

### ◆防犯啓発

防犯診断・指導による少年の入口型非行の防止や、飲酒・喫煙行為（不良行為）の防止に取り組めます。

## ② **非行防止教育等の推進**

### 【現状と課題】

#### ○人権教育推進事業【再掲】1-(1)-1)-②

社会の進展に伴い、人権課題が複雑化・多様化しています。これらの解決に向け、子どもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要です。

#### ○非行防止教室の開催

学校側の要請に応じ、SNS教室や薬物乱用防止教室等を重点的に実施しています。多様化する非行内容やいじめ問題に対応するため、講師が限られた教室時間内で的確に指導できるように、講義内容の構成力を向上することが課題です。

#### ○親子の絆教室の開催

県警察では、県内の保育園、幼稚園を対象に、3年を1単位とし、園児の規範意識の醸成や親子の信頼関係の回復を目的に「親子の絆教室」を平成23年から行っています（今期の取組は令和5年から実施中）。関心が低いなどといった理由で、この教室に参加しない保護者に対して、どのような啓発が出来るかという課題があります。

### ○自転車盗難被害防止モデル校の指定

県内の小・中、高校について、毎年50校程度をモデル校として指定しています。しかし、近年は自転車の盗難被害者数が増加すると共に、取組内容のマンネリ化が課題となっています。

### ○子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備【再掲】【1-(7)-2)-①】

スマートフォン契約時のフィルタリングが義務化されているにも関わらず、保護者世代のフィルタリングに対する理解が浅いことが課題です。

### ○薬物乱用防止教室の開催

- ・全国同様に高知県においても、若年層が大麻事犯で検挙されており、薬物の乱用が招く様々な影響について認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の実施が重要です。
- ・小・中・高校、大学等で薬物乱用防止教室を開催しており、教室開催に関する各校への周知が必要です。（参考 保健所・薬務衛生課職員による教室実績 R5年度：46校（1,910名受講））。また、薬物乱用防止推進員を対象とした研修会も行っており（6協議会で実施）、教室の講師の育成が必要です。
- ・「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」において、薬物乱用防止教室は、すべての中学校及び高等学校で年1回の開催及び地域の実情に応じて小学校においても開催に努めることとされていますが、開催状況に地域差が見られことが課題です。（参考 令和5年度公立学校薬物乱用防止教室開催率：小学校 53.8%、中学校 92.8%、高等学校 100%）

### ○いじめ防止教室の開催

学校側の要請に応じて実施しています。多様化する非行内容やいじめ問題に対応するため、講師が限られた教室時間内で的確に指導できるように、講義内容の構成力を向上することが課題です。

## 【取組の方向性】

### ◆人権教育推進事業【再掲】 1-(1)-1)-②

インターネットによる人権侵害を防ぐため、「情報モラル教育実践ハンドブック」（高知県教育委員会 R4.3月策定）等を活用して、子どもたちが情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育みます。

### ◆非行防止教室の開催

小中高を対象に、その時々々の注意喚起すべき情報についてタイムリーに取り上げ、入口型非行を中心とした非行を予防していきます。

### ◆親子の絆教室の開催

園の行事など、多くの保護者が集まる場で、この教室を実施し、不参加の保護者が出ないよう、効果的な教室実施を目指します。

### ◆自転車盗難被害防止モデル校の指定

モデル校の活用が効果的なものとなるよう、大学教授等の有識者の意見を踏まえ、取組の検証を行います。

### ◆子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備【再掲】【1-(7)-2)-①】

警察で携帯電話販売店に対するフィルタリング要請を引き続き行くと共に、保護者説明会や非行防止教室等各種教室の際にフィルタリングの重要性を啓発します。

#### ◆薬物乱用防止教室の開催

- ・県警察では、全ての中学校・高等学校において、少なくとも年に1回薬物乱用防止教室を実施します。また、小学校では、非行防止教室に併せて適宜開催に努めます。
- ・県担当課では、引き続き、県教育委員会、県警察等と連携し、県内小・中・高等学校、大学等において薬物乱用防止教室を開催するとともに、教室の実施について学校への周知を行います。また、教室の講師（薬物乱用防止推進員や学校薬剤師等）に対する研修等も実施し、指導方法及び指導内容の充実を図ります。
- ・すべての公立中学校・高等学校において、少なくとも年に1回薬物乱用防止教室を実施するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めます。

#### ◆いじめ防止教室の開催

小中高を対象に、その時々々の注意喚起すべき情報についてタイムリーに取り上げ、予防していきます。

### 9) 関係機関・団体の連携の推進

K P I	基準値	目標値
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、見直しを行った学校の割合	R 6 新設指標	各校種 100% (R 9)
SOS の出し方に関する教育を実践した学校の割合	R 6 新設指標	増加させる

#### ① 学校と警察の連携

##### 【現状と課題】

- 児童生徒の健全育成における警察と学校の連携により、当該児童生徒の情報把握や早期の立ち直りのための支援が図られています。
- 学校・警察連絡制度によって、県警察は、補導や非行等に関する情報提供や連絡を行い、指導や立ち直り支援活動に繋げる活動を実施していますが、必ずしも再非行防止ができていないと言えない状況です。

##### 【取組の方向性】

- ◆学校・警察連絡制度の適切な運用に向け、ガイドライン等に定める運用上の留意点の周知徹底を図ります。
- ◆効果的な取組を推進するため、必要に応じ学校警察連絡制度の見直しを図る必要があります。学校・警察連絡制度の問題点については、連絡協議会等で検討し、改善を図っていきます。

#### ② いじめ対応における関係機関との連携

##### 【現状と課題】

- いじめの認知件数は増加しており、学校へのいじめに対する理解や認識、いじめを積極的に認知しようとする意識は高くなってきていますが、本県へのいじめの重大事態は全国と比べて、多い状況です。

##### 【取組の方向性】

- ◆高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的・計画的に実施します。

### ③ 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進

#### 【再掲】1－（7）－1）－③

## 10) 矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実

### ① こどもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

#### 【現状と課題】

#### ○児童相談所、希望が丘学園による支援

こどもたちの将来に向けて、常に最善の方法を念頭に置きながら、関係機関と連携し、一貫した支援を行う必要があります。

#### ○少年サポートセンターによる支援

- ・警察と学校、福祉の連携により、こどもや家庭に関する情報把握や早期の立ち直りのための支援が図られています。
- ・令和6年度現在、高知県教育委員会人権教育・児童生徒課より、中学校籍教諭1名、高校籍教諭1名の派遣配置がなされていますが、小学校籍教諭の増員（2名）派遣が課題です。
- ・非行や問題行動、犯罪被害少年の低年齢化が進み、低年齢少年や発達特性のある少年からの聴取の難しさが課題です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆児童相談所による支援

支援が必要なこどもに対し、こどもが抱える問題やこどもの置かれた家庭環境などの状況に応じて、こどもと家庭に最も効果的な支援を実施します。

#### ◆希望が丘学園による支援

学園内での日常生活において、生活指導や社会性を身に付けるための取組を通じて、こどもの立ち直りと自立を支援します。

#### ◆少年サポートセンターによる支援

- ・引き続き、警察、教育、福祉との連携による、こども一人ひとりに応じた支援を行います。
- ・小学校からの規範意識の醸成が不可欠となっているため、低年齢少年からの聴取能力の向上、発達特性のある少年の理解、面接技能の向上を図っていきます。

## 11) 非行や犯罪に及んだ子どもや若者を見守る社会気運の向上

K P I	基準値	目標値
サポートプランの策定率	－	100% (R9)
こども家庭センターの設置	－	全市町村 (R8)

### ① 「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一層の推進

#### 【現状と課題】

○犯罪や非行に陥る人を減らすためには、仕事、住居、福祉などの地域に根ざした支援が必要であり、またそれ以上に、過ちを犯した人を地域が受け入れ、見守り、支えるといった、地域に暮らす人たちの理解と支援が重要です。

#### 【取組の方向性】

◆犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、“社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間について、国や関係機関と連携しながら決起大会を実施し、周知・啓発を図ります。

### ② 養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

#### 【現状と課題】

○こども家庭センターの体制整備、家庭支援事業の推進【再掲】 1 - (6) - 1) - ①、②

市町村において、「こども家庭センター」を設置し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援体制の強化を図ることが求められています。また、支援が必要な家庭に対する支援の充実を図る必要があります。

○児童相談所等による支援

不適切な養育環境が非行につながる大きな要因の一つとして挙げられており、妊娠期や出産・育児期に養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援が適切に行える体制が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆こども家庭センターの体制整備、家庭支援事業の推進【再掲】 1 - (6) - 1) - ①、②

・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

・各市町村において、地域の実情に応じた家庭支援事業を実施できるよう、必要な支援を行います。

◆児童相談所等による支援

児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行います。保育所や学校は、子どもや家庭の状況の把握と関係機関等への情報提供に努める一方、支援が必要な家庭に対しては、市町村の家庭相談担当部署と児童相談所が連携して相談援助を実施します。

### ③ 発達のご案内になる子どもや保護者への支援の充実

#### 【現状と課題】

○一時保護された子どもの中には、発達障害やその傾向が見られるにも関わらず、適切な対応が取られてこなかったケースも見受けられることから、関係機関が連携し、発達のご案内になる子どもの早期発見・早期療育の推進や、個々の子どもの状況を踏まえた専門的な相談援助が必要です。

○発達障害者支援センターによる相談対応を実施しています。児童相談所や関係機関との連携が重要です。

#### 【取組の方向性】

◆発達障害者支援センターでは引き続き、相談支援やコンサルなどを実施するとともに、児童相談所や関係機関との連携を行っていきます。

### ④ 子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

#### 【現状と課題】

#### ○就労体験講習事業の推進

県に登録している見守り雇用主の事業所で、20歳未満の未就労かつ未就学者を対象として就労体験講習を実施しています。この講習を通じて体験先での雇用につながった例もありますが、受講者が少なく、支援機関に積極的な活用を呼びかけるなど、利用の促進が必要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆就労体験講習事業の推進

事業の周知を強化し、無職少年等の自立に向けて、引き続き、就労体験講習事業の取組を推進します。

## 2 ライフステージに応じた支援

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期となります。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにする必要があります。そのためには、こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保護者や養育者が悩みを相談でき、必要に応じて適切な支援を受けられるように体制を構築します。また、こどもの多様性を尊重し、誰もが愛されるべきかけがえのない存在として、家庭や地域、社会において健やかに成長できる高知県を目指して取り組みます。

#### 1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

K P I	基準値	目標値
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件 (R5)	0件 (R9)

##### ① 不妊症・不育症・出生前検査に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

【現状と課題】

###### ○不妊専門相談センターの運営（性と健康の相談センター事業）【再掲】1-（3）-1）-①

不妊専門相談センター「ここから相談室」を平成24年に設置し、不妊に関する医学的、専門的な相談や不妊、不育症等による身体や心の悩みなどについて、専門相談員が対応しています。（令和5年度の相談件数は33件（電話相談28件、面接相談5件））

###### ○不妊治療を受けている方への支援

不妊治療の助成制度については、高知市とそれ以外の市町村で助成制度が異なっており、県民が受けられる制度として居住地によって差がある状況となっています。

###### ○高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1-（3）-1）-①

本県では、10代の人工妊娠中絶率や、性感染症の罹患率が高いという状況等から、平成15年度から実施しています。思春期のこどもの予期しない妊娠の予防を含めて、思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場となっています。一方、電話相談の件数は年々低下傾向にあります。

###### ○妊産婦等の生活援助【再掲】1-（6）-2）-①

予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

【取組の方向性】

###### ◆不妊専門相談センターの運営（性と健康の相談センター事業）【再掲】1-（3）-1）-①

不妊で悩む夫婦等に対して、不妊に関する専門的な相談に応じるとともに的確な情報を提供します。

###### ◆不妊治療を受けている方への支援

不妊治療の助成制度に関しては、県内どこに居住していても同じ制度で助成が受けられるよう県内一律の助成制度を目指します。

◆高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1 - (3) - 1) - ①

思春期の子どもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場として運営していきます。

◆妊産婦等の生活援助【再掲】1 - (6) - 2) - ①

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

## 2) 出産に関する支援等の更なる強化

K P I	基準値	目標値
周産期死亡率（出産千対）	3.8(R 4) (全国:3.3)	全国水準以下(R 9)
妊婦健診実施医療機関数の維持	23 施設 (R5)	23 施設を維持
産婦人科医師数	61 人(R2)	62 人 (R9)
助産師数	206 人(R4)	251 人 (R9)
小児救急搬送の軽症患者割合	77.6% (R4)	70%以下 (R11)
輪番病院深夜帯受診者（一日当たり）	4.3 人 (R4)	6 人以下 (R11)
安芸・中央・幡多保健医療圏の小児救急体制の維持※高知市小児急患センター、小児科病院群輪番制、あき総合病院及び幡多けんみん病院の小児救急	-	-
小児科医師数	104 人 (R2)	108 人以上 (R8)
中央保健医療圏 5 輪番病院、あき総合病院及び幡多けんみん病院に勤務する小児科医師数	55 人 (R4)	59 人以上 (R8)

### ① 周産期医療体制の整備

【現状と課題】

#### ○周産期医療の提供体制について

出生数の減少及び周産期医療にかかる施設や従事者等の減少により、周産期医療の提供体制は厳しい状況にある。安全安心な出産環境や持続可能な体制の構築に向け、本県の実情に合った周産期医療体制の見直しが必要です。

#### ○産科医や助産師等の確保について

医師・助産師の確保・育成のために奨学貸付金の制度を設けています。助産師について、助産師奨学金貸付枠に達していないため、広報を強化する必要があります。また、貸付者に対しては県内就職へ繋げていく必要があります。

#### ○小児救急医療体制について

- ・小児科病院数は減少傾向にあり、高次医療を担う医療機関は中央保健医療圏に集中しています。中央保健医療圏の病院群輪番制の維持のため、さらなる医師の確保が必要です。
- ・あき総合病院と幡多けんみん病院への負担が大きい状況です。
- ・「医師の働き方改革」への適応が必要です。
- ・小児患者の、症状に応じた対応が可能な体制の構築に向けて、県全体で検討していくことが

必要です。

○新生児科医、小児科医師の確保について

- ・県内の小児科医師が減少・高齢化しており、救急医療体制をはじめ、学校医や乳幼児健診を担う小児科医師が不足しています。
- ・少子高齢化のなかで、小児患者の診療機会の確保が困難な地域が増加しています。

【取組の方向性】

◆周産期医療の提供体制について

- ・「妊婦にとって安全安心な出産環境の確保・維持」を念頭に、本県の実情に合った周産期医療提供体制の見直しに向け、関係者との議論を集中的に実施します。
- ・受診する医療提供施設から遠隔の地域に居住する妊産婦に対し、安心して出産できるよう地域の実情に応じた妊婦健診や診療体制の維持・強化に取り組みます。

◆産科医や助産師等の確保について

助産師奨学金についての広報を強化し、貸付者の増加に繋がります。また、貸付者に対してフォローアップを行い県内就職に繋がります。

◆小児救急医療体制について

- ・病院群輪番制の維持等、小児救急医療体制の充実・確保に向け、小児科医師の確保に努めるとともに、課題・対策について、高知県小児医療体制検討会議で検討します。
- ・小児科医の勤務環境を改善するための支援を行います。
- ・「医師の働き方改革」に適應できるよう医療機関に対する支援を行います。

◆新生児科医、小児科医師の確保について

- ・研修医に対する貸付金の貸与や研修支援により小児科医の確保に努めます。
- ・オンライン診療体制について検討します。

### 3) 産前産後の支援の充実と体制強化

K P I	基準値	目標値
産後ケア事業の利用率	14.9% (R4)	50% (R9)
産婦健診受診率 (産後2週間、1か月)	産後2週間: 96.4% (R5) 産後1か月: 98.7% (R5)	100%
産婦健診で医療機関から情報提供があった方への市町村における支援率: 向上	2週間健診後: 80.6% 1か月健診後: 90%	向上

#### ① 産前産後の支援の充実と体制強化

【現状と課題】

○産後ケア事業の利用促進

産後ケア事業の受託施設に地域偏在があることと、産後ケア事業について県民にユニバーサルなサービスであることが十分認知されていないため、さらなる産後ケア事業の受け皿の拡大と対象となる方等への事業の啓発が必要です。

○養育者のメンタルヘルスにかかる取り組みの推進(産婦健康診査の着実な実施)

県内の全市町村において、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、

授乳及び精神状態の把握等)により、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産婦のメンタルヘルスや育児に関する状況・気持ちを把握し、産婦への多角的な支援を早期から実施しています。

【取組の方向性】

◆産後ケア事業の利用促進

産後ケア事業については、市町村の区域を超えた広域的な調整等の実施やユニバーサルなサービスであることを啓発することで、産後ケア事業を必要とする方が利用できるようにします。

◆養育者のメンタルヘルスにかかる取り組みの推進(産婦健康診査の着実な実施)

産婦健康診査の受診率向上及び市町村における産婦健康診査での要フォロー者に対する電話もしくは訪問等による確実な支援を実施します。

4) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供

K P I	基準値	目標値
こども家庭センターの設置	－	全市町村 (R8)
サポートプランの策定率	－	100% (R9)

① こども家庭センターの体制整備

こども家庭センターの円滑な設置促進【再掲】1 - (6) - 1) - ①

【現状と課題】

○市町村において、「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援体制の強化を図ることが求められています。

【取組の方向性】

◆こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

② 特定妊婦等に対する支援の強化

妊産婦等の生活援助【再掲】1 - (6) - 2) - ①

【現状と課題】

○予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

【取組の方向性】

◆予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

③ 出産・子育て応援交付金の推進

【現状と課題】

○出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援の実施

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る

とともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施すること及び各地方自治体が、本事業を開始するに当たって必要となるシステム構築等の事務も併せて実施しています。

【取組の方向性】

◆ 出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援の実施

全市町村で伴走型相談支援（妊娠届出時の面談、妊娠 8 か月時アンケート、出生後の面談）の実施及び対象者に出産・子育て応援給付金を実施します。

5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

① 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供

【再掲】1 - (6) - 2) - ①

6) 乳幼児健診等の推進

K P I	基準値	目標値
母子保健担当保健師の参加市町村数 (母子保健機能の充実強化)	基本研修Ⅰ：19 市町村 (R5) 基本研修Ⅱ：17 市町村 (R5)	全市町村 (R9)
1 歳 6 か月児健診受診率	93.8% (R4)	98%
3 歳児健診受診率	94.3% (R4)	98%

① 新生児マススクリーニング検査及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

【現状と課題】

○ 先天性代謝異常検査

放置すると知的障害などの症状を来す疾患があるため血液によるマススクリーニング検査を行い、異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等に繋げることにより生涯にわたって知的障害などの発生を予防することを目的に、全ての新生児に対し実施し、疾病の早期発見・早期治療に取り組んでいます。

○ 新生児聴覚検査

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として県内全市町村において公費負担で実施しています。県では、新生児聴覚検査後の精密検査やフォローアップについて、市町村から情報提供を受け精度管理を実施しています。

【取組の方向性】

◆ 先天性代謝異常検査

全ての新生児に対して公費負担の対象 20 疾患について実施しています。

◆ 新生児聴覚検査

全市町村において、公費負担により分娩医療機関で実施しています。

## ② 乳幼児健診の推進

### 【現状と課題】

#### ○ 母子保健機能の充実強化

市町村の母子保健担当保健師等に対し、必要な知識や技術の習得のため研修を実施しています。

#### ○ 乳幼児健診の受診促進

対象年齢の全ての児が、市町村が実施する乳幼児健診を受診することが望ましいですが、本県の乳幼児健診の受診率は1歳6か月児が93.8%（R4）、3歳児が94.3%（R4）です。

県では、乳幼児健診受診促進のため、リーフレットの作成し配布しています。

#### ○ 3歳児健診での視覚検査に関する精度管理

こどもの弱視を早期発見し、早期治療につなげるための3歳児健診における視覚検査は、検査およびその後のフォローアップが正しく行われる必要があります。県では、市町村から情報提供を受け、県眼科医会の協力を得て、3歳児健診での要精密検査率、弱視の診断率等について分析し、フォローアップが正しく行われているかについて、精度管理を実施しています。

### 【取組の方向性】

#### ◆ 母子保健機能の充実強化

市町村保健師を対象とした母子保健指導者基本研修会及び母子保健指導者研修会を開催します。

#### ◆ 乳幼児健診の受診促進

乳幼児健診の受診促進のため、保護者向けのリーフレットの作成、配布を実施（全市町村及び関係団体・関係機関等）します。

#### ◆ 3歳児健診での視覚検査に関する精度管理

3歳児健診における視覚検査の精度管理を実施します。

## 7) 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期です。しかし、こどもの心身の状況や置かれた環境はそれぞれに異なり、支援を切れ目なく等しく行うことは課題です。こども基本法及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）にも掲げられた、「こどもの権利」を生まれた時から保障し、「こどもまんなか社会」を実現するため、「高知県こども計画」の関連施策を総合的に推進します。

K P I	基準値	目標値
親育ち支援に関する園内研修の計画を作成している園の割合	77.3% (R5)	100% (R9)
親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率	45.7 % (R5)	70% (R9)

### ① 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」<sup>16</sup>を踏まえた取組の推進（親育ち支援の充実）

#### 【現状と課題】

- 親育ち支援の必要性について、保育者の理解は進んでいますが、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践までには至っていない状況です。
- 就学前教育・保育の実施主体である市町村と連携して支援に取り組むことが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

#### 【参考】

親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率： 45.7 % (R5) ⇒ 70% (R9)

◆各園や市町村において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図ります。

#### 【参考 はじめの 100 か月の育ちビジョンに関するその他の主な関連施策】

##### ○「1 ライフステージを通じた横断的な支援」

（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援【再掲】

##### ○「2 ライフステージに応じた支援」

（1）こどもの誕生前から幼児期まで 1）から6）まで【再掲】、8）から11）まで【後掲】

##### ○「3 子育て当事者への支援」

（2）地域子育て支援、家庭教育支援【後掲】

<sup>16</sup>「はじめの 100 か月の育ちビジョン」は、「はじめの 100 か月」（妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね100か月で、これらの重要な時期に着目。）から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、社会全体の全ての人と共有したい理念と政府の取組を推進するための羅針盤として、令和5年12月に閣議決定された。

## 8) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

K P I	基準値	目標値
住民参加型の子育て支援センター数	16 か所 (R 4)	35 か所 (R 9)
多機能型保育 <sup>17</sup> 支援事業の実施	17 箇所 (R 5)	40 箇所以上 (R 9)
乳幼児健診未受診者の減少 (= 乳幼児健診受診率の向上)	1歳6か月児健診：93.8% (R4) 3歳児健診：94.3% (R4)	98% (R9)
サポートプランの策定率	—	100% (R9)
こども家庭センターの設置	—	全市町村 (R8)
病児保育事業実施箇所数	9市町村 22 箇所 (R 5)	9市町村 22 箇所 (R11)

### ① 「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備等

#### 【現状と課題】

○待機児童数は、近年減少傾向にある一方、育休明けなどにより年度途中に入所希望があった場合、すぐに保育士の確保ができないなどの理由から年度途中に待機児童が増加している状況です。

#### 【取組の方向性】

◆年度途中からの受入に備えて、あらかじめ年度当初から保育士を配置する市町村に対して、県単独での財政支援を行うなど待機児童の解消を図ります。

### ② 地域子育て支援拠点事業の実施【再掲】<sup>1</sup> - (2) - 3) - ④

#### 【現状と課題】

○住民参加型の子育て支援の実現に向け、子育てピアサポーターや地域ボランティアによる敷居の低い相談体制の推進が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルテーションやフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。

### ③ 親の就業状況にかかわらず支援の充実

#### 【現状と課題】

○核家族化や少子化等により、家庭と地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやきめ細かな支援の充実が求められています。

○こども誰でも通園制度に関しては、令和8年度からの本格実施に向けて試行的に実施されており、現在、国において、本格実施に向けた詳細の制度設計についての議論がなされている状況です。

<sup>17</sup>就園・未就園に関わらず、園庭開放や子育て相談、地域との交流の場づくりにより、地域ぐるみの子育て支援を行う保育所

#### 【取組の方向性】

◆就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援します。

【参考】園庭開放または子育て相談の実施： 94.7%（R5）⇒ 全園で実施（R9）

◆国においては、「こども誰でも通園制度」を「今後の人口減少社会における保育所等の在り方としての多機能化の大きな柱」と位置づけており、人口減少が進む本県としても、試行的事業の実施状況など国の動向を注視しながら、市町村の取組を支援します。

### ④ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

#### 【現状と課題】

##### ○乳幼児健診の受診状況調査

乳幼児健診（1歳6か月児、3歳児）について、市町村での受診率及び未受診者数、その理由の把握を行っています。

##### ○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施（国調査）

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等のこどもについては、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされています。

##### ○養育支援訪問事業【後掲】3 - (2) - 1) - ①

#### 【取組の方向性】

##### ◆乳幼児健診の受診状況調査

乳幼児健診未受診者の把握と、未受診者への市町村でのフォロー状況の把握を行います。

##### ◆乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施（国調査）

調査により、支援ニーズを早期に把握し、必要な支援を提供します。

##### ◆養育支援訪問事業【後掲】3 - (2) - 1) - ①

### ⑤ 病児保育事業<sup>18</sup>の実施

#### 【現状と課題】

○保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みます。

<sup>18</sup> 保育を必要としている乳児・幼児または保護者の労働力若しくは疾病その他の自由により、家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっている者または病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められる者を、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

## 9) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善

K P I	基準値	目標値
「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	72.5% (R5)	100% (R9)
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合目標	新規採用保育者研修 41.8% (R5) 主任・教頭等研修 86.8% (R5) 所長・園長研修 85.4% (R5)	新規採用保育者研修 主任・教頭等研修 所長・園長研修  いずれも80%以上 (R9)
保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合	R6新設指標	100% (R9)
モデル地域において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら保幼と小が互いに話し合い、カリキュラムの見直しや作成を行っている小学校区数の割合	100% (R5)	100% (R9)
一時預かり事業の実施箇所数	26市町村 111箇所 (R5)	27市町村 105箇所 (R11)

### ① 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

#### 【再掲】1 - (2) - 1) - ①

### ② 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

#### 【現状と課題】

○保幼小の連携・接続において、互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす「学びをつなぐ」取組が浸透しているとは言えない状況です。

#### 【取組の方向性】

##### ◆保幼小連携・接続推進支援事業

こどもの成長を切れ目なく支えるため、各地域で行われる保幼小の連絡会・交流活動を支援するとともに、モデル地域における「架け橋期（5歳～1年生）のカリキュラムづくり」の成果を県内全域に普及させます。

##### ◆保幼小中連携モデル地域実践研究事業

モデル地域の教育委員会が中心となり、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と福祉部署との連携による取組など、地域のこどもたちの社会的自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、こどもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成します。

### ③ 地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築

幼児教育普及啓発事業【再掲】1 - (2) - 1) - ①

#### 【現状と課題】

○国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等において、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育・保育の質の向上に取り組むことが必要です。

○教育的な意図やねらいをもち、こどもの育ちを促すための環境を通じた教育・保育が県内全域で展開されるための支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

◆幼児教育の充実に向けた市町村の主体的な取組を促すため、市町村の教育長をはじめ、行政職員を対象とした幼児教育の理解・促進に向け研修を実施します。

### ④ 幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進

#### 【現状と課題】

○地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）において、保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

## 10) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

K P I	基準値	目標値
総括的な医療的ケアの実施体制 (A 定期的な校内医療的ケア委員会の実施 B ヒヤリハット等の事例検討 C 引き継ぎや研修の実施) が整備できている県立特別支援学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)
保育所等における配慮が必要なこどもに関する家庭支援の計画と記録の作成率	89.8% (R 5)	100% (R 9)
保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	11 市 13 人 (R 5)	全市町村に配置 (R 9)

### ① 医療的ケア児保育支援事業の実施

医療的ケア児に対する支援の充実【再掲】1 - (5) - 1) - ③ - ③

#### 【現状と課題】

○医療的ケア児を取り巻く環境や実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じて、学校における適切な支援体制の充実が求められています。

#### 【取組の方向性】

◆医療的ケア児の支援及び教育の充実に向け、看護職員の専門性向上のための研修の実施や、指導的立場の看護師による巡回支援の実施により、小学校等を含めた学校へのサポート体制の

構築を図ります。さらに、医療的ケアが必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援します。

## ② 家庭支援推進保育事業の実施

### 【現状と課題】

○家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

○地域における子育て支援や保育サービスが充実するなど一定の成果が見られますが、様々なニーズへの対応や取組の一層の充実が必要です。【再掲】1 - (5) - 2) - ①

○家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加しています。【再掲】1 - (4) - 5) - ③

### 【取組の方向性】

◆家庭環境に配慮が必要な子どもやその保護者への支援の充実を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う「家庭支援推進保育士」の取組を支援します。

◆特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援します。【再掲】1 - (5) - 2) - ①

◆厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。【再掲】1 - (4) - 5) - ③

## 11) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

K P I	基準値	目標値
高知県の保育所等で従事する保育士・保育教諭数	4,400 人 (R5)	4,200 人以上 (R11)

### ① 保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善、② 保育現場の負担軽減

#### 【現状と課題】

- 就学前のこどもの数は年々減少傾向にある一方、保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景として必ずしも減少傾向にはありません。
- 今後、国の新たな取組の活用も念頭に、子育て支援を維持・充実させるためには、さらなる保育士の確保が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆保育士等の人材確保を図るため、求職者と保育職場とのマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸付け、保育者の業務負担の軽減に向けた支援の充実など、関係団体と連携しながら取り組みます。

#### 【参考】

- ・福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数：  
36 件 (R5) ⇒ 50 件／年以上 (R9)
- ・待機児童数 6 人 (R5.4.1 時点) ⇒ 0 人 (R9)

## 2 ライフステージに応じた支援

### (2) 学童期・思春期

学童期（小学生の時期）は、心身が成長する時期で、友人との関係や遊びを通して、失敗や成功を経験し、自己肯定感や道徳性、社会性を育みます。また、思春期（中学生から概ね18歳まで）は、心身の大きな変化に加えて、学業以外にも家族、友人関係、恋愛などに悩む繊細な時期です。そのような成長の段階において、子どもにとって学校は大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとすることが必要です。

公教育の再生や学校生活の充実等を図るうえでも、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。また、成長の段階に応じて健康や性に関する正しい知識を得られるように取り組むとともに、居場所づくりの充実をはかり、子どもを地域社会で育む環境の整備を行い、子どもが将来希望する進路に進めるよう支援を行います。

#### 1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

K P I	基準値	目標値
①学校閉校日 ②定時退校日 ③最終退校時刻を設定した学校の割合	【対象：県立学校 38校（R5）】 ①76.3% ②31.6% ③65.8% 【対象：小中（義務教育）学校 276校（R5）】 ①100% ②82.2% ③62.3%	100%（R9）
夏季の長期休業中において10日以上の休暇を取得した教職員（県立学校）の割合	58.4%（R5）	100%（R9）
教員一人当たりの時間外在校等時間を前年度と比較して3%以上削減	【対象 教員業務支援員配置校：93校（新規配置校を除く）】 42.6%（R5）	100%（R9）
県独自調査で「ICTツールの導入により、校務の効率化が進んでいる」と回答した教職員の割合	R6新設指標	90%以上（R9）
「高知家まなびばこの機能（「きもちメーター」、スタディログダッシュボード、Googleフォームのアンケートなど）により、児童生徒の状況を把握して指導に生かしている」と回答した教員（小・中・高等学校）の割合	R6新設指標	100%（R9）

1人1台タブレット端末を計画的に更新	整備完了（R3）	・先行導入した小・中学校：計画通り完了（R6） ・主に小・中学校：計画通り完了（R7） ・主に県立高等学校、特別支援学校高等部：計画通り完了（R8）
（義務教育段階） 児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業で「ほぼ毎日」及び「週3回以上」活用している小・中学校の割合	小学校 89.7%（R5） 中学校 91.8%（R5）	100%（R9）
（高等学校段階） 学校経営計画において、全ての県立高等学校で、個々の学習状況や理解度に応じて、ICTを活用した個別最適な学習や協働的な学びを取り入れた授業を実践している教員の割合	R6新設指標	70%以上（R9） （全日制及び多部制昼間部）

### ① 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

#### 【現状と課題】

- 働き方改革の推進により、教員の時間外勤務は減少傾向にありますが、依然として多忙な状態です。
- 本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等のことと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるように、教員の肉体的、精神的な負担を軽減しながら、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進が必要です。

#### 【取組の方向性】

##### ◆学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

- ・学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識向上を図るため、研修を行うとともに各学校や自治体等の好事例の周知を行います。
- ・各学校における勤務時間管理の徹底を図り、定時退校日の設定等の取組をさらに促進します。また、保護者や地域等に対する理解増進のための啓発を行います。

#### 【参考】

・教員の意識向上を図るための自発的な働き方改革に関する校内研修を行った学校（全公立学校）の割合： R6新設指標 ⇒ 100%（R9）

##### ◆業務の効率化・削減

教育委員会事務局の調査等の精選、研修の精選、ICTの活用や教材等のデジタル化及び共有化により、教員の負担軽減を図ります。また、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図り、学校給食費等の公会計化に向け、好事例の周知などの支援を行います。

#### ◆教員業務支援員の配置

教員の専門性を必要としない業務に従事する「教員業務支援員」を配置するとともに効果的な活用を推進し、教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備します。

### ② 次世代校務DXの推進

#### 【現状と課題】

○教員の指導の充実や働き方改革を促進するため、必要なシステム導入や機能開発を実施することが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆県立学校のニーズを把握して、デジタルドリルや採点支援ツールなどの新たなICTツールの導入を図り、業務効率化を促進します。また、県立学校の導入事例を市町村に情報共有します。

◆学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」<sup>19</sup>の活用を促進し、スタディオグダッシュボード<sup>20</sup>や「きもちメーター」等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまづきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげます。

### ③ 学校における1人1台端末活用の促進

#### 【現状と課題】

○令和6～8年度に予定されている1人1台タブレット端末の更新を計画的に実施し、切れ目なく利用できるよう整備が必要です。

○主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善は、まだ十分とは言えず、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが必要です。

○平日に学校の授業時間以外に勉強を「全くしない」と回答した児童生徒の増加や、1人1台タブレット端末の家庭における日常的な活用は進んでおらず、家庭学習の習慣化とその内容の充実が課題です。

#### 【取組の方向性】

◆県立学校における1人1台タブレット端末の更新を滞りなく進めるとともに、市町村教育委員会で実施する端末更新の支援を行います。また、学校現場での円滑な端末利用のためのネットワーク基盤の更新を検討します。さらに、端末を活用したICT教育を推進するため、GIGAスクール運営支援センター<sup>21</sup>を整備・運用します。

#### ◆義務教育段階

1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用しながら、問題解決に主眼を置いた授業改善と、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進することで、個別最適な学びと

<sup>19</sup>高知県が独自に開発し、全公立学校に提供しているプラットフォーム。学習に役立つオンライン教材・動画教材やきもちメーターなどを提供

<sup>20</sup>県版学力調査やデジタルドリル学習結果などの学びの記録を、児童生徒や教員が把握しやすいように整理して、1人1台端末で閲覧できるようにしたもの。学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能の一つ

<sup>21</sup>1人1台タブレット端末等の効果的な活用を促進するため、必要な各種設定や学校・家庭からの問合せ等に対応するヘルプデスク機能を持ったセンター

協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業外学習の充実を図ります。

【参考】  
 ・「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を毎日持ち帰っている」と回答した小・中学校の割合 R6 小学校：54.3% (36.2%)、中学校：70.0% (45.5%)  
 ⇒ 50%以上、かつ全国平均以上 (R9)  
 <基準値> R5 小学校：13.5% (32.5%)、中学校：24.5% (40.9%) \* ( )内は全国平均

◆ 高校学校段階

1人1台タブレット端末やデジタルツールを活用し、生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていきます。また、デジタルツールを活用した授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を行うことで授業外学習時間の充実を図ります。

【参考】  
 ・全生徒アンケートにおいて、ICTを活用した授業外学習に取り組んだ生徒の割合  
 37.7% (ほぼ毎日及び週3日以上：高校1、2年) (R5)  
 ⇒ 70%以上 (全日制及び多部制昼間部) (R9)

2) 改訂版生徒指導提要に基づく生徒指導の充実

K P I	基準値	目標値
発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している」学校の割合 (強肯定の回答をした割合)	小学校 65.6% (R5) 中学校 57.7% (R5) 高等学校 57.4% (R5)	向上させる (R9)

① 改訂版生徒指導提要に基づく生徒指導の充実

【現状と課題】

○ 生徒指導主事 (担当者) の組織マネジメント力向上

学校が組織的に発達支持的生徒指導等に取り組んでいるかどうかについて、PDCAサイクルに基づく点検・見直しを行うよう、生徒指導主事会等で推進しています。しかし、定期的に点検・見直しを行っていない学校も見受けられることから、全ての学校で取組の点検・見直しを行えるよう、生徒指導主事及び担当者の組織マネジメント力の向上を図ることが必要です。

【取組の方向性】

◆ 発達支持的生徒指導<sup>22</sup>、課題予防的生徒指導<sup>23</sup>、困難課題対応的生徒指導<sup>24</sup>が、未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取

<sup>22</sup>全ての児童生徒を対象とし、教職員が日常的に行う声かけや励まし、賞賛、対話など、授業や行事を通して児童生徒の成長や発達を支える働きかけ

<sup>23</sup>いじめ防止や薬物乱用防止など、未然防止の観点により、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施し、兆しが見えたりリスクがあったりするこどもを初期段階で発見し早期対応する、予防的な生徒指導

<sup>24</sup>特別な指導・援助を必要とする特定のこどもを対象に校内の教職員だけでなく、他機関等とも連携・協働しながら対応する、対処的な生徒指導

組がなされるよう、生徒指導主事（担当者）会や指定校への学校訪問、公開授業研修会等で、改訂版生徒指導提要に基づく実践の好事例などを周知し、推進することで、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図ります。

【参考】

・「生徒指導の改善につなげるために PDCA サイクルに基づく検証・改善を行っている」学校の割合

（強肯定の回答をした割合） 小学校 37.6%、中学校 39.2%、高等学校 46.8%（R5）⇒ 向上させる（R9）
--

### 3) コミュニティ・スクール<sup>25</sup>と地域学校協働活動<sup>26</sup>の一体的推進

K P I	基準値	目標値
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動において、こどもの課題解決に取り組み、改善・解決した学校の割合	R 6 新設指標	100%（R9）

【現状と課題】

○これからの社会を担う子どもたちを育てていくには、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要です。

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な推進について、令和5年度末に、県内の公立小・中・義務教育学校の98.5%で取り組まれています。しかし、市町村や学校によっては組織的な取組となっていない状況があります。

○県立学校では、学校運営協議会において、学校経営計画の進捗管理や、課題解決に向けた外部人材の活用、障害のある児童生徒の生涯にわたる学習や生活の課題を協議することが必要です。

【取組の方向性】

◆学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

◆学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動をコミュニティ・スクールと一体的に推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」<sup>27</sup>への展開を推進します。

【参考】

・「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」と回答した小・中学校の割合（強肯定の回答をした割合）：小学校 38.0%、中学校 28.6%（R5）⇒ 50%以上（R9）

<sup>25</sup>「学校運営協議会」を設置している学校のこと、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

<sup>26</sup>地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることを目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動

<sup>27</sup>地域学校協働本部のうち、「①充実した地域学校協働活動の実施、②学校と地域との定期的な協議の場の確保、③民生委員・児童委員の参画により見守り体制の強化」の3要件を満たす本部を「県版」としている。

#### 4) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

K P I	基準値	目標値
県中学校体育連盟に申請した地域クラブ数	5チーム (R5)	30チーム以上 (R9)
県中学校体育連盟に申請した拠点校部活動数	0部 (R5)	10部以上 (R9)
運動が好きなこどもの割合： R4 から5ポイント増	小学校 (男子) 93.2% (R5) 小学校 (女子) 86.3% (R5) 中学校 (男子) 89.3% (R5) 中学校 (女子) 77.4% (R5)	小学校 (男子) 97.1% (R9) 小学校 (女子) 90.9% (R9) 中学校 (男子) 94.5% (R9) 中学校 (女子) 84.1% (R9)
文化芸術の発表の場や機会の充実に 関して発表の機会の提供を行った延べ団体数	8団体/年 (R5)	30団体/年 (R8)
高知県芸術祭の参加団体数	83団体 (R5)	120団体以上 (R8)
中山間地域へのアーティスト派遣に係る参加者数	—	100 (R8)
①文化人材育成講座の対面及び zoom 参加、 アーカイブ配信による受講者数 ②文化人材の育成講座において、郷土技能等 に係る講座の開催	①1,314人 (R5)	①：年間350人 (R8) ②：1講座 (R8)

#### ① 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

##### 【現状と課題】

##### ○部活動改革の取組推進

・県内の公立中学校では、少子化の影響で令和4年度までの10年間で生徒数が2,955人減となり、特に中山間地域では生徒数減少の影響を受け、団体競技を組めないなど生徒が希望する部活動を行うことが難しくなっています。

・令和4年度に実施した「部活動地域移行に関するアンケート」では、中学校教職員の約8割が部活動に関わっていました。そのうち6割以上が部活動の指導に負担を感じており、約4割の教職員が担当部活動の専門的な指導ができない状況です。

##### ○スポーツ環境の整備について

・運動やスポーツが好きなこどもの割合は、男子よりも女子の割合が低くなっています。

・小・中学校ともに体力合計点が、全国平均を上回っています。

・1週間の総運動時間が60分未満のこどもの割合は、男子よりも女子が高くなっています。

##### ○文化芸術の発表の場や機会の充実等【再掲】1-(2)-1)-⑥

幼少期から文化芸術に触れる機会の充実が必要です。

##### ○中山間地域での文化芸術に触れられる機会の拡大【再掲】1-(2)-1)-⑥

中山間地域で文化芸術に触れる機会が少なく体験格差が見られます。このため、中山間地域で

も、文化芸術に触れる機会を増やすことが必要です。

○文化人材の育成 1 - (2) - 1) - ⑥

文化芸術を地域振興等に繋ぐことができる人材を育成するためには、実践に移すきっかけづくりとなるような参加しやすい講座からスタートし、段階的にレベルアップできるプログラムの開設が必要です。

【取組の方向性】

◆部活動改革の取組推進

少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、県及び市町村等の関係者が連携・協力し、公立中学校における段階的な部活動の地域連携・地域移行に取り組みます。また、顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築します。

【参考】

・部活動指導員を配置している部活動において、顧問に代わって単独で指導・引率する割合（単独指導割合）：

中学校 運動部 79.6%、文化部 84.3%、高等学校 運動部 79.6%（R4）

⇒中学校 運動部 95%、文化部 100%、高等学校 運動部 90%（R9）

◆スポーツ環境の整備について

・子どもたちが身近な地域で希望するスポーツを続けられるようにするため、新たなスポーツサークルの立ち上げや運動部活動の地域連携など、地域・学校の実情に応じたこどものスポーツ環境づくりを進めます。

・こどものスポーツ機会の拡充に向けて、スポーツ団体等と連携し、市町村の取組を支援するとともに、広域で連携する取組を行います。また、スポーツの楽しさを知り、スポーツに親しむこどもを増やすため、親子で楽しむ運動プログラムや体力測定、多様な種目を体験できるプログラムを県内各地で提供するとともに、講演やスポーツ教室を実施します。さらに、スポーツ少年団の交流大会の充実を図ります。

◆文化芸術の発表の場や機会の充実等【再掲】 1 - (2) - 1) - ⑥

・県内の文化芸術活動の情報を収集し発信します。

・県民が芸術文化に親しむことのできるよう、参加事業者を増やし、県全域で芸術祭を盛り上げます。

・商店街等の関連団体と連携を図り、今後本県の芸術文化を担っていくこととなる若い世代の参加を促します。

◆中山間地域での文化芸術に触れられる機会の拡大【再掲】 1 - (2) - 1) - ⑥

中山間地域へアーティストを派遣し、実技指導や公演を開催することで、地域の文化芸術活動の充実を図ります。

◆文化人材の育成【再掲】 1 - (2) - 1) - ⑥

「文化芸術を地域振興等に繋ぐことができる人材の育成」をめざし、受講者のレベルに応じた3段階（基礎編、スタートアップ編、レベルアップ編）の講座を開催します。

## 5) 道徳教育の推進

K P I	基準値	目標値
ものごとを最後まであきらめずにやりぬくことができる」と回答した児童生徒（小学校5年、中学校2年）の割合（肯定的に回答した割合）	小学校 80.3 % (R5) 中学校 75.9% (R5)	小学校 85%以上 中学校 80%以上
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒（小学校6年、中学校3年）の割合（強肯定の回答をした割合）	小学校 72.9% (R5) 中学校 70.8 % (R5)	小学校 80%以 (R9) 中学校 80%以上 (R9)
参加教員の事後アンケートにおいて、「①新しい情報を得ることができた」、「②学校での教育実践に生かしていきたい」の各項目の肯定的回答の割合	①98% (R5) ②98% (R5)	①90%以上 (R9) ②90%以上 (R9)

### ① 学校における道徳教育の推進

#### 【現状と課題】

○「自分にはよいところがある」という自尊感情に関する質問についての肯定的回答の割合は、中学校では年々増加傾向にあります。小学校においては、令和3年度に肯定的回答が落ち込みましたが、その後増加傾向が見られます。しかし、「将来の夢や目標を持っている」という夢や志、「人が困っているときは、進んで助けている」という思いやりに関する質問についての肯定的回答の割合は、特に中学校において、やや減少傾向が見られます。また、公共の精神に関する質問についての肯定的回答の割合は、小・中学校ともに、ここ数年減少傾向にあります。これらのことから、こどもたちの道徳性を高める取組の充実が求められています。

○各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において、道徳教育推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）が位置づけられています。道徳教育の推進に当たっては、高校生という発達段階や特性を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、指導内容の重点化を図ることが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆児童生徒の道徳性を高めるために、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図ります。

◆人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上で中心となる道徳教育推進教師を対象に、演習や協議等を行うことを通して、高等学校における道徳教育の推進を図ります。

## 6) 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進

K P I	基準値 (R 5)	目標値 (R 9)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (小学校5年、中学校2年)及び高知県体力・運動能力、生活実態等調査 (高校2年)において、「運動やスポーツをすることが好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合	小学校男 93.2%	小学校男 95.0%以上
	小学校女 86.3%	小学校女 88.0%以上
	中学校男 89.3%	中学校男 91.0%以上
	中学校女 77.4%	中学校女 79.5%以上
	高等学校男 87.0%	高等学校男 89.0%以上
	高等学校女 68.0%	高等学校女 70.0%以上

### ① 体育・保健体育授業の充実・こどもの体力向上

#### 【現状と課題】

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、令和3～5年度の体力合計点は小・中学校の男女ともに全国平均を上回っていました。また、この調査において、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、平成30年度を境に全国的に体力の低下が続いています。本県においても、体力合計点及び総合評価下位のDE群の割合は、平成30年度の水準には戻っていません。

#### 【取組の方向性】

◆運動好きなこどもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部指導者の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「こうち子ども体力・運動能力向上プログラム」等の活用を推進し、各学校における体力つくりの取組推進を図ります。

## 7) 学校保健の推進

K P I	基準値	目標値
学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)
県内全中学・高校における薬物乱用防止教室の開催	—	年1回以上
薬物乱用防止教室の講師に対する研修会の実施	—	年1回以上

### ① 学校保健の推進

#### 【現状と課題】

#### ○いのちの教育プロジェクト【再掲】1-(2)-10)-①

各学校では、学習指導要領に基づいた保健教育が行われていますが、関係機関との連携や内容の充実について、地域差が見られることが課題です。

#### ○薬物乱用防止教室の開催【再掲】1-(7)-8)-②

・全国同様に高知県においても、若年層における大麻事犯が増加しており、薬物の乱用が招く様々な影響について認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の実施が重要です。

・小・中・高校、大学等で薬物乱用防止教室を開催しており、教室開催に関する各校への周知が必要です。(参考：保健所・薬務衛生課職員による教室実績 R5年度：46校(1,910名受講))。また、薬物乱用防止推進員を対象とした研修会も行って(6協議会で実施)、教室の講師の育成が必要です。

・「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」において、薬物乱用防止教室は、すべての中学校及び高等学校で年 1 回の開催及び地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること、とされていますが、開催状況に地域差が見られことが課題です。（参考 令和 5 年度公立学校薬物乱用防止教室開催率：小学校 53.8%、中学校 92.8%、高等学校 100%）

【取組の方向性】

◆いのちの教育プロジェクト【再掲】1 - (2) - 10) - ①

性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させます。あわせて、各地域における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできるこどもの育成」を目指します。

◆薬物乱用防止教室の開催【再掲】1 - (7) - 8) - ②

- ・県警察では、全ての中学校・高等学校において、少なくとも年に 1 回薬物乱用防止教室を実施します。また、小学校では、非行防止教室に併せて適宜開催に努めます。
- ・県担当課では、引き続き、県教育委員会、県警察等と連携し、県内小・中・高等学校、大学等において薬物乱用防止教室を開催するとともに、教室の実施について学校への周知を行います。また、教室の講師（薬物乱用防止推進員や学校薬剤師等）に対する研修等も実施し、指導方法及び指導内容の充実を図ります。

**8) 学校給食の普及・充実、食育の推進**

K P I	基準値 (R 5)	目標値 (R 6 ~ 9)
朝食に関する指導を実施した学校の割合	76.8%	前年度から+ 3%

**① 学校給食の普及・充実、食育の推進、② 食の指導充実に向けた取組の実施**

【現状と課題】

○食育の推進支援

子どもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。

○水産物の食育推進

- ・県では、(公財)高知県学校給食会に委託し、県内の小中学校などで、食卓にあがりやすい県内水産物を素材に、調理実習を行う体験型出前授業を実施しています。講師には地域の鮮魚店等の従事者を招いています（実施回数 10 回以上を予定）。
- ・令和 5 年度は前年度と比べて保護者の参加数が増加しました。

【取組の方向性】

◆食育の推進支援

児童生徒の健康課題に対応するため、朝食摂取の推進、栄養教諭等による食に関する指導への支援、効果的な食に関する指導を行うための実践研究等、学校全体で実施する食育のさらなる充実を図ります。

◆水産物の食育推進

関係者と連携した出前事業を通じて、家庭での魚食普及を図ります。

## 9) 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

K P I	基準値	目標値
子ども食堂設置数	107 か所 (R5)	150 か所 (R9)
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動において、こどもの課題解決に取り組み、改善・解決した学校の割合	R 6 新設指標	100% (R9)

### ① こどもの居場所づくりの推進

#### 【現状と課題】

#### ○子ども食堂の設置促進【再掲】1 - (4) - 2) - ②

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。「子ども食堂」は、「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能を担っており、各地域へのさらなる展開が期待されます。

#### ○あったかふれあいセンターにおける支え合い

誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる本県独自の高知型地域共生社会の拠点「あったかふれあいセンター」について、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人など誰もが利用できる環境や受入体制の整備が必要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆子ども食堂の設置促進【再掲】1 - (4) - 2) - ②

- ・子ども食堂の運営経費への補助やこどもの居場所づくり推進コーディネーターの配置により、地域の実情に応じた子ども食堂の開設や運営を支援します。
- ・居場所や支援を必要とする子どもや保護者を子ども食堂や適切なサポートにつなげるため、地域の支援機関との連携を後押しします。

#### ◆あったかふれあいセンターにおける支え合い

幅広い世代に利用される拠点を目指し、デジタル機器の整備に向けた支援を行います。また、複雑化・複合化した課題に関する知識や支援スキル向上のための職員向け研修や、職員確保に向けた広報等を実施します。

### ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

#### 【再掲】2 - (2) - 3) - ①

## 10) 放課後児童対策

K P I	基準値 (R 4)	目標値 (R 9)
放課後児童支援員等資質向上研修に職員が出席する放課後子ども教室及び放課後児童クラブの割合 (年 1 回)	44.0%	100%

### ① 放課後児童対策における取組の強化

放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)<sup>28</sup>

【現状と課題】

○放課後子ども教室または放課後児童クラブの設置率は 97.3% (R 5 年度) となり、ほぼ全ての小学校区に放課後等のこどもたちの安全・安心な居場所の確保が順調に進んでいますが、市町村において待機児童や国の施設基準等に対応できるよう、運営補助や施設整備補助の活用促進や助言を行うことが必要です。また、放課後子ども教室や放課後児童クラブの充実した活動事例の共有とともに、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが引き続き求められます。

【取組の方向性】

◆市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等におけるこどもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進します。

## 11) 小児医療体制の充実

K P I	基準値	目標値
小児救急搬送の軽症患者割合	77.6% (R4)	70%以下 (R11)
輪番病院深夜帯受診者 (一日当たり)	4.3 人 (R4)	6 人以下 (R11)
安芸・中央・幡多保健医療圏の小児救急体制体制の維持 ※高知市小児急患センター、小児科病院群輪番制、あき総合病院及び幡多けんみん病院の小児救急	—	—
小児科医師数	104 人 (R2)	108 人以上 (R8)
中央保健医療圏 5 輪番病院、あき総合病院及び幡多けんみん病院に勤務する小児科医師数	55 人 (R4)	59 人以上 (R8)

### ① 小児医療体制の整備

【現状と課題】

○小児救急医療体制について【再掲】【2 - (1) - 2) - ①】

・小児科病院数は減少傾向にあり、高次医療を担う医療機関は中央保健医療圏に集中しています。中央保健医療圏の病院群輪番制の維持のため、さらなる医師の確保が必要です。

<sup>28</sup>労働等により昼間、保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

- ・あき総合病院と幡多けんみん病院への負担が大きい状況です。
- ・「医師の働き方改革」への適応が必要です。
- ・小児患者の、症状に応じた対応が可能な体制の構築に向けて、県全体で検討していくことが必要です。

○新生児科医、小児科医師の確保について【再掲】【2 - (1) - 2) - ①】

- ・県内の小児科医師が減少・高齢化しており、救急医療体制をはじめ、学校医や乳幼児健診を担う小児科医師が不足しています。
- ・少子高齢化のなかで、小児患者の診療機会の確保が困難な地域が増加しています。

○心の診療について

関係機関による地域連携体制を構築するため、関係者による連携会議等の実施や市町村や学校からの個別のケース相談に対応しています。

【取組の方向性】

◆小児救急医療体制について【再掲】【2 - (1) - 2) - ①】

- ・病院群輪番制の維持等、小児救急医療体制の充実・確保に向け、小児科医師の確保に努めるとともに、課題・対策について、高知県小児医療体制検討会議で検討します。
- ・小児科医の勤務環境を改善するための支援を行います。
- ・「医師の働き方改革」に適應できるよう医療機関に対する支援を行います。

◆新生児科医、小児科医師の確保について【再掲】【2 - (1) - 2) - ①】

- ・研修医に対する貸付金の貸与や研修支援により小児科医の確保に努めます。
- ・オンライン診療体制について検討します。

◆心の診療について

発達障害、うつ、摂食障害、不登校、自殺など、こども（主に小学生～高校生）の心の診療ニーズの高い事例に早期に対応するため、県内の関係機関が連携した地域の支援体制を構築します。

**12) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援**

K P I	基準値	目標値
学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)

① **学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施**

【現状と課題】

○いのちの教育プロジェクト【再掲】【1 - (2) - 10) - ①】

各学校では、学習指導要領に基づいた保健教育が行われていますが、関係機関との連携や内容の充実について、地域差が見られることが課題です。

【取組の方向性】

◆いのちの教育プロジェクト【再掲】【1 - (2) - 10) - ①】

性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させます。あわせて、各地域における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連

携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできるこどもの育成」を目指します。

## ② 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

### ○高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1 - (3) - 1) - ①

本県では、10代の人工妊娠中絶率や、性感染症の罹患率が高いという状況等から、平成15年度から実施しています。思春期のこどもの予期しない妊娠の予防を含めて、思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場となっています。一方、電話相談の件数は年々低下傾向にあります。

【取組の方向性】

### ◆高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1 - (3) - 1) - ①

思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場として運営していきます。

## 13) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

K P I	基準値	目標値
重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件（R5）	0件（R9）
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0市町村（R5）	全市町村（R7）

### ① 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

【現状と課題】

#### ○妊産婦等の生活援助【再掲】1 - (6) - 2) - ①

予期せぬ妊娠等に関する正しい情報の提供、アクセスしやすい環境整備が必要です。

#### ○高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1 - (3) - 1) - ①

本県では、10代の人工妊娠中絶率や、性感染症の罹患率が高いという状況等から、平成15年度から実施しています。思春期のこどもの予期しない妊娠の予防を含めて、思春期のこどもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場となっています。一方、電話相談の件数は年々低下傾向にあります。

#### ○困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】1 - (6) - 2) - ①

女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受け付けており、特に相談機関につながりにくい若年女性等への支援においては、民間の支援機関等と連携した支援が必要です。

【取組の方向性】

#### ◆妊産婦等の生活援助【再掲】1 - (6) - 2) - ①

予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。

◆高知県思春期相談センター（PRINK）の運営（性と健康の相談センター事業）

【再掲】1 - (3) - 1) - ①

思春期の子どもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場として運営していきます。

◆困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】1 - (6) - 2) - ①

若年女性等への支援を包括的に実施するため、居場所づくりなど関係機関との連携を強化します。

## 14) 主権者教育

K P I	基準値	目標値
「教育課程全体で主権者教育・消費者教育を系統的に位置付け、教科等横断的な取組の充実に努めている」と回答した学校の割合	R 6 新設指標	100% (R 9)
「テレビのニュース、新聞、ウェブサイトや SNS 等を通じて地域や社会の出来事に関する情報を得ている」と肯定的に回答する生徒の割合（全県立高等学校 3 年 2 回目）	R 6 新設指標	50% (R 9)
選挙出前講座の授業件数	17 件 (R 5)	前年度比で増加させる

### ① 学校における主権者教育の推進

【現状と課題】

○主権者教育・消費者教育の充実、生徒の社会的自立・社会参画のための支援

・成年年齢の引下げに伴い、若者が消費トラブル等に巻き込まれる懸念が高まっていることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等について理解を深める消費者教育の充実が求められています。

・主権者教育や消費者教育は、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心に系統的に取り組まれています。さらなる充実に向けて、教科・科目間連携や関係機関との効果的な連携等を一層推進することが大切です。

○選挙出前講座の実施

小学校から大学まで要望のあった学校に対して授業を実施していますが（年間 20 件程度）、出前講座の開催を希望する学校が固定化されていて、件数が減少傾向にあることが課題です

【取組の方向性】

◆主権者教育・消費者教育の充実

社会科・家庭科を中心に、主体的に社会に参画するために必要な資質・能力の育成を図ります。また、各種研修会の周知や啓発資料等の情報提供とともに積極的な活用を働きかけます。

◆生徒の社会的自立・社会参画のための支援

学習指導要領の適切な実施に加え、教科間連携や専門機関等との連携による主権者教育、消費者教育、男女共同参画に向けた教育等の推進により、生徒の社会的自立・社会参画に必要な資質・能力の育成の充実を図ります。

#### ◆選挙出前講座の実施

選挙出前講座について、各学校に直接訪問または電話連絡により、出前授業の需要掘り起こしを行います。

### ② 高校生向け副教材の作成・配布

#### 【現状と課題】

○高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を各学校に配布しています。

#### 【取組の方向性】

◆引き続き、高校1年生の全生徒に冊子が行き渡り、学校の授業で活用されるよう取り組みます。

### ③ 主権者教育アドバイザーの派遣

#### 【現状と課題】

○「高知家わかものカフェ」として、県内の高校生や大学生を中心とした若者に参加を呼びかけ、社会参画をテーマとしたワークショップを開催しています。しかし、コロナ禍でワークショップの開催を見送っていたこともあり、参加人数は減少傾向です。

#### 【取組の方向性】

◆出前授業での呼びかけや SNS の活用によって、若者の参加が前年度比で増えるように取り組みます（令和5年度の参加人数：13名）。

## 15) 消費者教育

K P I	基準値	目標値
若年者向け消費生活講座の実施回数	15回 (R3)	30回 (R8)
20歳代以下で消費者被害に遭ったことがある県民の割合	18.0% (R3)	13.4% (R8)
「テレビのニュース、新聞、ウェブサイトや SNS 等を通じて地域や社会の出来事に関する情報を得ている」と肯定的に回答する生徒の割合（全県立高等学校3年2回目）	R6新設指標	50% (R9)

### ① 消費者教育の推進

#### 【現状と課題】

#### ○出前講座の実施、啓発冊子の配布

成年年齢引下げもあって若者の消費者トラブル増加が懸念されており、被害に遭わないよう、消費者トラブルの事例や対応方法、注意点等をあらかじめ知っておいてもらう必要があります。

#### ○生徒の社会的自立・社会参画のための支援【再掲】2-(2)-14)-①

・成年年齢の引下げに伴い、若者が消費トラブル等に巻き込まれる懸念が高まっていることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等について理解を深める消費者教育の充実が求められています。

・主権者教育や消費者教育は、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家

庭科等を中心に系統的に取り組まれています。さらなる充実に向けて、教科・科目間連携や関係機関との効果的な連携等を一層推進することが大切です。

【取組の方向性】

◆ 出前講座の実施

主体的で合理的な判断や行動のできる能力を育成するため、消費生活出前講座を実施します。

◆ 啓発冊子の配布

学校現場での消費者教育に活用いただくとともに、生徒自身が必要なときに内容をいつでも参照できるよう、新成人向け啓発冊子を高校2年生に配布します。

◆ 生徒の社会的自立・社会参画のための支援【再掲】 2 - (2) - 14) - ①

学習指導要領の適切な実施に加え、教科間連携や専門機関等との連携による主権者教育、消費者教育、男女共同参画に向けた教育等の推進により、生徒の社会的自立・社会参画に必要な資質・能力の育成の充実を図ります。

## 16) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

### ① 地域におけるライフプランニング支援

【現状と課題】

・若い年代からライフプランを考えることができるよう、子育て応援冊子「Y e l l」を作成し、高等学校に配布し、授業での活用または家庭への周知に活用しています。

・出生数や婚姻件数、平均初婚年齢などの情報については、報道等により若い世代も目や耳にすることが多いと考えられますが、平均初婚年齢（約30歳）とは別に結婚年齢のピーク（27歳-28歳）があること、結婚や出産、子育てといったライフステージ毎のプラン（将来像）を描くために、具体的なライフプランを考えられるきっかけ作りが必要です。

【取組の方向性】

◆ 県内の高等学校に子育て支援冊子「Y e l l」を配布するなど、ライフプランを考える機会を提供していきます。また、若い世代の出会いの機会の創出に向けて実施する「社会人交流事業」を通じて、ライフプランも学べるよう支援していきます。

## 17) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

K P I	基準値	目標値
キャリア教育に係る校内研修を実施している小・中学校の割合	小学校 91.9% (R4) 中学校 94.8% (R4)	100% (R9)
学校経営計画の「社会性の育成」に対する自校評価をB以上とする高等学校の割合	97.0% (R5)	100% (R9)
県立知的障害特別支援学校就職率 (就労継続支援A型を含めた一般就労)	38.0% (R4)	39%以上 (R9)
県立知的障害特別支援学校就職者(就労継続支援A型含めた一般就労)の卒業1年後の定着率	R6新設指標	80%以上( R9)

高校生の就職者数に占める県内建設業への就職率	11.5%(R5.3)	15%(R10.3)
------------------------	-------------	------------

## ① キャリア教育の推進

### 【現状と課題】

○企業や学校の見学やインターンシップ等の充実により、企業情報を生徒に提供するとともに、大学との連携は、進学希望者のさらなる意欲の向上につながっています。しかし、その反面、進路未定者や就職未内定者もあり、自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計する力を育成したり、体系的・系統的な取組にしたりすることが必要です。さらに、求められる資質・能力を意識した充実した校内研修にしていけることも必要です。

○土木工事一日体験や出前授業を行っています。建設業の魅力や重要性を発信し、将来の職業の選択肢の1つにしてもらうために、より多くの生徒に参加してもらうことが必要です。

### 【取組の方向性】

◆児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、上級学校や県内企業、地元自治体等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図ります。

◆特別支援学校においては、地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒が、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進します。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させます。

◆土木工事1日体験は開催時期の見直しや参加募集の周知拡大、出前授業はデジタル化が進む建設業のPRを充実し、より多くの生徒に建設業の魅力に触れてもらえるよう実施します。

## ② 県内企業について学べる機会の提供

### 【現状と課題】

#### ○ものづくり企業の魅力を伝える取組

高校生や大学生になっても、県内のものづくり企業を知らず、職業の選択肢に「ものづくり」がないため、ものづくり企業は人材確保に苦慮しています。

物事への興味や地元への愛着心は一朝一夕に醸成されるものではないため、大学生の就活の時期ではなく、小学生の頃から長い時間をかけて地元のことに触れてもらい、関心や愛着心を深めることが必要です。

#### ○県内企業の魅力を伝える取組

県内企業の認知度があまり高くないことから、高等学校卒業者の県外就職率は高い状態が続いており、県内企業の良さを知ってもらう機会の提供が必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆ものづくり企業の魅力を伝える取組

世の中に様々な仕事がある中で、「ものづくり」の楽しさ素晴らしさについて、身の回りの仕事や環境について柔軟に吸収し、関心・意欲を向上させていく段階の子供達に知ってもらう機会を提供することで、県内のものづくり企業が、学生の将来の職業の選択肢の一つとなるよう取り組みます。

#### ◆県内企業の魅力を伝える取組

県内で「ものづくり」に携わる事業者の優れた技術・製品を県内の若者にアピールすることで、若者の県内就職につなげ、県経済の活性化を図ります。

### 18) いじめ防止対策の強化

K P I	基準値	目標値
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、見直しを行った学校の割合	R 6 新設 KPI	各校種 100% (R 9)
心の教育センターにおける相談対応件数 (来所・電話・メール相談等)	2,052 件 (R 4)	前年度より向上 (R 9)

#### ① いじめ事案への対応

##### 【現状と課題】

##### ○少年相談電話（ヤングテレホン）

少年相談電話「ヤングテレホン」を通じたいじめの早期発見が必要ですが、認知度の低さが課題です。

##### ○スクールサポーターによる学校訪問活動

スクールサポーターの学校見守り活動や学校との情報共有を通じたいじめの早期発見を行います。

##### ○学校・警察連絡制度の効果的な活用【再掲】1 - (7) - 9) - ①

県警察は、補導や非行等に関する情報提供や連絡を行い、指導や立ち直り支援活動に繋げる活動を実施していますが、必ずしも再非行防止ができていたとは言い難い状況です。

##### 【取組の方向性】

##### ◆少年相談電話（ヤングテレホン）

警察が実施する各種出前教室やイベント等、あらゆる機会を通じて相談窓口の周知を行います。また、相談窓口を記載したリーフレットやカードを作成・配布することで広く広報していきます。

##### ◆スクールサポーターによる学校訪問活動

スクールサポーター制度を積極的に活用し、スクールサポーターが校内いじめ防止対策組織に参画する等、適時、適切な情報共有体制の構築を目指します。

##### ◆学校・警察連絡制度の効果的な活用【再掲】1 - (7) - 9) - ①

効果的な取組を推進するため、必要に応じ学校・警察連絡制度の見直しを図る必要があります。学校・警察連絡制度の問題点については、連絡協議会等で検討し、改善を図っていきます。

#### ② 教育相談体制の充実

##### 【現状と課題】

##### ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】1 - (4) - 5) - ③

児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化している中、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の支援が必要です。

##### ○心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とす

る方に届くような広報の充実が必要です。

【取組の方向性】

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 1 - (4) - 5) - ③

児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図ります。また、多様な背景を持つ児童生徒の状況への理解を高めるため、校内研修の実施支援や児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行います。

◆心の教育センター相談支援事業【再掲】 1 - (2) - 10) - ①

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

③ 高知県いじめ問題対策連絡協議会の開催

いじめ対応における関係機関との連携【再掲】 1 - (7) - 9) - ②

【現状と課題】

○いじめの認知件数は増加しており、学校がいじめに対する理解や認識、いじめを積極的に認知しようとする意識は高くなってきていますが、本県がいじめの重大事態は全国と比べて、多い状況です。

【取組の方向性】

◆高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的・計画的に実施します。

19) 地域におけるいじめ防止対策の体制構築・連携強化

K P I	基準値	目標値
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、見直しを行った学校の割合	R 6 新設 KPI	各校種 100% (R 9)

① いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底

いじめ防止対策等総合推進事業【再掲】 1 - (7) - 9) - ②

【現状と課題】

○いじめの認知件数は増加しており、学校がいじめに対する理解や認識、いじめを積極的に認知しようとする意識は高くなってきていますが、本県がいじめの重大事態は全国と比べて、多い状況です。

【取組の方向性】

◆高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的・計画的に実施します。

② 専門家チームの派遣

【現状と課題】

○いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、学校の要請に応じて「学校サポート専門家チーム」委員の派遣を行っています。

【取組の方向性】

◆事業の周知を図り、学校からの要請に応じて委員を派遣し、専門的な見地から問題の改善・解決に向けた助言を行います。

## 20) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

K P I	基準値	目標値
校内サポートルーム設置校において、新規不登校生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合（年度内は新規不登校傾向出現率で進捗を把握）	71.4%（5 / 7校）（R4）	70%以上（R9）
90日以上欠席している不登校児童生徒がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関等で支援や相談を受けている割合	小学校 97.8% 中学校 95.6% 高等学校 94.4%	前年度より増加（R6～9）
心の教育センターにおける相談対応件数（来所・電話・メール相談等）	2,052件（R4）	前年度より向上（R9）

### ① 多様な学びの場の確保に向けた取組

【現状と課題】

○令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、本県の小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は10年ぶりに前年度を下回ったものの、依然として高い状況です。児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な教育機会の確保策について、検討を進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

◆不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルーム<sup>29</sup>や市町村教育支援センター等、児童生徒が安心して過ごせる場やICTを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進します。

◆不登校児童生徒が、学校以外の場所で、学びたいときにいつでも学べる環境を整えるため、有識者会議（高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会）にて、今後の不登校施策（学びの多様化学校<sup>30</sup>等）について検討を行います。〈R5年6月協議会設置、R5～R6年度に計8回開催予定〉

◆学校に通うことが難しい児童生徒を対象に、学習支援や社会性の向上につながるICTを活用した支援を実施します。

### ② 教育相談体制の充実

【現状と課題】

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

不登校児童生徒に対する支援は高い割合で実施されている中、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させることが必要です。

<sup>29</sup>学校内で、不登校等児童生徒に対する指導・支援（カウンセリング、教科指導、体験活動など）を行う教室

<sup>30</sup>不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

○心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とする方に届くような広報の充実が必要です。

○私立学校における相談体制の充実

私立学校教育改革推進費補助金により、教育相談体制の整備（スクールカウンセラーの雇用等）に係る経費を補助しています。

【取組の方向性】

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図ります。

◆心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

◆私立学校における相談体制の充実

相談体制の充実のため、補助を継続します。

**21) 不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析**

K P I	基準値	目標値
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、1,000人当たりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下を維持する。	【R4国公立】 小学校:7.5人(9.2人) 中学校:24.0人(28.1人) 高等学校:9.5人(15.2人) ( )内は全国平均	全国平均以下を維持する。(R9)
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けている割合を向上させる。	【R4国公立】 小・中学校:92.1%(61.8%) ( )内は全国平均	向上させる。(R9)

① **いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究**

【現状と課題】

○本県のいじめの重大事態の発生件数は、全国平均より高い状況が続いています。また、令和4年度の小中学校における不登校出現率は、全国平均を下回り、前年度より減少しましたが、依然として出現率は高い状況が続いています。

○いじめ・不登校が長期化、深刻化しないよう、認知した段階から、保護者や関係機関、SC・SSW等専門人材と連携し、早期の情報共有と解消・改善に向けた早期対応と早期支援の取組が必要です。また、小・中・高等学校を通じて、不登校児童生徒が学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、環境を整える等の取組も必要です。

### 【取組の方向性】

◆いじめ・不登校が生じないような魅力ある学校づくりと心の SOS を見逃さない早期発見・「チーム学校」による早期対応・支援を徹底するため、専門人材や関係機関等と連携した学校の体制を強化します。また、不登校児童生徒全ての多様な学びの場、居場所を確保するために、オンラインサポートや校内サポートルームの設置促進、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に向けた検討など、学びたいときに学べる環境の整備に努めます。

## 22) 校則の見直し

K P I	基準値	目標値
校則の見直し等の過程に生徒や保護者の参画がある高等学校の割合	【高校：全日制】 85.7% (R4)	高めていく (R6～9)

### ① 生徒の声を生かした校則見直し等の取組の推進

#### 【現状と課題】

○校長会や生徒指導主事会等にて、校則の見直しについて周知したことで、多くの学校にて生徒の意見を生かした校則の見直しが進められていますが、今後も全ての学校で生徒や保護者の声を生かした校則の見直しが行われるよう、働きかけることが必要です。

### 【取組の方向性】

◆校則の見直し等の過程に生徒が参画し、自分たちの意見を表明したり、他者との対話や議論を通じて考えたりする機会を確保するよう研修会等で周知・啓発し、身近な課題を自ら解決しようとする態度や能力を育成します。

## 23) 体罰や不適切な指導の防止

K P I	基準値	目標値
懲戒処分件数 (※うち、体罰による懲戒処分件数)	8件 (R5) (※0件)	0件 (R6～9)
県立学校全教職員へのアンケートにおいて、「風通しのよい(相談しやすい等)職場と感じている」と回答した教職員の割合(4件法で肯定の回答をした割合)	R6 新設指標	100% (R9)

### ① 体罰や不適切な指導の防止

#### 【現状と課題】

#### ○生徒指導主事(担当者)の組織マネジメント力向上【再掲】2-(2)-2-①

生徒指導主事(担当者)をはじめとする教員が生徒指導を行う際は、生徒指導提要に基づき、体罰等不適切な指導によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、生徒指導主事(担当者)会等で周知しています。各学校において、発達支持的生徒指導の観点に基づき、問題行動等を生じさせない未然防止の取組に注力すること、また、指導が必要な際は、組織的に指導の方向を検討し、教育的配慮の下、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、ねばり強く指導することが必要です。

#### ○体罰等も含めた教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立

体罰も含め、教職員の不祥事を防止することは、こどもたちが安心・安全な学校生活を送る上で、

不可欠であり、不祥事の防止に向けた対策の徹底と発生時の適切な対応が課題です。

#### 【取組の方向性】

##### ◆生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上【再掲】2 - (2) - 2) - ①

生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられる例などを踏まえ、各学校において発達支持的生徒指導の観点に基づき、生徒指導主事（担当者）の役割や問題行動等を生じさせない未然防止の組織的取組の充実について、生徒指導主事（担当者）会等をととして推進します。

##### ◆体罰も含めた教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立

体罰も含めた教職員の不祥事案について、「防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を、学校や市町村教育委員会等の関係機関と連携して、一体的に推し進めていきます。また、管理職研修や採用前研修において、「不祥事防止」に係る内容を充実させ、教職員に対して啓発を図ります。

## 24) 高校中退の予防

K P I	基準値	目標値
校内サポートルーム設置校において、新規不登校生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合 (年度内は新規不登校傾向出現率で進捗を把握)	1.4% (5 / 7校) (R4)	70%以上 (R9)
90日以上欠席している不登校児童生徒がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関等で支援や相談を受けている割合	小学校 97.8% 中学校 95.6% 高等学校 94.4%	前年度より増加 (R6~9)
キャリア教育に係る校内研修を実施している小・中学校の割合	小学校 91.9% (R4) 中学校 94.8% (R4)	100% (R9)
学校経営計画の「社会性の育成」に対する自校評価をB以上とする高等学校の割合	97.0% (R5)	100% (R9)
県立知的障害特別支援学校就職率 (就労継続支援A型を含めた一般就労)	38.0% (R4)	39%以上 (R9)
県立知的障害特別支援学校就職者(就労継続支援A型含めた一般就労)の卒業1年後の定着率	R6新設指標	80%以上 (R9)

### ① 教育相談体制の充実

#### 【現状と課題】

##### ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】2 - (2) - 20) - ②

不登校児童生徒に対する支援は高い割合で実施されている中、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させることが必要です。

##### ○心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①

相談内容が多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化を図ることや、相談を必要とする方に届くような広報の充実が必要です。

【取組の方向性】

◆**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】2 - (2) - 20) - ②**

児童生徒支援のために、全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援体制の充実を図ります。

◆**心の教育センター相談支援事業【再掲】1 - (2) - 10) - ①**

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施します。

② **キャリア教育の推進**

【再掲】2 - (2) - 17) - ①

25) **高等学校中途退学後の支援**

K P I	基準値	目標値
若者サポートステーションの進路決定率 (単年度、国事業実績を除く)	R 6 新設指標	27.0%以上 (R 9)
ジョブカフェこうちの就職支援計画書を作成した求職者のうち6か月以内の就職率	-	70.0% (R 8)
ジョブカフェこうちのジョブチャレンジ受講者の就職3か月時点の定着率	-	80.0% (R 8)
高等技術学校における職業訓練の就職率	94.6% (R 2)	98.1% (R 7)
委託訓練の就職率	78.6% (R 2)	84.5% (R 7)

① **若者サポートステーションにおける支援【再掲】1 - (4) - 1) - ⑦**

【現状と課題】

○中学校卒業時や高等学校中途退学時に進路が未定であるなど、社会的自立に困難を抱える若者がいます。修学支援等を行う「若者サポートステーション」により多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるように関係機関との連携が必要です。

【取組の方向性】

◆中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行います。

② **職業訓練による就職支援等【再掲】1 - (4) - 3) - ①**

【現状と課題】

○人手不足が深刻化し、就職者数は増加傾向にあるものの、その一方で、就職に向けて、より手厚い支援が必要な方も増加しており、ジョブチャレンジ等を利用した方の就職率や定着率に伸び悩みが見られます。手厚い支援を必要とする方も含めた就職率や定着率の向上が課題です。

○生活の安定に向けた所得の向上を図るための手段の一つとして、就職につながる効果的な職業訓練の実施が必要です。

【取組の方向性】

◆就職率や定着率を向上させるため、「ジョブカフェこうち」においてセミナーやジョブチャレンジ等の受講を促し、自己理解や職業への理解等を深め、ミスマッチのない就職と定着につながるよう支援します。また、出張相談会等を通じて相談の機会を増やすとともに、ジョブチャレンジ利用者に対しフォローを行います。

◆新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。

## 2 ライフステージに応じた支援

### (3) 青年期

青年期（概ね18歳～30歳）は、心理的、社会的に発達し、成人期へ移行するための準備期間であり、高等教育への進学、就職、子育てなど人生における様々なライフイベントが重なります。

若者が自らの適性を認識して、1人1人が希望するキャリアを築き、地域地域で魅力のある仕事に就き、結婚・子育てなどの希望が叶い、いきいきと住み続けられる元気な高知県を目指して取り組みます。

#### 1) 高等教育段階の修学支援

##### ① 高等教育費の負担軽減

【現状と課題】

###### ○大学の修学への支援【再掲】1-(2)-8)-①

令和2年度から国の新制度がスタートし、令和6年度からは多子世帯及び私立大学理工農系に支援が拡充され、国による支援の充実が図られています。

###### ○私立専門学校の修学への支援【再掲】1-(4)-1)-⑤

保護者の経済的負担軽減のため、授業料減免補助や奨学金の給付を行っています。

【取組の方向性】

###### ◆大学の修学への支援【再掲】1-(2)-8)-①

引き続き国の制度を注視するとともに、学生が安心して学ぶことのできる環境のために必要な支援を行います。

###### ◆私立専門学校の修学への支援【再掲】1-(4)-1)-⑤

保護者の経済的負担軽減のため、補助や給付を継続します。

#### 2) 高等教育の充実

##### ① 大学における学修者本位の教育の推進

【現状と課題】

○県立大学では、少人数でのアクティブラーニングの手法を取り入れるなど、科目の特性や内容に応じた形式で授業を実施しています。

【取組の方向性】

◆情報化社会に向け、学生が様々な場面で自立的な学びを支援する体制づくりを進めます。

##### ② 専門学校における教育の質の向上

【現状と課題】

○専門学校の教育の質向上・改善や県内就職率向上の取組を行っている学校に対し、補助を行っています。

【取組の方向性】

◆専門学校での教育の質向上・改善や県内就職率向上のため、補助を継続します。

### 3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進

#### ① 大学による学生へのキャリア支援

【現状と課題】

○県内外の企業と連携したインターンシップやキャリアセミナーにより、就職活動に直結した実践的な学びの場を提供しています。

○就職・仕事に対する心構えを確かなものにし、多様な業界を知る機会の提供が必要です。

【取組の方向性】

◆県内外の企業や関係団体と連携したキャリア教育を実施することにより、学生のキャリア形成を支援します。

### 4) 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援

#### ① 学生の自殺対策の推進

【現状と課題】

○必要に応じて専門職者による個別相談を実施し、「心と体に関する電話相談」（年中無休・24時間体制）による受付体制を整備しています。

○近年、メンタルヘルスに関する相談等が増加傾向にあり、必要とされる支援も多様化し、専門職者・教職員への過度な負担が生じています。

【取組の方向性】

◆専門職者と連携しながら、支援が必要な学生へのきめ細かな対応を継続します。

#### ② 大学等における障害のある学生への支援の推進

【現状と課題】

○配慮が必要な学生に対し、入試の段階から相談窓口を設け、障害の状態や特性等に応じて必要な支援を実施しています。

【取組の方向性】

◆支援の提供だけでなく、面談等を通して定期的に見直し改善を図り、学生に寄り添ったきめ細かな対応と体制づくりを実施します。

### 5) 大学等における生涯学習の取組の推進

#### ① 多様な生涯学習の機会の提供

【現状と課題】

○県立大学では、県民を対象とした対面やオンラインでの公開講座や、県民のニーズに対応した生涯学習の機会を提供しています。なお、オンライン公開講座では、インターネット環境の整わない場合でも、等しく受講できるよう、地域での学びの拠点を整備する必要があります。

【取組の方向性】

◆市町村役場や集落活動センター等と協力・連携して地域での学びの拠点を整備するとともに、今後も引き続き県民の学習ニーズに対応した公開講座を実施します。

## 6) 新規学卒就職者等への支援

K P I	基準値	目標値
県内出身・県外大学生のUターン就職率 (年間)	21.3% (R5.3 卒)	24% (R10.3 卒)
県外出身・県外大学生のIターン就職者数 (年間)	181人 (R5.3 卒)	220人 (R10.3 卒)

### ① 新卒者等に対する就職支援

【現状と課題】

○県内就職に興味・関心を持つ学生に加え、就職について具体像を描けていない学生にも本県で働く魅力などの情報を届け、県内企業や県内就職に興味を持ってもらうことが必要です。

【取組の方向性】

◆学生や保護者に県内就職情報を確実に届け、県内企業を知る機会を充実させることで、県内就職に興味・関心をもつ学生を増やします。また、県外学生の県内での就職活動に係る費用を補助することで、県内企業への訪問や県内就職を後押しします。

### ② 奨学金に関する支援

【現状と課題】

○少子高齢化と人口減少が進む中で、他県との人材確保競争に負けないような効果的な支援制度が必要です。

【取組の方向性】

◆大学等の在学中に奨学金の貸与を受け卒業後に県内で就業する学生に対して、企業等とともに当該奨学金の返還を支援することによって、若者の県内への就職を後押しします。

## 7) 若者への就職支援

K P I	基準値	目標値
ジョブカフェこちの就職支援計画書を作成した求職者のうち6か月以内の就職率	－	70.0% (R8)
ジョブカフェこちのジョブチャレンジ受講者の就職3か月時点の定着率	－	80.0% (R8)
高等技術学校における職業訓練の就職率	94.6% (R2)	98.1% (R7)
委託訓練の就職率	78.6% (R2)	84.5% (R7)
障害者委託訓練修了者の就職率	55.6% (R4)	85.0% (毎年)
福祉施設から一般就労へ移行する障害のある人	66人 (R4)	91人 (R8)
テレワークによる新規就職者数 (福祉施設から一般就労への移行)	1人 (R4)	10人 (R9)
農業分野で就労する障害のある人等の人数 (直接雇用)	136人 (R4)	338人 (R9)
間的就労等を経て就労した人数 (ひきこもり自立支援(就労体験設置事業))	6人/年 (R4)	10人/年 (R9)
高知デジタルカレッジにおける人材育成者数 ※就転職者・企業内人材の合算	－	のべ400人 (R6~R9)

### ① 職業訓練による就職支援等

#### 【再掲】2 - (2) - 25) - ②

### ② その他の就労支援

#### 【現状と課題】

#### ○女性の就労支援

育児等で働き方に制約がある、仕事のブランクがあり再就職の自信がないといった女性へのきめ細かな就労支援が必要です。

#### ○デジタル人材の育成

・全国のIT技術者約125万人のうち、高知県居住者は1,390人(0.1%)であり、県内にデジタル専門人材を生み出すことが必要です。

・女性の非正規率は男性よりも高い状況です。20～40代女性が非正規で働く理由は「家事・育児・介護等と両立しやすいから」「自分の都合のよい時間に働きたいから」が多いことから、場所や時間に制限されない柔軟に働ける仕事の選択肢を増やして就労を推進することが求められます。

#### 【取組の方向性】

#### ◆女性の就労支援

- ・求職者の不安を解消するための職場体験を実施します。
- ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施します。

#### ◆デジタル人材の育成

- ・高知デジタルカレッジにおいて、即戦力として活躍できるデジタル人材の育成と就職を支援します。
- ・女性が「家庭か仕事のどちらか」ではなく、両方の希望を叶えながら、能力を十分に発揮出来る

ように、デジタル技術の習得と、成長分野である IT 分野など、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な企業への就職を一体的に支援します。

### ③ 障害者等への就労支援

#### 【現状と課題】

○企業における障害者雇用の推進、障害者の実習・職業訓練の拡充及び多様な働き方の推進等により、障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備が必要です。

#### ○農福連携について

地域によって取組に温度差があり、取組の弱い地域では、農業-福祉間の情報共有等が不十分な場合が多く、農業・福祉双方の理解が進んでいません。また、双方の知識を有する人材も不足しています。さらに、就労後に定着につながらないケースもあります。

#### ○水福連携について

県内では、大型定置網や養殖、加工事業者などに障害のある人が雇用されている事例がありますが、一部にとどまっています。このため、水産事業者の障害者雇用に対する理解の醸成が必要であるとともに、福祉関係者の水産業の仕事内容に対する理解の醸成も必要です。

#### ○生活困窮者への支援

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することが必要です。

#### ○ひきこもりの人への支援

様々な事情により生きづらさを抱える人の意向に応じて就労体験が実施できるよう、就労体験先の選択肢を増やすことが必要です。

#### ○大学による支援

- ・障害のある学生に対して、求人情報や会社説明会の情報を広く周知していますが、情報が不足する場合はリサーチするなど、個人の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ・高知労働局主催の障害者雇用や就労支援に関するセミナーにも参加しています。

#### 【取組の方向性】

- ◆法定雇用義務企業を訪問し、法定雇用率の引き上げに対応した啓発を行います。また、企業等で実践的な職業能力の習得を図る障害者委託訓練を実施します。
- ◆障害のある人に就労体験・職業訓練の機会を提供し、就労へのステップアップを支援します。
- ◆就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活上の支援を行い、職業生活における自立を目指します。
- ◆障害のある人を対象としたお試しテレワーク研修や障害のある人のテレワーク雇用導入企業の説明会を開催します。
- ◆農福連携について
  - ・農業・福祉の関係者を対象とした「農福連携支援調整会議」により、優良事例の共有を実施します。
  - ・農業体験会やお試し就労への支援を行います。また、農福連携技術支援者研修を開催し、双方の知識を有する人材を確保します。
  - ・就労定着サポーターにより、就労後の定着を支援します。

◆水福連携について

- ・障害者等の生きがいや雇用の場の確保、水産業の人手不足の改善に向けた水福連携を推進します。
- ・水産事業者の理解醸成に向けた研修会等の開催や体験会の開催等によるマッチングへの支援を行います。

◆生活困窮者への支援

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などの理由で直ちに就労が困難な人に、6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けたサポートや就労の機会を提供します。

◆ひきこもりの人への支援

県内3箇所に設置している就労体験拠点において、様々な業種で就労体験先の開拓を行い、ひきこもりの人等の就労体験等の機会確保を推進します。

◆大学による支援

- ・引き続き学生の障害の特性等に応じた就職支援を実施します。
- ・担当課職員以外についてもセミナー等への参加を促し、障害者の就労支援に対する理解を促進します。

## 8) 若者にとって魅力ある地域づくり

K P I	基準値	目標値
地域アクションプランによる雇用創出数	287人 (R2~R5)	400人 (R6~R9)
県外からの移住者数 (年間)	1,930人 (R5)	3,000人以上 (R9)
商工分野の人材マッチング件数 (中山間地域以外も含む)	94件 (R4)	400件 (R6~9 累計)
高知県事業承継ネットワークによる第三者承継のマッチング件数 (年間)	51件 (R4)	100件 (R9)
林業分野の新規就業者数	・現場 142人 (R3) ・事務 7人 (R4)	・現場 200人 (R9) ・事務 11人 (R9)
県外観光客人泊数 (年間)	426.6万人泊 (R4)	563.9万人泊 (R9)
働き方改革に取り組む企業 (従業員5人以上) の割合 (年間)	52.9% (R5)	65% (R9)

### ① 若者による地域づくりの推進

【現状と課題】

○本県では、地域における雇用の創出や所得の向上を図るため、事業者等が主体となる取組を産業振興計画の地域アクションプランに位置付け、産業振興推進地域本部を中心にきめ細かくサポートしています。

○成果を上げている取り組みがある一方で、進捗の遅れているものや担い手不足などの課題があるものもあり、さらなる対策の強化や見直しが必要です。また、地域アクションプランの新規案件が減少傾向にあり、新たな取り組みの掘り起こしが必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆各アクションプランが掲げる目標達成に向けて、引き続き、産業振興推進地域本部が中心となってP D C Aサイクルによる進捗管理を行うとともに、事業主体の課題に応じて支援を実施します。
- ◆市町村や商工会・商工会議所等の支援機関、金融機関等と連携して、新たな地域アクションプラン候補となり得る情報を収集し、個別に事業者を訪問するなど、新たな取り組みの掘り起こしを行います。

### ② 地方への移住・定着等の推進

#### 【現状と課題】

- Uターン候補者や若者、女性へのアプローチ強化と訴求力の向上のため、マーケティングの強化や移住の検討段階に応じた相談体制の強化、市町村とのさらなる連携が必要です。
- 県内企業における担い手不足は深刻化しており、県外在住のUIターン希望者の掘り起こしや県内企業とのマッチングの支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆テレワークによる移住者が増加しており、引き続き市町村と連携して支援を継続します。
- ◆デジタルマーケティングを活用した新たな移住関心層の掘り起こしを行います。また、（一社）高知県UIターンサポートセンターや市町村のきめ細かな相談体制を強化し、相談者を支援します。
- ◆移住促進及び各産業分野と連携した一体的な担い手確保の取組を行う「（一社）高知県UIターンサポートセンター」を中心に、県外在住の人材に対し、県内企業の求人情報や一次産業の担い手募集、多様な働き方等の情報発信及びUIターン希望者に対するきめ細やかな支援を行うことにより、担い手不足が深刻化する県内企業とのマッチング支援や、相談者の理想とする暮らしの実現に向けてサポートを行います。

### ③ 地方における良質な雇用創出等

#### 【現状と課題】

#### ○事業継承について

60歳以上で後継者不在の事業者数に対して、譲渡相談件数はまだ少なく、さらなる意識啓発が必要です。また、売り手に比べ買い手の相談が少なく、成約件数増加に向けて、後継者となる買い手の増加も必要です。

#### ○働き方改革の推進【再掲】1 - (4) - 3) - ④

・R5年度に県が実施した調査によると従業員規模が小さくなるほど働き方改革に取り組む企業の割合が低くなっており、またフレックスタイム制や兼業・副業など多様な働き方に取り組む企業も少ない状況にあります。

・既に取組を行っている企業に対する支援策の拡充とともに、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大していくことが必要です。

#### ○林業分野の労働環境の改善

若者視点での労働環境改善の取組の推進が必要です。

## 【取組の方向性】

### ◆事業継承について

- ・事業者への意識啓発、事業承継ニーズの掘り起こしを行います。
- ・事業承継ネットワーク<sup>31</sup>による第三者承継を推進します。また、起業や移住希望者へのPRを強化し、県内外の買い手の増加を図ります。

### ◆働き方改革の推進【再掲】1 - (4) - 3) - ④

優良事例の横展開や、小規模企業や中山間地域におけるロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

### ◆林業分野の労働環境の改善

就業規則の見直しなど、若者が働きやすい環境整備への支援を行います。

## ④ 観光キャンペーンの実施

### 【現状と課題】

○令和5年は「らんまん」効果やインバウンド需要の高まりにより、高知県観光客入込数は過去最高の472万人となりましたが、この効果を一過性で終わらせないよう、観光地域づくりや情報発信等に一層取り組んでいく必要があります。

## 【取組の方向性】

- ◆「極上の田舎、高知。」をコンセプトとした「どっぶり高知旅キャンペーン」を4年間展開します。

## 9) 「賃上げ」に向けた取組

KPI	基準値	目標値
新規就農者のうち女性新規就農者数	-	100人(年間)
林業の女性(15~34歳)新規就業者数	・現場2人(R3) ・事務3人(R4)	・現場5人(R9) ・事務5人(R9)
新規就業者数のうち若年(15~34歳)女性 新規就業者数(年間)	0人(R5)	4人(R9)
ワークライフバランス推進延べ認証企業数(累計) ※うち高知市以外に所在する企業	777社(R5) ※242社(R5)	980社(R9) ※300社(R9)
働き方改革に取り組む企業(従業員5人以上)の割合(年間)	52.9%(R5)	65%(R9)

### ① 企業等における女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

#### ○女性の就労支援【再掲】2 - (3) - 7) - ②

育児等で働き方に制約がある、仕事のブランクがあり再就職の自信がないといった女性へのきめ細かな就労支援が必要です。

<sup>31</sup>事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、金融機関など県内支援機関で構成し、連携を図りながら事業者支援に取り組んでいます。

### ○就農支援の強化

- ・農業の魅力が認知されておらず、職業の選択肢として意識されていません。
- ・農業の仕事内容を知ってもらうための体験や交流機会が少なく、女性が参加しやすい女性専用の体験メニューがないことも課題です。

### ○林業分野への就業の促進

- ・女性の就業促進に向けた、林業の魅力やモデルケースなどの情報発信を行っています。
- ・林業事業体における女性の就業促進の後押しが期待できるスマート林業の実践に向けた取組を拡大しています。

### ○漁業の担い手の確保と育成

- ・近年、定置網や養殖等の雇用型漁業では、少人数ではあるものの女性が就業しています。
- ・就業フェアや就業セミナーに女性が来場していますが、早期の離職や就業に至らないケースが多いことから、女性の漁業就業と定着率の増加に取り組むことが必要です。

### ○ワークライフバランスの推進【再掲】 1 - (4) - 3) - ④

- ・ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計）は 777 社（R5）と順調に増加しており、R5 年度に県が実施した調査によると、年次有給休暇取得率（67.6%）、男性育休取得率（28.7%）とワークライフバランスの取組は一定進展しつつあります。
- ・小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大し、ワークライフバランスに取り組む企業を拡大させていくことが必要です。

### ○働き方改革の推進【再掲】 1 - (4) - 3) - ④

- ・R5 年度に県が実施した調査によると従業員規模が小さくなるほど働き方改革に取り組む企業の割合が低くなっており、またフレックスタイム制や兼業・副業など多様な働き方に取り組む企業も少ない状況にあります。
- ・既に取り組を行っている企業に対する支援策の拡充とともに、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大していくことが必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆女性の就労支援【再掲】 2 - (3) - 7) - ②

- ・求職者の不安を解消するための職場体験を実施します。
- ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施します。

#### ◆就農支援の強化

- ・農業に興味を持ってもらうため、女性就農者等のロールモデル事例を収集して発信します。
- ・仕事として農業の魅力を知ってもらうため、いきいきと活躍する農業者と交流する農業体験ツアーや産地訪問を開催します。
- ・女性が参加しやすい女性専用のこうちアグリ体験合宿を開催します。

#### ◆林業分野への就業の促進

- ・女性等をターゲットにした「こうちフォレストスクール」<sup>32</sup>の開催や森のしごとコンシェルジュ<sup>33</sup>による就業相談への対応を行います。

<sup>32</sup>林業への就業希望者が林業の仕事を知り、現場で働く先輩と交流できるイベント

<sup>33</sup>林業への就業を希望する方の相談窓口として、林業に関する情報提供を主とした個別相談に対応するとともに、県内各地の林業に関する各種情報の収集及びウェブサイト等を活用した情報発信を実施しています。

・森林クラウド活用による業務効率化に向けた研修会や、ドローン等の女性が扱いやすい機器の活用に向けた研修会を開催します。

◆漁業の担い手の確保と育成

女性就業希望者の掘起しを強化するとともに、就業希望者へのフォローの強化と定着に向けた支援を行います。

◆ワークライフバランスの推進【再掲】 1 - (4) - 3) - ④

ワークライフバランス推進アドバイザーの体制強化を図るとともに、業界団体、市町村、商工会等と連携してワークライフバランスに取り組む企業の拡大を図ります。

◆働き方改革の推進【再掲】 1 - (4) - 3) - ④

優良事例の横展開や、小規模企業や中山間地域におけるロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

**10) 個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援**

K P I	基準値	目標値
高知デジタルカレッジにおける人材育成者数 ※就転職者・企業内人材の合算	—	のべ 400 人 (R6~R9)
女性デジタル人材育成事業による新規就業者数	—	のべ 120 人 (R6~R9)

**① デジタル人材の育成**

【現状と課題】

○デジタル人材の育成【再掲】 2 - (3) - 7) - ②

全国の IT 技術者約 125 万人のうち、高知県居住者は 1,390 人 (0.1%) であり、県内にデジタル専門人材を生み出すことが必要です。

○女性デジタル人材の育成

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっています。20~40 代女性は「家事・育児・介護等と両立しやすいから」「自分の都合のよい時間に働きたいから」という理由で、非正規の仕事を選択している女性が多いことから、デジタル人材を育成して、場所や時間に制限されない柔軟に働ける仕事の選択肢を増やし、就労を後押しすることが必要です。

【取組の方向性】

◆デジタル人材の育成【再掲】 2 - (3) - 7) - ②

高知デジタルカレッジにおいて、即戦力として活躍できるデジタル人材の育成と就職を支援します。

◆女性デジタル人材の育成

高知女性デジタル人材育成プログラムにおいて、女性が「家庭か仕事のどちらか」ではなく、両方の希望を叶えながら、能力を十分に発揮できるように、女性を対象としたデジタル技術の習得と、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な企業等への就職を一体的に支援します。

## 11) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

K P I	基準値	目標値
婚姻件数	2,189 件 (R 4)	2,500 組 (R 9)

### ① 地域における伴走型の結婚支援等の推進等

#### 【現状と課題】

○若い世代のニーズにあわせた社会人同士の交流や、企業・中山間地域に焦点を当てた多様な交流機会の創出など、出会いの機会の大幅な拡充が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆若い世代のニーズにあった自然な出会いや社会人同士の交流の機会を確保します。
- ◆県が運営するマッチングサイト（高知で恋しよ!!）により、結婚を希望する男女の1対1の出会いを支援します。

### ② 結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化

#### 【現状と課題】

○結婚を希望する方が求める支援は多様化しており、よりきめ細かな支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆「こうち出会いサポートセンター」に結婚支援コンシェルジュ<sup>34</sup>等を配置し、中山間地域等のイベント実施を支援します。
- ◆「こうち出会いサポートセンター」が民間の結婚相談所等と連携し、相互マッチングなど、きめ細かな交際を後押しします。

#### 【参考】

- ・応援団イベントへの参加者数 872 人 (R 4) ⇒3,000 人 (R 9)
- ・マッチング交際成立組数 151 組 (R 4) ⇒300 組 (R 9)

### ③ 結婚に伴う新生活への支援

#### 【現状と課題】

○結婚を希望する方が求める支援は多様化しており、よりきめ細かな支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

- ◆結婚の後押しに向けて、三世代同居・近居の場合の結婚新生活を経済的に支援します。

<sup>34</sup>結婚支援に関する専門的な知見を持つ者を配置し、市町村等の結婚支援を技術面・情報面から支援する取組

## 12) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

K P I	基準値	目標値
電話や来所相談対応数（思春期）	171 人(R5)	200 人 (R9)
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0 市町村 (R5)	全市町村 (R7)

### ① 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

#### ○精神保健福祉センターにおける相談支援

発達障害や心の問題など様々な生きづらさを抱える若者や、青年期への理解と支援に関する学び等が必要です。

#### ○困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】1 - (6) - 2) - ①

女性相談支援センターにおいて、困難な問題を抱える女性の相談を受け付けており、特に相談機関につながりにくい若年女性等への支援においては、民間の支援機関等と連携した支援が必要です。

#### ○こうち男女共同参画センターにおける相談支援

令和5年度の相談件数は前年度比で47.6%増加しており、多様な相談が寄せられています。

#### 【取組の方向性】

#### ◆精神保健福祉センターにおける相談支援

電話や来所による相談対応を実施します。また、支援機関等に対して、思春期精神保健事業も継続して実施します。

#### ◆困難な問題を抱える女性等への支援【再掲】1 - (6) - 2) - ①

若年女性等への支援を包括的に実施するため、居場所づくりなど関係機関との連携を強化します。

#### ◆こうち男女共同参画センターにおける相談支援

女性向け、男性向け、LGBTs に関する事など、幅広い相談対応を継続します。また、相談員のスキルアップを図っていきます。

### 3 子育て当事者への支援

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

本県では、子育て世代が望むこどもの数（2.15人）と現実に持てると思うこどもの数（1.77人）に乖離が生じています。その原因としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という声が最も多く<sup>35</sup>（78.5%）、幼児期から高等教育における就学支援や医療費の負担軽減などが求められています。

これまで県で進めてきた経済的負担軽減のための施策を実施するとともに、こども医療費や学校給食に関する包括的な仕組みについては、全国一律で実施することを国に求めています。

#### 1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

K P I	基準値	目標値
国の無償化の対象とならない部分を含め、全市町村で多子世帯の保育料軽減の実施	全市町村（R5）	全市町村（R9）
要件を満たす対象児童生徒全員に、各市町村による補助等の支援の実施	—	全市町村
就学支援金や奨学給付金等の制度の利用を必要としている生徒に対する制度の周知	R5 制度の利用を必要としている生徒に対して制度が周知されている	制度の利用を必要としている生徒に対して制度が周知されている

##### ① 多子世帯等への保育料の軽減

【再掲】1 - (4) - 1) - ①

##### ② 義務教育段階の就学援助の実施

【再掲】1 - (4) - 1) - ③

##### ③ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減

【再掲】1 - (4) - 1) - ④

#### 2) 高等教育費の負担軽減

【再掲】1 - (4) - 1) - ⑤

#### 3) 児童手当

##### ① 児童手当の拡充

【現状と課題】

○家庭等の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、児童を養育している方に児童手当を支給しています。令和6年10月から、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③第3子以降の多子加算の拡充など、抜本的拡充が図られました。

【取組の方向性】

◆市町村における適正な支給を支援します。

<sup>35</sup>高知県「出会いから結婚・子育てまで切れ目のない支援のための県民意識調査」令和5年度

### 3. 子育て当事者への支援

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

子育て世代の方々から、気軽に育児相談や交流ができる場を望む声が寄せられるなど、地域のなかで子育てをサポートする仕組み作りが求められています。地域全体で妊娠から子育てまでの包括的な支援体制が構築され、安心して「妊娠・出産」「子育て」できる高知県、「子育て」を軸に住民同士がつながることで子育て家庭の孤立を予防し、育児不安の解消につなげ、地域全体で子育てを支え合う高知県を目指します。

また、家庭内で、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む「家庭教育」は、こどもの将来を築くうえでも重要です。そのため、保護者が安心感と自信をもって家庭教育を行い、こどもと共に成長する学びを支援していきます。

#### 1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

K P I	基準値	目標値
住民参加型の子育て支援センター数	16 箇所 (R 4)	35 箇所 (R 9)
こども家庭センターの設置	—	全市町村 (R8)
産後ケア事業の利用率	14.9% (R4)	50% (R9)
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村数	全市町村 (R5) (うち補助金交付 18 市町村)	全市町村
養育支援訪問事業実施市町村数	17 市町 (R5)	対前年度比維持又は増
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施市町村数	4 市町 (R5)	対前年度比維持又は増
子育て短期支援事業実施市町村数	12 市町 (R5)	対前年度比維持又は増
子育て世帯訪問支援事業実施市町村数	— (R5)	対前年度比維持又は増
児童育成支援拠点事業実施事業数	— (R5)	対前年度比維持又は増
親子関係形成支援事業実施事業数	— (R5)	対前年度比維持又は増
ファミリー・サポート・センター提供会員数	977 人 (R 4)	1,250 人 (R 9)
一時預かり事業実施箇所数	26 市町村 111 箇所 (R5)	27 市町村 105 箇所 (R11)
延長保育事業実施箇所数	14 市町村 137 箇所 (R 5)	14 市町村 144 箇所 (R11)
病児保育事業実施箇所数	9 市町村 22 箇所 (R 5)	9 市町村 22 箇所 (R11)

#### ① 地域子ども・子育て支援事業の推進

##### 地域子育て支援拠点事業【再掲】1 - (2) - 3) - ④

###### 【現状と課題】

○住民参加型の子育て支援の実現に向け、子育てピアサポーターや地域ボランティアによる敷居の低い相談体制の推進が必要です。

###### 【取組の方向性】

◆実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルテーションやフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。

## **利用者支援事業<sup>36</sup>**

### **【現状と課題】**

#### ○**子ども家庭センター型【再掲】**1 - (6) - 1) - ①

市町村において、「子ども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援体制の強化を図ることが求められています。

#### ○**基本型<sup>37</sup>・特定型<sup>38</sup>**

事業を実施する市町村の増加により、更なる相談体制の充実が必要です。

### **【取組の方向性】**

#### ◆**子ども家庭センター型【再掲】**1 - (6) - 1) - ①

子ども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や、統括支援員など市町村職員等を対象とした研修の実施、先行事例の共有などを通じて、市町村の取組を支援します。

#### ◆**基本型・特定型**

- ・事業実施にかかる経費等への支援により市町村の取組を推進します。
- ・全ての子育て世帯や子どもにとって身近な相談機関の整備にかかる経費等への支援を行います。

## **妊婦健康診査**

### **【現状と課題】**

○妊婦健康診査は、安全・安心な出産のために重要であることから、全市町村で告示で示されている望ましい健診回数（14回分）について公費負担を実施しており、県が県医師会等と集合契約を締結しています。

### **【取組の方向性】**

◆県では年1回妊婦健康診査受診状況調査で、全市町村の妊婦健康診査の実施状況を把握します。

## **産後ケア事業【再掲】**2 - (1) - 3) - ①

### **【現状と課題】**

○産後ケア事業の受託施設に地域偏在があることと、産後ケア事業について県民にユニバーサルなサービスであることが十分認知されていないため、さらなる産後ケア事業の受け皿の拡大と対象となる方等への事業の啓発が必要です。

### **【取組の方向性】**

◆産後ケア事業については、市町村の区域を超えた広域的な調整等の実施やユニバーサルなサー

<sup>36</sup>子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供と必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<sup>37</sup>子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

<sup>38</sup>待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する事業です。

ビスであることを啓発することで、産後ケア事業を必要とする方が利用できるようにします。

### **乳児家庭全戸訪問事業<sup>39</sup>**

#### **【現状と課題】**

○家庭訪問による支援が必要と判断される家庭の把握や、早期の養育環境改善のために、訪問者の人材育成及び資質向上の取組を継続して行う必要があります。

#### **【取組の方向性】**

◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

### **養育支援訪問事業**

#### **【現状と課題】**

○支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人材育成及び資質向上の取組を継続して行う必要があります。

#### **【取組の方向性】**

◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

### **子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業<sup>40</sup>**

#### **【現状と課題】**

○全市町村において、子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。関係機関等の専門性向上や連携強化により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる必要があります。

#### **【取組の方向性】**

◆児童相談所による市町村職員等を対象とした研修の実施や助言、要保護児童対策協議会への参画等を行うことにより、市町村の取組を支援します。

---

<sup>39</sup>生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境を把握するほか、養育相談に応じて、助言その他の援助を行う事業です。

<sup>40</sup>市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。

## **子育て短期支援事業<sup>41</sup>**

### **【現状と課題】**

○親の仕事や病気などの場合に対応できるよう、十分な受入先を確保する必要があります。

### **【取組の方向性】**

- ◆地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知に取り組みます。また、受け入れ先の確保に向けて里親の開拓を推進します。
- ◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

## **子育て世帯訪問支援事業<sup>42</sup>**

### **【現状と課題】**

○各市町村におけるニーズや実情を踏まえた事業実施により、家庭の家事や子育て等にかかる不安・負担を軽減するための支援が必要です。

### **【取組の方向性】**

- ◆地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知等に取り組みます。
- ◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

## **児童育成支援拠点事業<sup>43</sup>**

### **【現状と課題】**

○各市町村におけるニーズや実情を踏まえ、養育環境等に課題のある児童等に安全・安心な居場所を提供することにより、個々の児童の状況に応じた支援が必要です。

### **【取組の方向性】**

- ◆地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知等に取り組みます。
- ◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

---

<sup>41</sup>保護者の疾病等の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。①短期入所生活援助（ショートステイ）は、保護者が疾病、疲労その他の身体的もしくは精神上または環境上の理由で、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等の保護を適切に行える施設で児童の養育・保護を行います。②夜間養護等（トワイライトステイ）は、保護者が、仕事その他の理由で、平日の夜間または休日に不在になり家庭において児童を養育することが困難となった場合等、その他の緊急の場合に、児童養護施設等の保護を適切に行える施設で児童を預かります。

<sup>42</sup>訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

<sup>43</sup>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

## **親子関係形成支援事業<sup>44</sup>**

### **【現状と課題】**

○各市町村におけるニーズや実情を踏まえた事業実施により、子育てに悩みや不安を抱える家庭に対する親子間における適切な関係性の構築に向けた支援が必要です。

### **【取組の方向性】**

- ◆地域の实情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知等に取り組みます。
- ◆市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

## **ファミリー・サポート・センター事業<sup>45</sup>**

○県内市町村での設置を推進しています。設置市町村数の増加及び提供会員の増加に向けた市町村への支援を行うと共に、気軽に利用できることを目的に、支援メニューの拡充を検討してもらえよう情報提供を行っています。

### **【取組の方向性】**

◆センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。

## **一時預かり事業<sup>46</sup>【再掲】2 - (1) - 9) - ④**

### **【現状と課題】**

○保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

### **【取組の方向性】**

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

## **延長保育事業<sup>47</sup>**

### **【現状と課題】**

○保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

### **【取組の方向性】**

---

<sup>44</sup>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

<sup>45</sup>乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

<sup>46</sup>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

<sup>47</sup>保育の必要性の認定を受けたこどもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

#### **病児保育事業【再掲】2 - (1) - 8) - ⑤**

##### **【現状と課題】**

○保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

##### **【取組の方向性】**

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みます。

#### **実費徴収に係る補足給付<sup>48</sup>、多様な事業者の参入促進・能力活用事業<sup>49</sup>**

##### **【現状と課題】**

○各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて支援することが必要です。

##### **【取組の方向性】**

◆事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援します。

## **② 出産・子育て応援交付金の制度化**

#### **出産・子育て応援交付金の推進【再掲】2 - (1) - 4) - ③**

##### **【現状と課題】**

○出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援の実施

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施すること及び各地方自治体が、本事業を開始するに当たって必要となるシステム構築等の事務も併せて実施しています。

##### **【取組の方向性】**

◆出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援の実施

全市町村で伴走型相談支援（妊娠届出時の面談、妊娠8か月時アンケート、出生後の面談）の実施及び対象者に出産・子育て応援給付金を実施します。

<sup>48</sup>低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

<sup>49</sup>地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築する事業です。

### ③ こども家庭センターの体制整備

#### 【現状と課題】

#### ○こども家庭センターの円滑な設置促進【再掲】1-(6)-1)-①

市町村において、「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援体制の強化を図ることが求められています。

#### 【取組の方向性】

#### ◆こども家庭センターの円滑な設置促進【再掲】1-(6)-1)-①

こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や、統括支援員など市町村職員等を対象とした研修の実施、先行事例の共有などを通じて、市町村の取り組みを支援します。

### ④ 地域子育て相談機関<sup>50</sup>の整備

#### 【現状と課題】

#### ○利用者支援事業（基本型・特定型）【再掲】3-(2)-1)-①

事業を実施する市町村の増加により、更なる相談体制の充実が必要です。

#### 【取組の方向性】

#### ◆利用者支援事業（基本型・特定型）【再掲】3-(2)-1)-①

- ・事業実施にかかる経費等への支援により市町村の取組を推進します。
- ・全ての子育て世帯やこどもにとって身近な相談機関の整備にかかる経費等への支援を行います。

## 2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

K P I	基準値	目標値
一時預かり事業の実施箇所数	26市町村 111箇所 (R5)	27市町村 105箇所 (R11)
ファミリー・サポート・センター提供会員数	977人 (R4)	1,250人 (R9)

#### ① 一時預かり事業の実施【再掲】2-(1)-9)-④

#### 【現状と課題】

○保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

#### 【取組の方向性】

◆引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

#### ② ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】3-(2)-1)-①

○県内市町村での設置を推進しています。設置市町村数の増加及び提供会員の増加に向けた市町村への支援を行うと共に、気軽に利用できることを目的に、支援メニューの拡充を検討してもらえよう情報提供を行っています。

<sup>50</sup>相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備することで、子育て世帯との接点を増やすことにより子育て世帯の不安解消や状況把握の機会の増加を目的とする機関です。

【取組の方向性】

◆センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。

### 3) 家庭教育支援

K P I	基準値	目標値 (R9)
親育ち支援に関する園内研修の計画を作成している園の割合	77.3% (R5)	100% (R9)
親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率	45.7 % (R5)	70% (R9)
親の育ちを応援する学習プログラムを活用できるファシリテーターの養成及び出前講座等への派遣	18人養成、 20回派遣 (R5)	20人養成、 20回以上派遣 (R9)

#### ① 家庭教育支援の推進

【現状と課題】

○親育ち支援の充実【再掲】2-(1)-7)-①

・親育ち支援の必要性について、保育者の理解は進んでいますが、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践までには至っていない状況です。

・就学前教育・保育の実施主体である市町村と連携して支援に取り組むことが必要です。

○家庭教育支援の基盤形成【再掲】1-(2)-2)-①

こどもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されていることから、保育所・幼稚園等や小学校等において、規則正しい生活を習慣化することの重要性を知らせるとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立が必要です。

【取組の方向性】

◆親育ち支援の充実【再掲】2-(1)-7)-①

・保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

・各園や市町村において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図ります。

◆家庭教育支援の基盤形成【再掲】1-(2)-2)-①

市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域で出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上に向けた支援を行います。また、家族のふれあいとこどもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

### 3. 子育て当事者への支援

#### (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な 参画促進・拡大

本県では、若年層のなかでも特に女性の県外流出が人口減少の大きな要因となっています。若い人が高知で仕事をし、暮らすことを選ぶためにも、「家事・育児は女性」といった固定的な性別役割分担意識の解消は欠かせません。

このため、「男性が育児休業を取得するのが当たり前の高知」を目指して、「共働き・共育て」の取り組みを進めながら、社会全体の意識改革を県民運動として推進します。

##### 1) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

K P I	基準値	目標値
ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計） ※うち高知市以外に所在する企業	777 社（R5） ※242 社（R5）	980 社（R9） ※300 社（R9）
働き方改革に取り組む企業（従業員 5 人以上）の割合（年間）	52.9%（R5）	65%（R9）
県内企業における男性の育児休業取得率	15.8%（R2）	64%（R9）
家庭生活における男女平等意識		50%（R9）
職場生活における男女平等意識		50%（R9）
新規就農者のうち女性新規就農者数		100 人（年間）
漁業の新規就業者数のうち、若年（15～34 歳）女性新規就業者数（年間）	0 人（R5）	4 人（R9）
女性デジタル人材育成事業による新規就労者数	—	のべ 120 人（R6～R9）
ファミリー・サポート・センター提供会員数	977 人（R4）	1,250 人（R9）

##### ① 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進

###### ○ワークライフバランスの推進

- ・ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計）は 777 社（R5）と順調に増加しており、R5 年度に県が実施した調査によると、年次有給休暇取得率（67.6%）、男性育休取得率（R4 実績：28.7%）とワークライフバランスの取組は一定進展しつつあります。
- ・小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大し、ワークライフバランスに取り組む企業を拡大させていくことが必要です。

###### ○働き方改革の推進

- ・R5 年度に県が実施した調査によると従業員規模が小さくなるほど働き方改革に取り組む企業の割合が低くなっており、またフレックスタイム制や兼業・副業など多様な働き方に取り組む企業も少ない状況にあります。
- ・既に取組を行っている企業に対する支援策の拡充とともに、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大していくことが必要です。

###### ○県民運動の推進

多様な価値観を尊重し、全ての人々が家庭でも仕事でも活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、「共働き・共育て」を社会全体で推進する必要があります。

○固定的な性別役割分担意識の解消への取組【再掲】 1 - (2) - 9) - ②

令和5年度に実施した「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関するWeb調査において、男性の方がその傾向が強いこと、性別に基づく役割や思い込みを決めつけられたり、見聞きした経験は女性の方が多きことなどが分かりました。

○男性の育児休業の取得促進

全ての方が家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現のために、固定的な性別役割分担意識を解消し、「男性が育児休業を取得するのが当たり前の高知」を実現する支援が必要です。

○子育て応援の店【再掲】 1 - (2) - 3) - ④

地域全体で子育てを応援する機運を醸成するため、地域の企業による子育て支援への参画を推進が必要です。

○女性の就農について

女性の就農については、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、女性にとっての就農環境等も不十分な状況です。

○漁業への女性の就業について

若者や女性への就業・定着に関するアンケートでは、労働面、雇用面、環境面が課題となっており、女性の就業や定着に向けた、漁業現場における課題解決に向けた取組が必要です。

【取組の方向性】

◆ワークライフバランスの推進

ワークライフバランス推進アドバイザーの体制強化を図るとともに、業界団体、市町村、商工会等と連携してワークライフバランスに取り組む企業の拡大を図ります。

◆働き方改革の推進

優良事例の横展開や、小規模企業や中山間地域におけるロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

◆県民運動の推進

男性が育児休業を取得し、家事・育児をするのが当たり前の高知県を目指します。

◆固定的な性別役割分担意識の解消への取組【再掲】 1 - (2) - 9) - ②

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマとした出前講座等を実施します。

◆男性の育児休業の取得促進

県内企業を対象に研修や企業版両親学級<sup>51</sup>を開催し、幅広い年齢層に「共働き・子育て」の理解を深めることで男性育休の取得を促進します。

◆子育て応援の店【再掲】 1 - (2) - 3) - ④

企業が行う子育て支援サービスや子育て支援につながる商品開発、環境整備等の取り組みを支援します。

◆女性の就農について

- ・子育てに対する理解促進と女性が働きやすい環境を整備するための支援を進めます。
- ・女性が活躍する先進経営体の事例紹介や、視察・バスツアーを開催します。
- ・衛生管理設備（トイレ、手洗い場等）、福利厚生設備（休憩スペースや更衣室等）を整備

<sup>51</sup>企業が従業員とその配偶者を対象に、夫婦で育児に取り組むために男性の育休取得の必要性や働き方、家庭内での役割分担など仕事と家庭の両立について学んでもらうため開催する両親学級のこと

し、女性も働きやすい環境づくりを進めます。

#### ◆漁業への女性の就業について

- ・若者や女性に選ばれる漁業への転換に向けた取組を推進します。
- ・水産業の現場における課題を抽出し、課題の解決に向けた協議を行います。
- ・男性の育児休暇など、休暇の取得しやすい職場の実現に向けて雇用環境を改善します。

## ② 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進

### 【現状と課題】

#### ○ワークライフバランスの推進【再掲】 3 - (3) - 1) - ①

- ・ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計）は777社（R5）と順調に増加しており、R5年度に県が実施した調査によると、年次有給休暇取得率（67.6%）、男性育休取得率（R4実績：28.7%）とワークライフバランスの取組は一定進展しつつあります。
- ・小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大し、ワークライフバランスに取り組む企業を拡大させていく必要があります。

#### ○働き方改革の推進【再掲】 3 - (3) - 1) - ①

既に取り組を行っている企業に対する支援策の拡充とともに、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大していく必要があります。

#### ○女性デジタル人材の育成 2 - (3) - 10) - ①

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっています。20～40代女性は「家事・育児・介護等と両立しやすいから」「自分の都合のよい時間に働きたいから」という理由で、非正規の仕事を選択している女性が多いことから、デジタル人材を育成して、場所や時間に制限されない柔軟に働ける仕事の選択肢を増やし、就労を後押しすることが必要です。

### 【取組の方向性】

#### ◆ワークライフバランスの推進【再掲】 3 - (3) - 1) - ①

ワークライフバランス推進アドバイザーの体制強化を図るとともに、業界団体、市町村、商工会等と連携してワークライフバランスに取り組む企業の拡大を図ります。

#### ◆働き方改革の推進【再掲】 3 - (3) - 1) - ①

優良事例の横展開や、小規模企業や中山間地域におけるロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

#### ◆女性デジタル人材の育成【再掲】 2 - (3) - 10) - ①

高知女性デジタル人材育成プログラムにおいて、女性が「家庭か仕事のどちらか」ではなく、両方の希望を叶えながら、能力を十分に発揮できるように、女性を対象としたデジタル技術の習得と、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な企業等への就職を一体的に支援します。

## ③ 多様な働き方と子育ての両立支援、④ 長時間労働の是正

### 【現状と課題】

#### ○ワークライフバランスの推進【再掲】 3 - (3) - 1) - ①

- ・ワークライフバランス推進延べ認証企業数（累計）は777社（R5）と順調に増加しており、R5年度に県が実施した調査によると、年次有給休暇取得率（67.6%）、男性育休取得率

(R4実績：28.7%)とワークライフバランスの取組は一定進展しつつあります。

・小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大し、ワークライフバランスに取り組む企業を拡大させていく必要があります。

○**働き方改革の推進【再掲】**3-(3)-1)-①

・R5年度に県が実施した調査によると従業員規模が小さくなるほど働き方改革に取り組む企業の割合が低くなっており、またフレックスタイム制や兼業・副業など多様な働き方に取り組む企業も少ない状況にあります。

・既に取り組を行っている企業に対する支援策の拡充とともに、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を拡大していく必要があります。

【取組の方向性】

◆**ワークライフバランスの推進【再掲】**3-(3)-1)-①

ワークライフバランス推進アドバイザーの体制強化を図るとともに、業界団体、市町村、商工会等と連携してワークライフバランスに取り組む企業の拡大を図ります。

◆**働き方改革の推進【再掲】**3-(3)-1)-①

優良事例の横展開や、小規模企業や中山間地域におけるロールモデルの創出などにより、働き方改革に取り組む企業の拡大を図ります。

⑤ **農業経営体等における女性が働きやすい環境整備**

【現状と課題】

○**女性の就農について【再掲】**3-(3)-1)-①

女性の就農については、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、女性にとっての就農環境等も不十分な状況です。

○**漁業への女性の就業について【再掲】**3-(3)-1)-①

- ・若者や女性への就業・定着に関するアンケートでは、労働面、雇用面、環境面が課題です。
- ・女性の就業や定着に向けた、漁業現場における課題の解決に向けた取組が必要です。

【取組の方向性】

◆**女性の就農について【再掲】**3-(3)-1)-①

- ・共育てに対する理解促進と女性が働きやすい環境を整備するための支援を進めます。
- ・女性が活躍する先進経営体の事例紹介や、視察・バスツアーを開催します。
- ・衛生管理設備（トイレ、手洗い場等）、福利厚生設備（休憩スペースや更衣室等）を整備し、女性も働きやすい環境づくりを進めます。

◆**漁業への女性の就業について【再掲】**3-(3)-1)-①

- ・若者や女性に選ばれる漁業への転換に向けた取組を推進します。
- ・水産業の現場における課題を抽出し、課題の解決に向けた協議を行います。
- ・男性の育児休暇など、休暇の取得しやすい職場の実現に向けて雇用環境を改善します。

## ⑥ 県庁職員におけるワークライフバランス推進及び両立支援等

### 【現状と課題】

○県では、職員向けに「高知県職員子育てサポートプラン」によって子育て支援を行っています。男性の育児休業取得率については、順調に増加していますが、働き方改革等の新しい取組や、現行プランで見えてきた課題への対策など、取得率の更なる増加に向けた取組が必要です。

### 【参考：令和5年度実績】

- ・県職員の育児休業取得率：男性：84.1%（1週間以上の取得） 女性：100%
- ・配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 64.6%

### 【取組の方向性】

◆「高知県職員子育てサポートプラン」は、令和7年4月に「高知県職員「共働き・共育て」サポートプラン」として衣替えする予定です。「県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う環境づくり」や「時間外の縮減・多様な働き方の拡大などの働き方改革」に加えて、「「共育て」の推進」の視点を取り入れます。子育て世代の職員が安心して子どもを産み育てられる職場環境の実現に向けて、更なる取組を検討していきます。

## ⑦ 家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備

### 【現状と課題】

#### ○ファミリー・サポート・センター事業【再掲】3-(2)-1)-①

県内市町村での設置を推進しています。設置市町村数の増加及び提供会員の増加に向けた市町村への支援を行うと共に、気軽に利用できることを目的に、支援メニューの拡充を検討してもらえるよう情報提供を行っています。

### 【取組の方向性】

#### ◆ファミリー・サポート・センター事業【再掲】3-(2)-1)-①

センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。

### 3. 子育て当事者への支援

#### (4) ひとり親家庭への支援

本県では、平成 19 年 3 月に第一次となる「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成 25 年 1 月には第二次計画、平成 29 年 3 月には第三次計画を策定し、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくりを基本理念に、ひとり親家庭等の自立支援に取り組んできました。

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境を整えること」が重要です。引き続き先の基本理念のもと、さまざまな家庭環境にある子ども達が、安心して暮らすことができ、希望する未来に進むことができる環境づくりを進めます。

#### 1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

K P I	基準値	目標値
生活保護世帯のこどもの高校等卒業後の進学率	38.8% (R4.4.1)	県全体の平均レベル (参考：R2 進学率 68.6%)
子ども食堂設置数	107 か所 (R 5)	150 か所 (R 9)
ファミリー・サポート・センター提供会員数	977 人 (R 4)	1,250 人 (R 9)
自立支援計画 (プラン) の策定率	29.5% (R 4)	50% (R 9)
ひとり親家庭支援センターの支援による就職者数	26 人 (R 4)	40 人 (R 9)
一時預かり事業実施箇所数	26 市町村 111 箇所 (R5)	27 市町村 105 箇所 (R11)
延長保育事業実施箇所数	14 市町村 137 箇所 (R5)	14 市町村 144 箇所 (R11)
病児保育事業実施箇所数	9 市町村 22 箇所 (R 5)	9 市町村 22 箇所 (R11)

#### ① ひとり親家庭への経済的支援

##### 【現状と課題】

○母子家庭の年間就労収入は、200 万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7 割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、経済的に自立できるまでの間については、各種制度による経済的な支援が必要です。

##### 【参考】令和 3 年度高知県ひとり親家庭等実態調査

年間就労収入 200 万円未満の母子家庭 46.3%  
家計の状況「やや苦しい」「とても苦しい」72.1%

○生活福祉資金特例貸付の償還が困難な人など、コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者に対しては、継続的な支援が必要です。

○生活保護世帯のこどもの高校卒業後の進学率は上昇してきているが、県平均には届いていないため、厳しい環境にある子どもたちの社会的自立に向けた支援の強化が必要です。

○家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

【再掲】1 - (4) - 1) - ⑤

## 【取組の方向性】

### ◆児童扶養手当制度

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
- ・市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、適正な支給業務を行います。

### ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度

- ・ひとり親家庭の経済的自立や児童の健やかな育成を支援するため、個々の状況に応じて、各種資金の貸付けを行います。
- ・市町村と連携して母子父子寡婦福祉資金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を行います。

### ◆ひとり親家庭の医療費負担の軽減

病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の自己負担分への助成を行います。

### ◆生活困窮者への支援

自立相談支援機関が、生活困窮者をより適切に支援できるよう、県内3ブロックに配置した地域支援監による支援を継続します。

### ◆就学機会の確保【再掲】1-(4)-1)-⑤

国公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、児童生徒の就学機会を確保していきます。

- ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図ります。
- ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行います。
- ・私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、就学支援金や授業料減免、奨学給付金等の補助や給付を継続します。

## ② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

### 【現状と課題】

○子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の保護者が、働きながら安心して子育てができるようになるためには、多様な保育サービス等の充実や居場所づくりなどにより、子育て面や生活面での支援が必要です。

### ○地域子育て支援拠点事業【再掲】1-(2)-3)-④

住民参加型の子育て支援の実現に向け、子育てピアサポーターや地域ボランティアによる敷居の低い相談体制の推進が必要です。

### ○ファミリー・サポート・センター事業【再掲】3-(2)-1)-①

県内市町村での設置を推進しています。設置市町村数の増加及び提供会員の増加に向けた市町村への支援を行うと共に、気軽に利用できることを目的に、支援メニューの拡充を検討してもらえよう情報提供を行っています。

### ○子育て短期支援事業【再掲】3-(2)-1)-①

親の仕事や病気などの場合に対応できるよう、十分な受入先を確保する必要があります。

○母子生活支援施設の支援機能の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設において、離婚等により生活やこどもの養育が困難になった母子家庭の子育てや生活の支援を行っています。

○母子父子寡婦福祉資金貸付制度（住宅資金・転宅資金）【再掲】3 - (4) - 1) - ①

住宅の取得や住居の移転にかかる資金の貸し付け制度を設けています。

○ひとり親家庭等の県営住宅への入居優遇

県営住宅の入居者の抽選において、子育て世帯やひとり親世帯の当選確率が2倍となるように優遇措置を実施しています。

○民間賃貸住宅への入居支援

ひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、ホームページにおいて住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

○こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）【再掲】1 - (4) - 2) - ②

「子ども食堂」は、「こどもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域でこどもたちを見守る場」としての機能を担っており、各地域へのさらなる展開が期待されます。

○保育所等優先的利用の推進

保護者のニーズに合った、きめ細かな支援を充実するため、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき市町村が実施する事業に対して支援を行う必要があります。

○病児保育事業の実施【再掲】2 - (1) - 8) - ⑤

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

○一時預かり事業【再掲】2 - (1) - 9) - ④

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

○延長保育事業【再掲】3 - (2) - 1) - ①

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

○多子世帯等への保育料の軽減【再掲】1 - (4) - 1) - ①

令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されたが、その対象は満3歳以上のこどもと住民税非課税世帯や多子世帯の満3歳未満のこどもなど一部にとどまっています。

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】2 - (2) - 10) - ①

放課後子ども教室または放課後児童クラブの設置率は97.3%（R5年度）となり、ほぼ全ての小学校区に放課後等のこどもたちの安全・安心な居場所の確保が順調に進んでいますが、市町村において待機児童や国の施設基準等に対応できるよう、運営補助や施設整備補助の活用促進や助言を行うことが必要です。また、放課後子ども教室や放課後児童クラブの充実した活動事例の共有とともに、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが引き続き求められます。

【取組の方向性】

◆地域子育て支援拠点事業【再掲】1 - (2) - 3) - ④

実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルテーションやフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。

◆ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。

◆子育て短期支援事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

・地域の実情に合わせて事業が実施されるよう、市町村への事業周知に取り組みます。また、受入先の確保に向けて里親の開拓を推進します。

◆母子生活支援施設の支援機能の充実

母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援を行うとともに、母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により地域の子育て支援を充実します。

◆母子父子寡婦福祉資金制度（住宅資金・転宅資金）【再掲】 3 - (4) - 1) - ①

ひとり親家庭等が住宅を建築、購入、増築、改築、補修等するために必要な資金、転居時の住宅の賃借、家財運搬に必要な資金などの貸付けを行います。

◆ひとり親家庭等の県営住宅への入居優遇

引き続き子育て世帯やひとり親世帯の優遇措置を実施します。

◆民間賃貸住宅への入居支援

引き続きひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、ホームページにおいて住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報提供を行います。

◆こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）【再掲】 1 - (4) - 2) - ②

・子ども食堂の運営経費への補助やこどもの居場所づくり推進コーディネーターの配置により、地域の実情に応じた子ども食堂の開設や運営を支援します。

・居場所や支援を必要とするこどもや保護者を子ども食堂や適切なサポートにつなげるため、地域の支援機関との連携を後押しします。

◆保育所等優先的利用の推進

ひとり親の就業や求職活動等を支援するため、保育所等への入所を優先的に取り扱うよう市町村に働きかけます。

◆病児保育事業の実施【再掲】 2 - (1) - 8) - ⑤

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みます。

◆一時預かり事業【再掲】 2 - (1) - 9) - ④

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

◆延長保育事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

◆多子世帯等への保育料の軽減【再掲】 1 - (4) - 1) - ①

18歳未満のこどもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

◆放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】 2 - (2) - 10) - ①

市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等に

おけるこどもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進します。

### ③ ひとり親家庭の就労支援

#### 【現状と課題】

○ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。就業機関が連携し、ひとり親家庭の養育状況や就業への様々なニーズなどに応じたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

#### 【取組の方向性】

##### ◆ひとり親家庭支援センターによる就労支援

- ・相談者一人ひとりに寄り添い、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等の専門機関と連携したきめ細かな就業支援を行います。
- ・生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。
- ・能力開発訓練の受講を勧めるなど資格取得のための支援を行うとともに、パソコン講座の開催など就職に役立つ講義を行います。
- ・ひとり親を一定の条件で雇用した場合に雇用主に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など、就業機会創出のための制度の周知を図るとともに、ひとり親の雇用について理解を深めるための啓発活動やひとり親家庭のニーズに沿った求人開拓を行い、就業機会の確保に努めます。

##### ◆女性の就労支援【再掲】 2 - (3) - 7) - ②

- ・求職者の不安を解消するための職場体験を実施します。
- ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施します。

##### ◆生活困窮者自立支援事業【再掲】 1 - (4) - 2) - ④

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を各自立相談支援機関に設置し、相談支援員が相談者の生活状況等を把握し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者と一緒に自立支援計画（プラン）を作成するなど、自立へのサポートを行います。

##### ◆自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

##### ◆高等職業訓練促進給付金事業

就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、ひとり親が養成機関で修業する場合、その修業期間について生活保障としての給付金などを支給します。

##### ◆高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行い、資格取得を促進します。

##### ◆住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子の貸付けを行います。

##### ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親子が、高等学校卒業程度認定試験合格

を目指して講座を受講する場合に、講座受講費用の一部を補助します。

◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度（技能習得資金・生活資金）【再掲】3 - (4) - 1) - ①

ひとり親等が資格や技能を取得するために必要な授業料、交通費、また、技能取得中の生活費などの貸付を行います。

◆公共職業訓練の実施【再掲】1 - (4) - 3) - ①

新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。

④ 放課後等の学習支援

【再掲】1 - (4) - 1) - ③

2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

K P I	基準値	目標値
困りごとについて頼れる人がいない人の割合	「重要な事柄の相談」 14.4% (R3)	9.0% (R9)
ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,713 件 (R4)	2,100 件 (R9)
ひとり親家庭支援センター公式 LINE 累計登録者数	1,843 人 (R4)	3,400 人 (R9)
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0 市町村 (R5)	全市町村 (R7)

① 相談支援体制の強化

【現状と課題】

○母子父子自立支援員による相談支援

相談者それぞれの悩みや課題に対して、ニーズに応じた多様な支援メニューを伝えるとともに、他の支援機関につなげるなど、総合的な支援体制の充実が必要です。

○ひとり親家庭支援センターによる相談支援

相談件数は増加しているものの、高知市以外からの相談割合は少なく、県内全域から相談しやすい体制の強化が必要です。

○関係機関における相談体制の充実・強化

・療育福祉センターによる情報発信や相談対応（市町村からの更生医療の相談、発達障害者視線センターでの相談、地域連携室での診療相談等）を実施しています。

・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことから、民間支援機関ともより連携し、協働して支援にあたる必要があります。

・こうち男女共同参画センターに寄せられた R5 年度の相談件数は、前年度比で 47.6%増加しており、引き続き相談員のスキルアップが必要です。

・高知家の女性しごと応援室に寄せられる相談件数は年々増加しており、引き続き関係機関等と連携し、求職者の状況に応じた就労支援が必要です。

・虐待や貧困、ヤングケアラーなど厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、または自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。



・子ども家庭庁のひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」を活用し、制度等の周知を図ります。

・「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村における児童扶養手当現況届提出時、離婚届や転入届提出時、保育所の手続時など、様々な機会を通じて、ひとり親家庭に配布します。併せて、ひとり親の支援等を行う市町村や県福祉保健所、関係団体等、ひとり親家庭により身近な保育所や学校等にも配布し、支援制度の情報を確実に届けます。

### 3) 養育費の確保及び親子交流への支援

K P I	基準値	目標値
養育費の取決めをしている割合	母子世帯 40.5% (R3)	母子世帯 47.0% (R9)
	父子世帯 23.6% (R3)	父子世帯 29.0% (R9)

#### ① 養育費確保及び親子交流への支援

##### 【現状と課題】

○養育費は、ひとり親家庭におけるこどもの生活を保障し、健やかな成長を支えるために必要な費用です。一方、本県における養育費の受領率は、全国平均を下回っており、養育費の確保に向けた取組が必要です。

【参考】令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査
養育費受領率 母子世帯 25.9%(全国 28.1%)
父子世帯 7.0%(全国 8.7%)

○こどもの意見や意向を尊重した安全・安心な親子交流は、こどもの健やかな成長のために大切なことです。

##### 【取組の方向性】

◆市町村の戸籍担当部署と連携し、離婚届提出時など様々な機会を通じて、養育費や親子交流に関する情報提供や、ひとり家庭支援センターの法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行います。

◆ひとり親家庭センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保に関する問題を解決するため、弁護士等による個別法律相談を実施します。

◆養育費の取り決め等にかかる手続費用への支援を行います。